

浅川町 こども・子育て計画



令和7年3月

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制と経過	3
第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状	5
1. 人口・世帯の状況	5
2. 婚姻・出産等の状況	8
3. アンケートから得られる現状	10
4. 第2期計画の評価	32
5. こども・子育てを取り巻く課題	40
第3章 計画の基本的な考え方	43
1. 基本理念	43
2. 基本方針	44
3. 施策分野	45
4. 課題の整理	45
5. 施策体系	48
第4章 施策の展開	52
I ライフステージを通じた重要事項	52
II ライフステージ別の重要事項	73
III 子育て当事者への支援に関する重要事項	84
第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援事業計画)	91
1. 子ども・子育て支援事業の全体像	91
2. 教育・保育の提供区域	92
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	93
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	95
第6章 計画の推進体制・進行管理	102
1. 計画の推進体制	102
2. 進行管理・評価	102
参考資料	103
1. 浅川町子ども子育て会議設置条例	103
2. 浅川町子ども・子育て会議委員	104

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

第2期浅川町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）では、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、本町の子どもに関する基本理念や各施策の目標などを定め、地域における子育て、母子の健康を保持増進する支援、児童虐待防止対策の充実など、妊娠期から思春期まで、切れ目のない子育て支援を推進してきました。

全国的な傾向として、子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景により大きく変化し、さらに不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーなど深刻な問題が増加傾向となっています。

そのような状況を踏まえ、国は、令和5年度にこども家庭庁を発足させ、同時にこども基本法の施行、こども未来戦略・こども大綱を閣議決定、令和6年度には、改正児童福祉法、改正子ども・子育て支援法を施行しています。また、こども大綱の中では、「こどもまんなか社会」として、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指す方針が示されました。

本町においては、第2期浅川町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末で終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するために、「浅川町こども・子育て計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づき策定する「市町村こども計画」であり、計画の策定においては、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案することとします。また、他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成できるとされています。

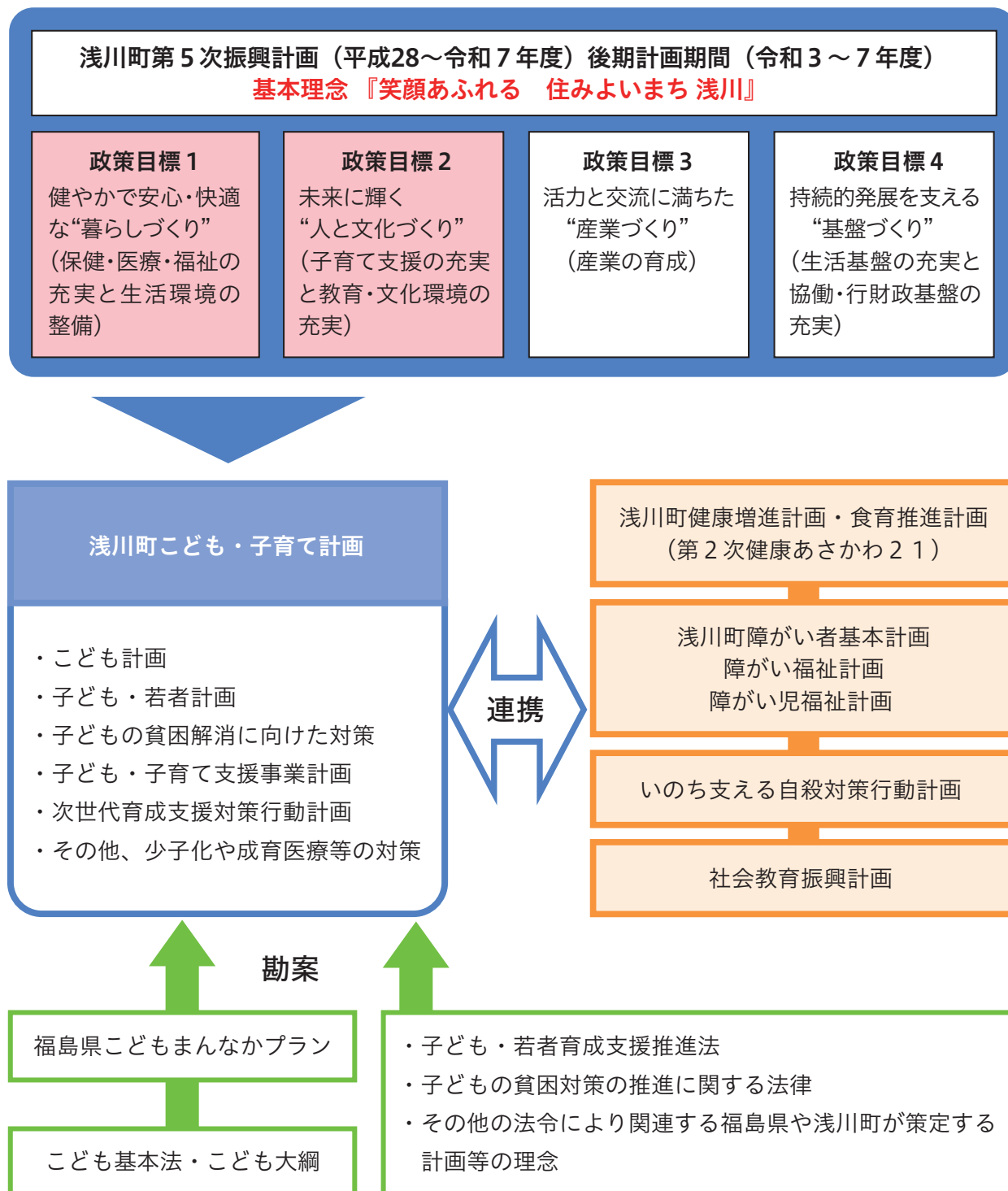
以上を踏まえ、こども・若者、子育て当事者への施策を総合的かつ計画的に推進するため、下記法令等に基づく計画を一体化した「浅川町こども・子育て計画」を策定します。

【一体的に策定する計画】

- ・市町村こども計画（こども基本法第10条）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ・市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）

(2) 他の計画との関係

第2期子ども・子育て支援事業計画と同様に「浅川町第5次振興計画 あさかわスマイルプラン」を基本として、福島県で策定された「福島県こどもまんなかプラン」や他の分野の保健福祉計画等と連携・整合を図りながら策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。また、毎年度、評価・点検を行い、必要に応じ見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期浅川町子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画					浅川町子ども・子育て計画 実施・評価、点検・見直し				

4. 計画策定体制と経過

(1) 子育て支援等に関するアンケート調査の実施

●調査の目的

子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、「浅川町子ども・子育て計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

●調査対象

町内市内在住の0歳から中学生までの子どもの保護者 343人

●調査期間

令和6年2月5日（月）から令和6年2月16日（金）まで

●調査方法

あさかわこども園、浅川小学校・浅川中学校の協力を得て、園・学校で配布・回収（一部郵送を含む）

●調査対象者、配布数、回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（%）
就学前児童保護者	98	79	80.6
小学生保護者	121	111	91.7
中学生保護者	124	112	90.3
計	343	302	88.0

(2) 「こども・子育て会議」の審議

子育て当事者等の意見やこども及び子育て家庭の実情を踏まえてこども・子育て支援施策を実施するため、町民、学識経験者、関係機関の代表者等で構成する「浅川町こども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の素案をホームページで公開し、町民から意見を募りました。



第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

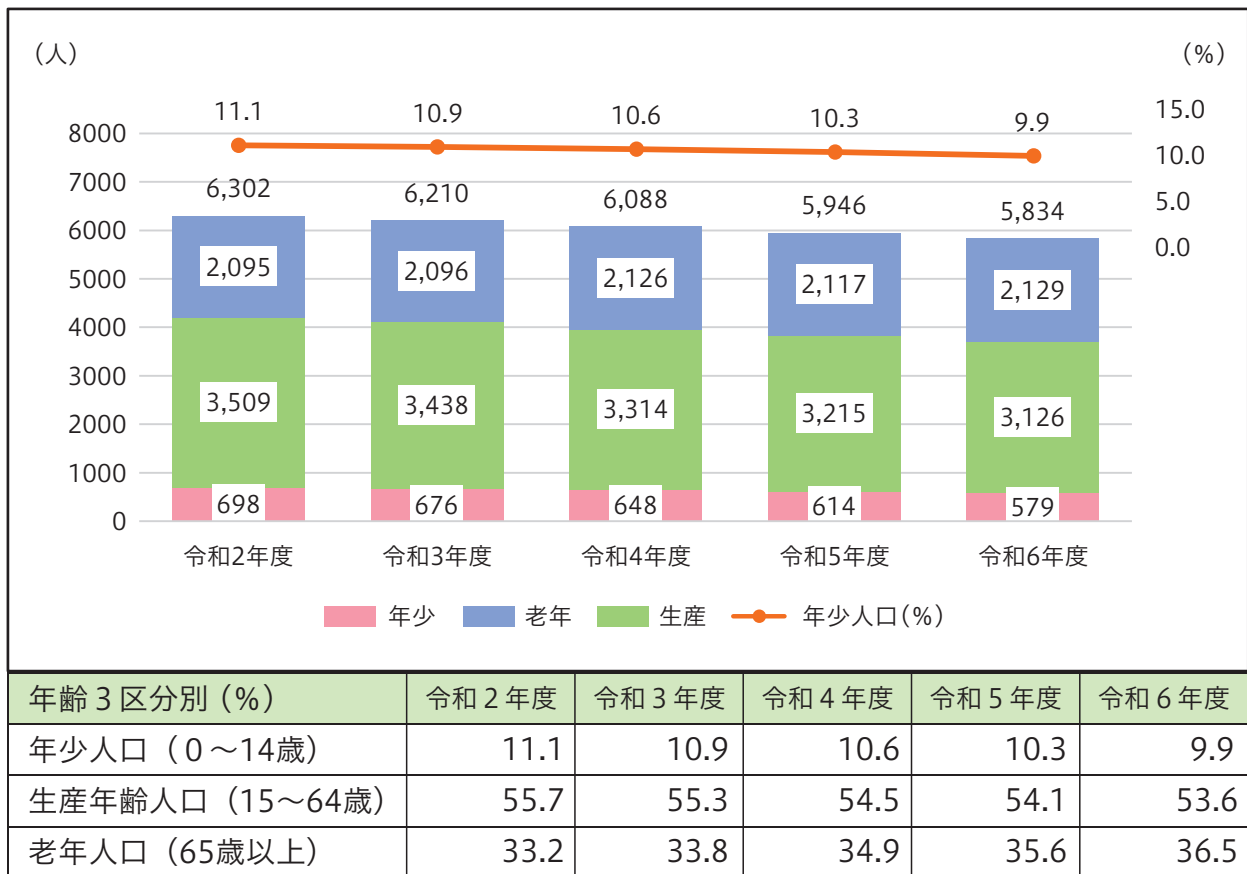
(1) 人口

①総人口・年齢3区分等

総人口は減少傾向にあり、令和6年度は5,834人と、令和2年度の6,302人から468人の減少となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口は、毎年30人以上減少しており、令和6年度は579人で令和2年度の698人から119人の減少となっています。生産年齢人口においても、令和2年度の3,509人から、令和6年度は3,126人へと383人減少しています。一方、老年人口はほぼ横ばいで推移していますが、年少人口及び生産年齢人口の減少に伴い、老年人口率は増加しており、令和6年度は36.5%と、令和2年度から3ポイント増加しています。

●人口(年齢3区分別)



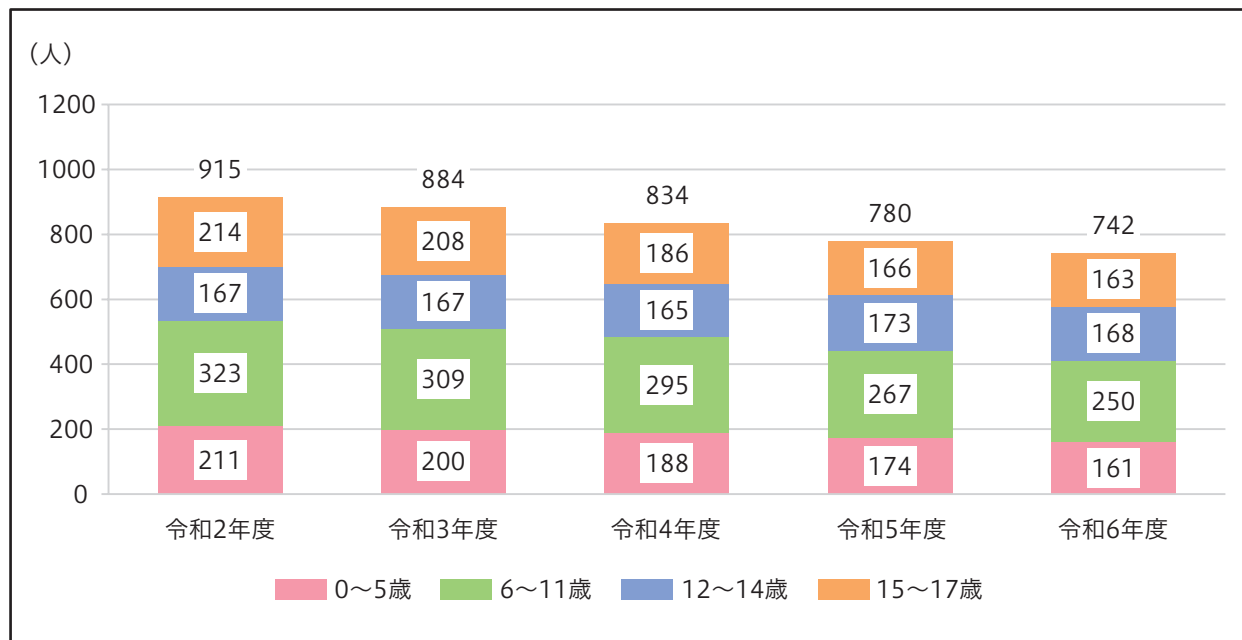
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



②児童数

令和6年度の本町の児童数は、0～5歳が令和2年度から50人減少し161人、6～11歳が73人減少し250人、12～14歳が1人増加し168人、15～17歳が51人減少し163人となっており、今後もそれぞれ減少していくと予想されます。

●人口(児童)



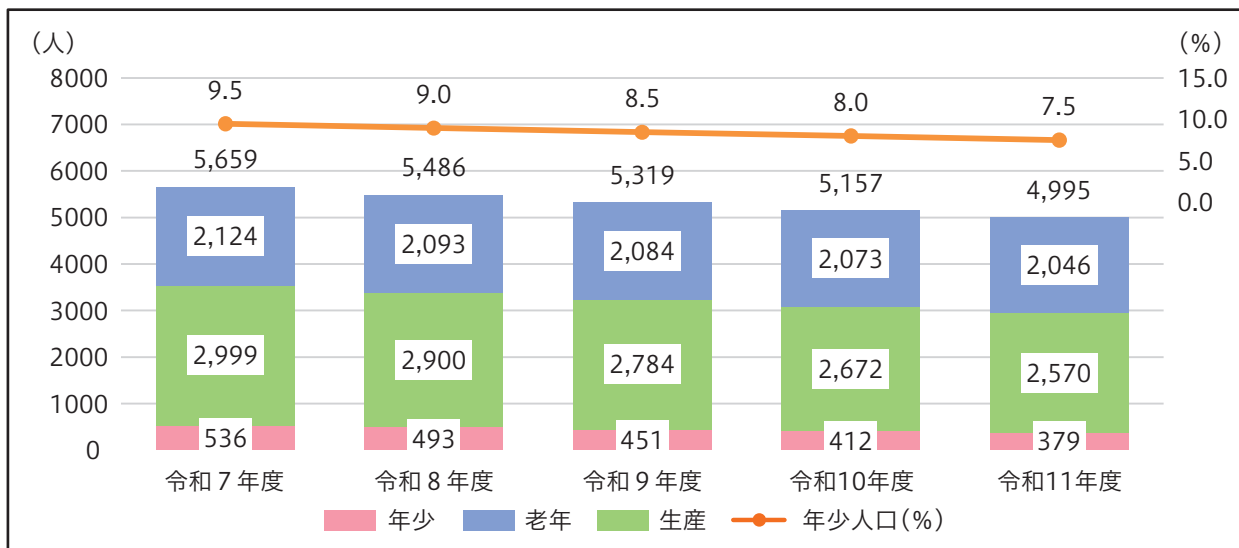
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



③総人口と年齢3区分別人口の推計

本町の将来の人口推計として、令和2年度から令和6年度までの実績より、コーホート変化率法にて推計しました。令和11年度には、総人口が4,995人、年少人口は379人になると推計されます。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和11年度には年少人口及び生産年齢人口はそれぞれ7.5%、51.5%に低下し、一方、老年人口は41.0%になると推計されます。

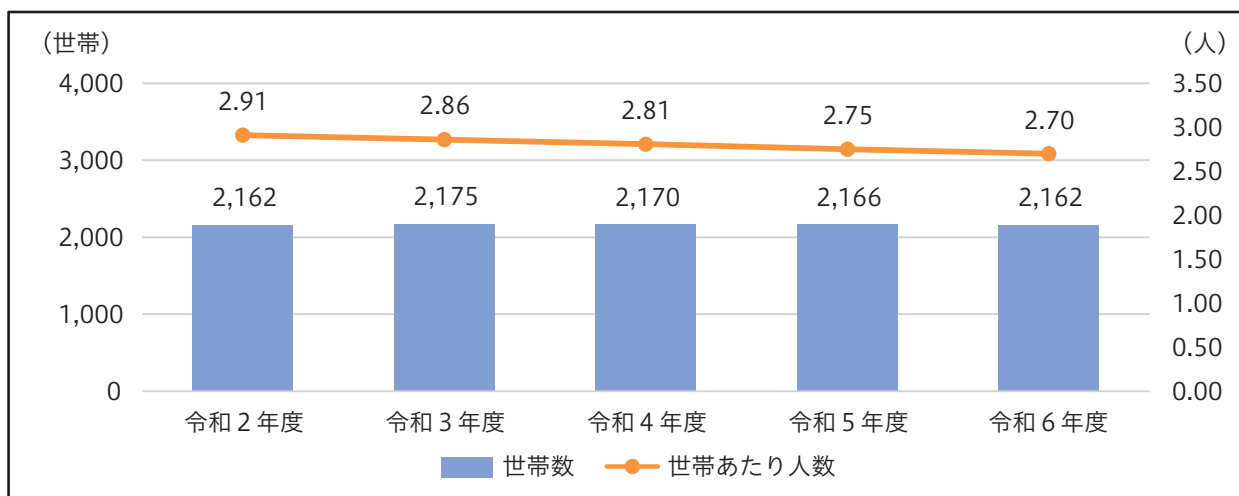


年齢3区分別 (%)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年少人口 (0～14歳)	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5
生産年齢人口 (15～64歳)	53.0	52.9	52.3	51.8	51.5
老年人口 (65歳以上)	37.5	38.1	39.2	40.2	41.0

※コーホート変化率法による推計値 (各年4月1日時点)

(2) 世帯数

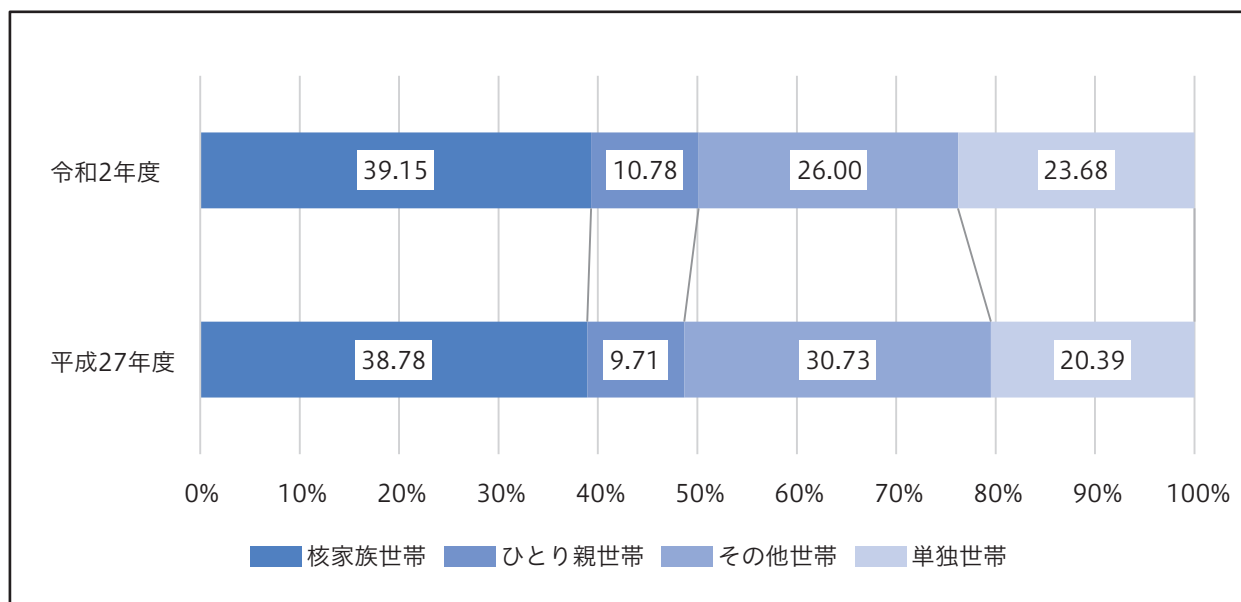
世帯数については、ほぼ横ばいで推移しており、人口の減少により、1世帯当たりの人員は令和6年で2.70人と、年々減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

(3) 世帯内訳

世帯内訳については、核家族世帯、ひとり親世帯単独世帯が増加傾向となっており、その他の世帯が減少傾向となっています。



資料：総務省 国勢調査

2. 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻

婚姻件数は、令和6年度は13件であり、令和2年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

●浅川町

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
婚姻 (件)	13	17	11	13	13

資料：住民課調べ (各年4月1日時点)

●福島県

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
婚姻 (件)	6,674	6,346	6,088	未	未

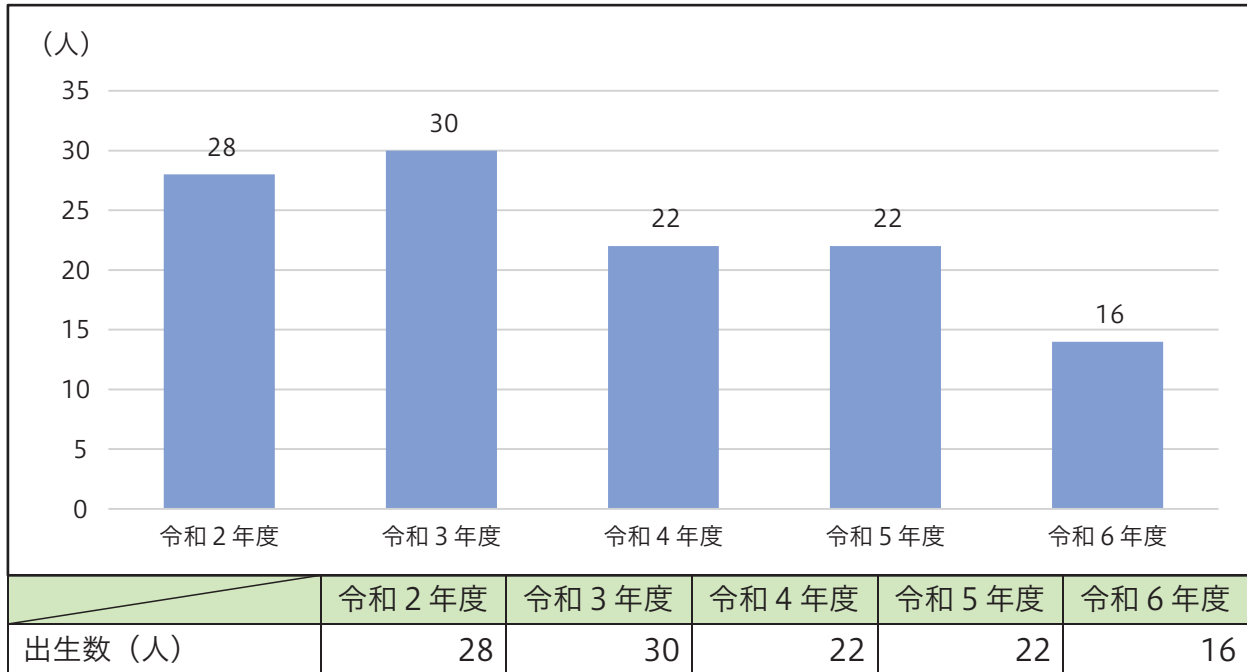
資料：人口動態統計



(2) 出生数等

令和2年度に28人であった出生数は減少傾向にあり、令和4年度22人、令和5年度に22人、令和6年度は16人となっています。

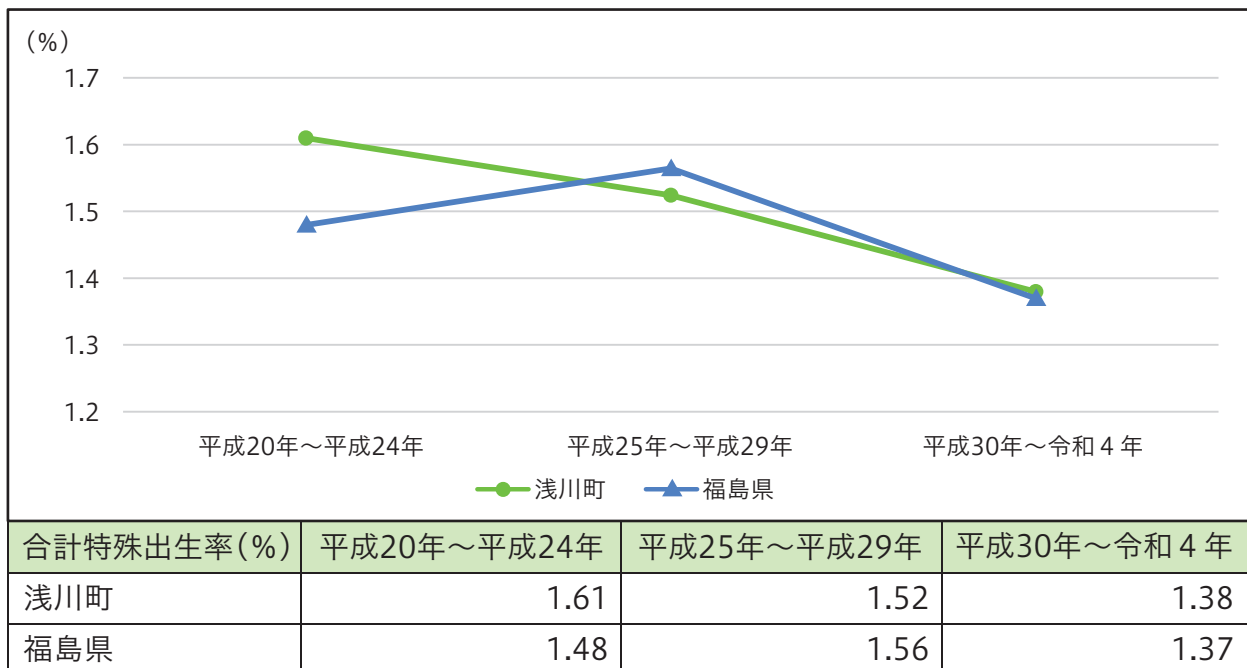
● 出生数



資料：保健福祉課調べ

本町の合計特殊出生率（平成30年から令和4年まで）は1.38と、前期から0.14ポイントの減少となっています。また、福島県の1.37より0.01ポイント上回っています。

● 合計特殊出生率

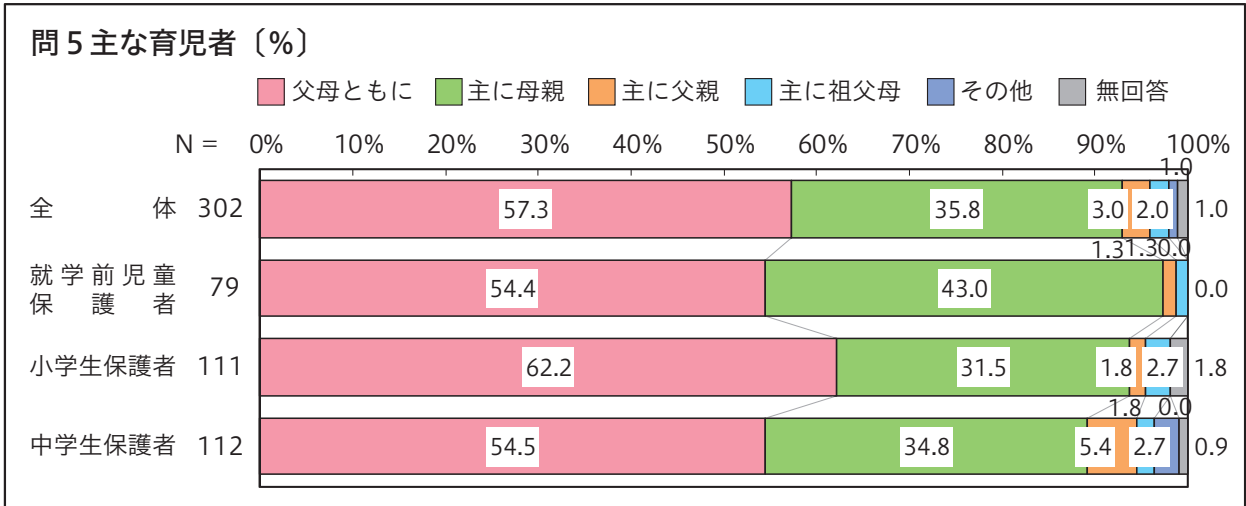


資料：国立社会保障・人口問題研究所

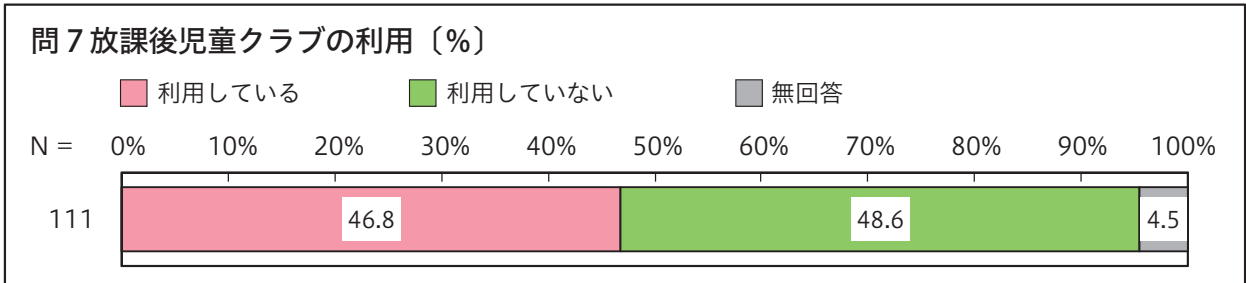
3. アンケートから得られる現状

(1) 定期的な教育・保育事業の利用について

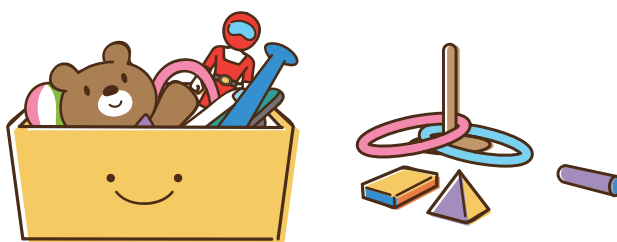
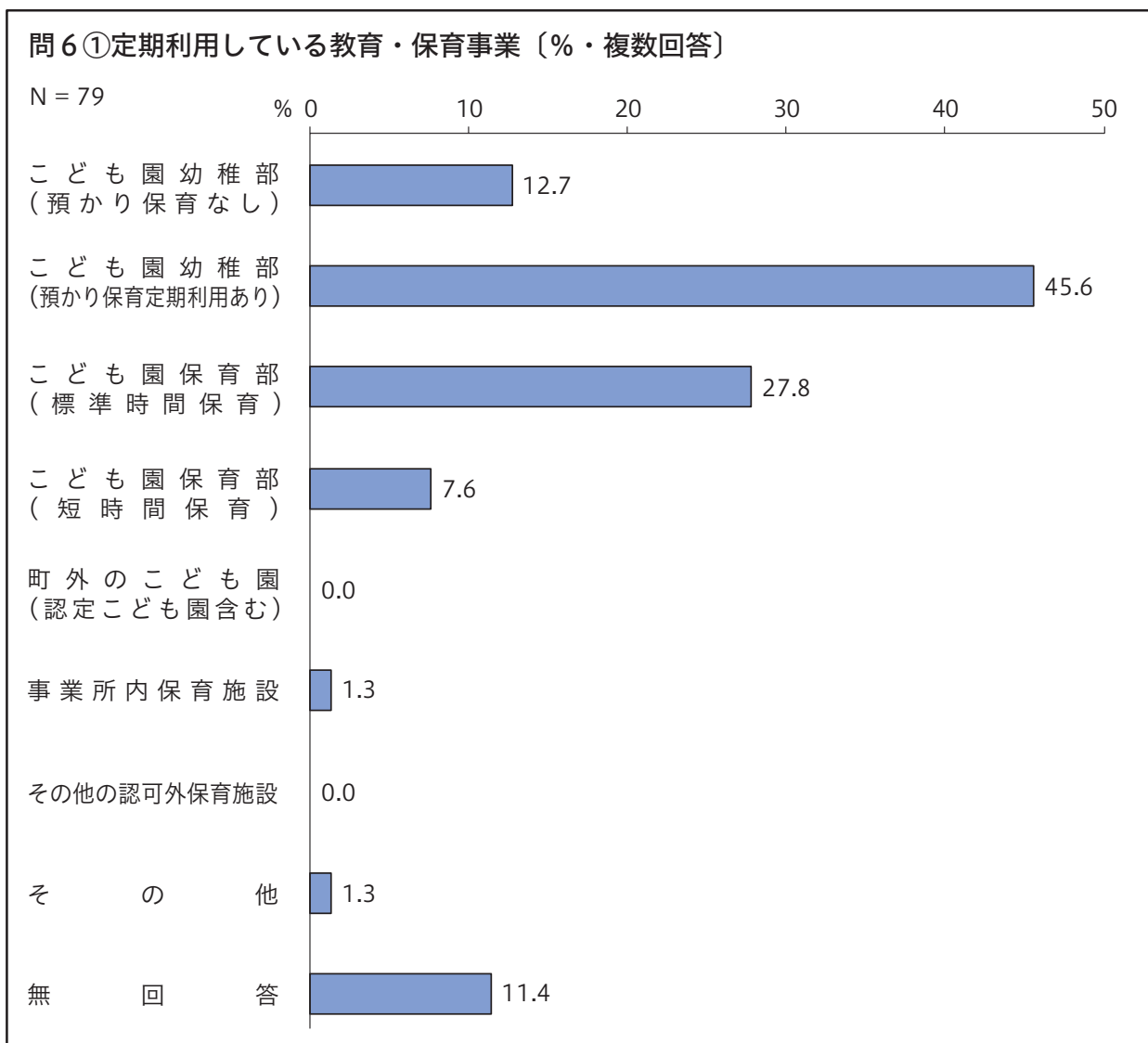
●子育て(教育を含む)を主に行っているのは、「父母ともに」が57.3%と多く、次点で「主に母親」が35.8%となっています。



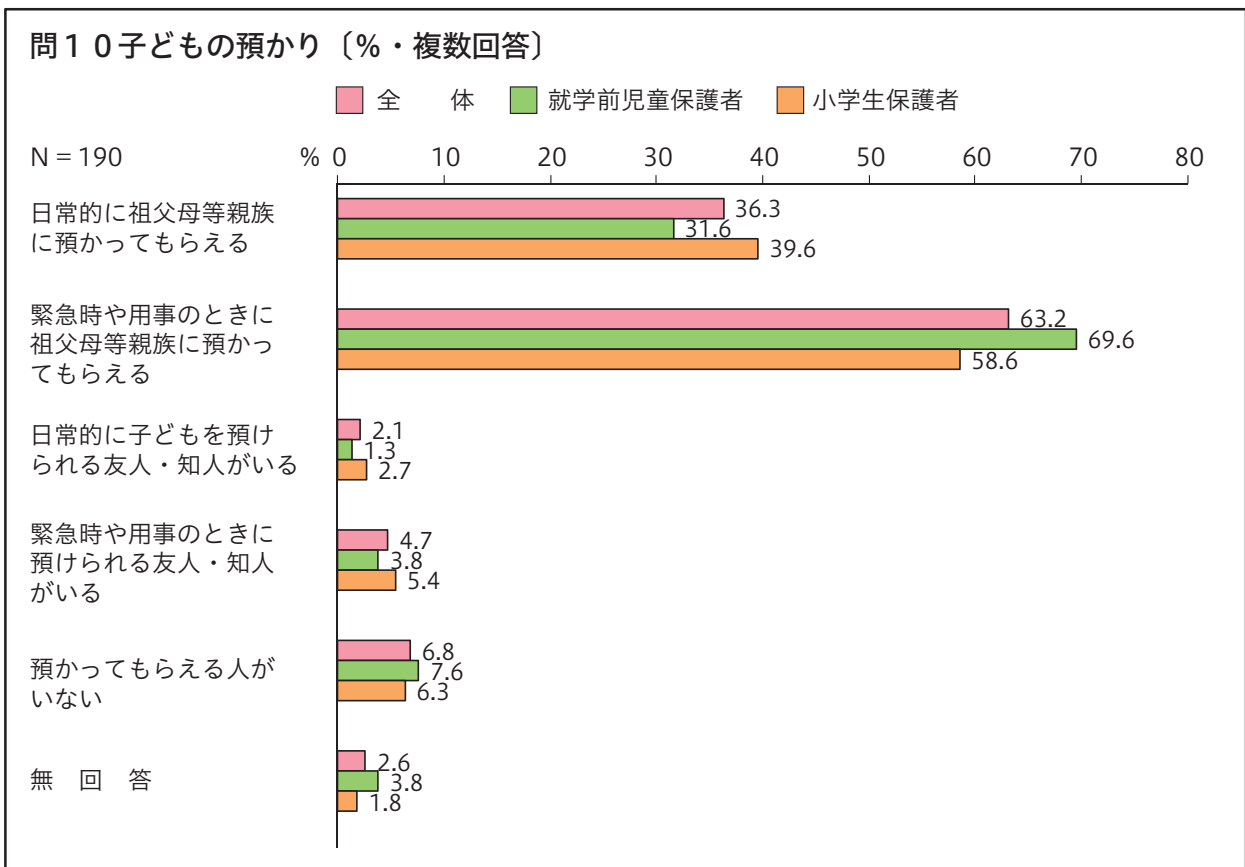
●小学生の児童クラブ利用については、「利用していない」が48.6%、「利用している」が46.8%と同程度となり、ほぼ半数が利用している状況です。



- 定期的に利用している教育・保育事業は、「こども園幼稚部(預かり保育定期利用あり)」が45.6%と多く、「こども園保育部(標準時間保育)」が27.8%、「こども園幼稚部(預かり保育なし)」が12.7%となっています。

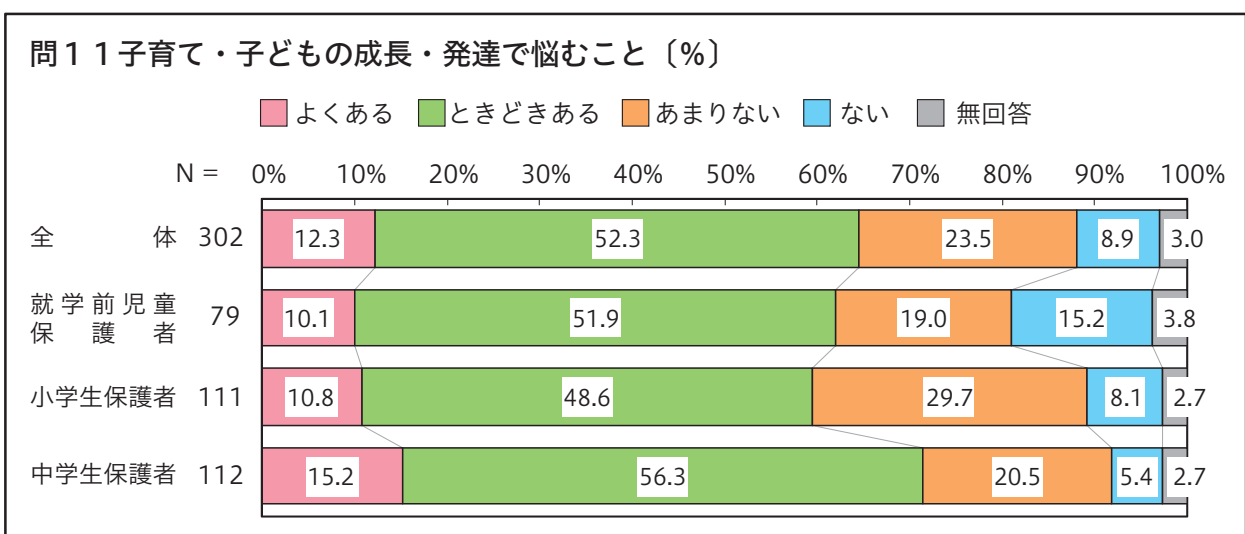


- 日頃子どもを預かってもらえるかについては、「緊急時や用事の際に祖父母等親族に預かってもらえる」が63.2%と多く、次点で「日常的に祖父母等親族に預かってもらえる」が36.3%となっています。

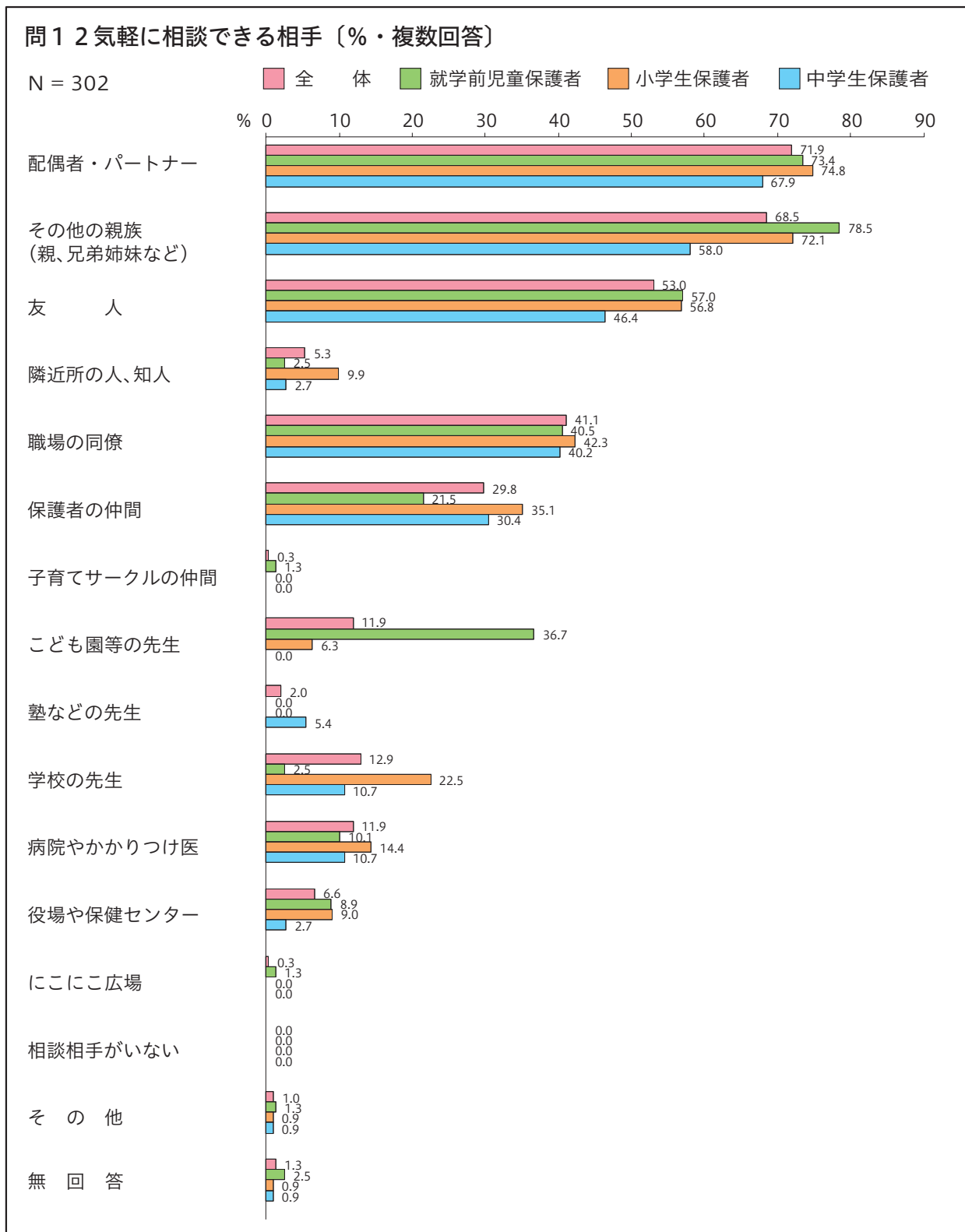


(2) 子育ての悩み等について

- 子育てやお子さんの成長・発達で悩むことについて、「ときどきある」が52.3%と多く、「あまりない」が23.5%、「よくある」が12.3%、「ない」が8.9%となっています。

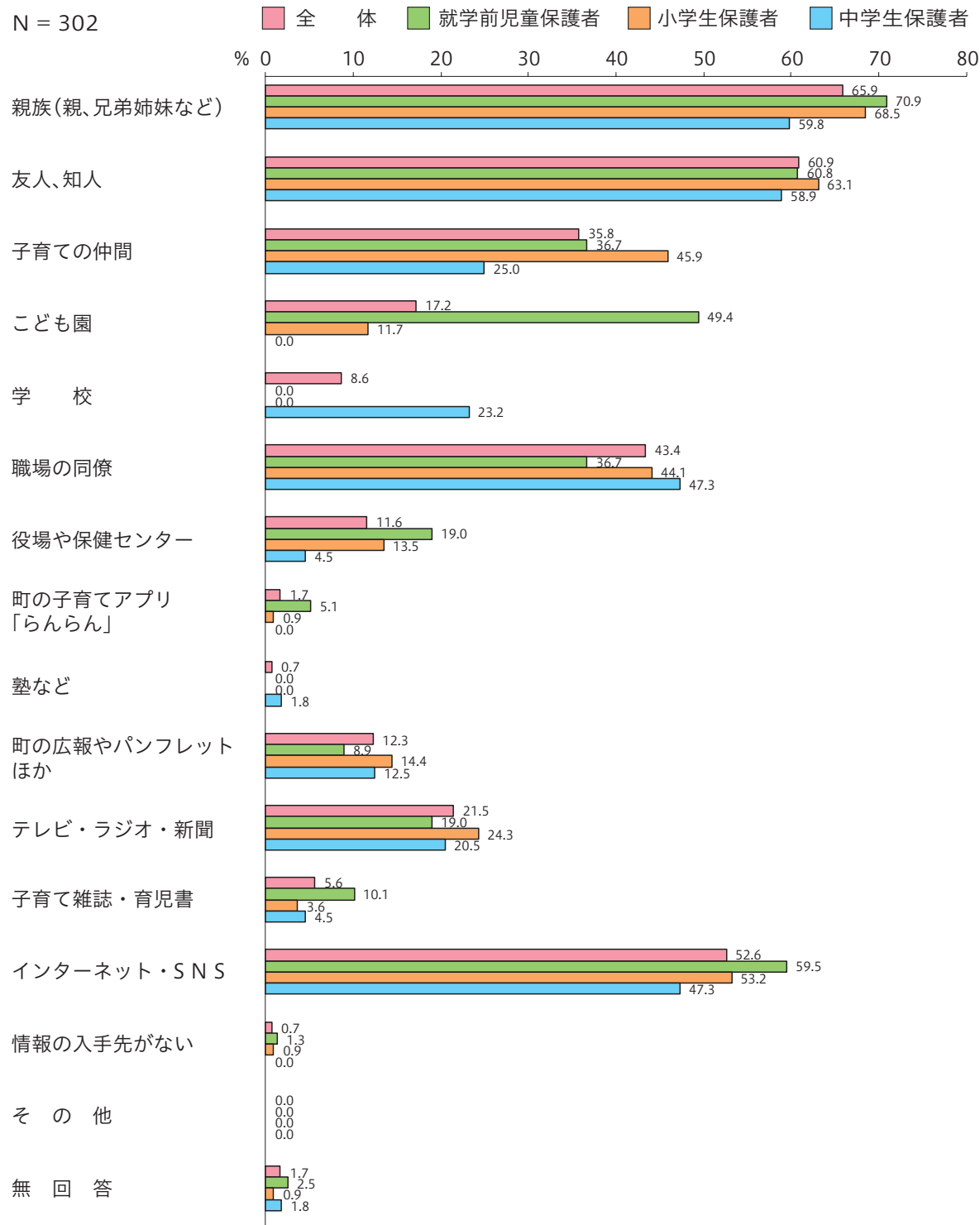


- 子育てをする上で、気軽に相談できる人について、「配偶者・パートナー」が71.9%、「その他の親族(親・兄弟姉妹など)」が68.5%と多く、「友人」が53.0%、「職場の同僚」が41.1%と続いています。就学前児童保護者で「その他の親族(親・兄弟姉妹など)」が78.5%、「こども園の先生」が36.7%、小学生保護者で「保護者の仲間」が35.1%、「学校の先生」が22.5%と多くなっています。



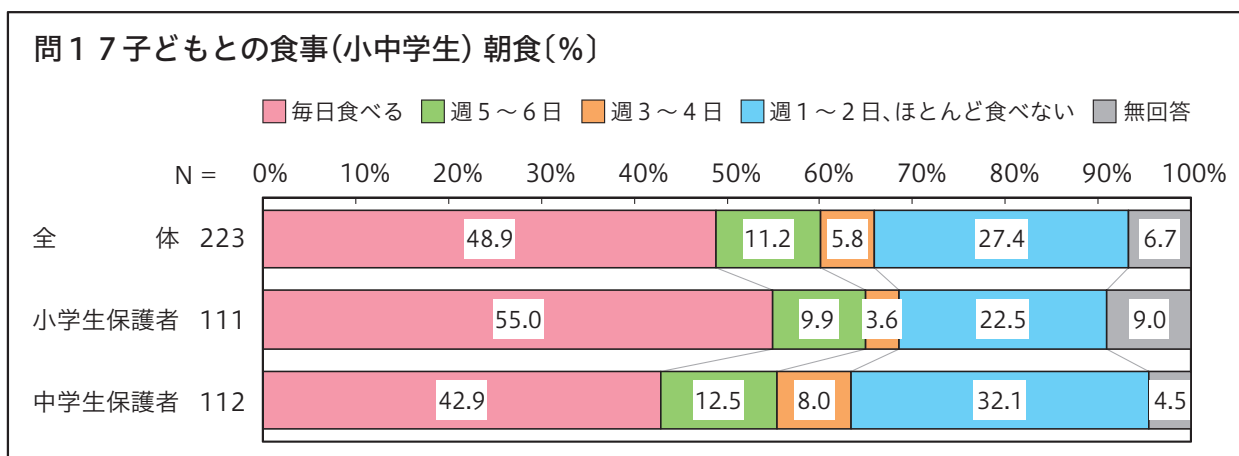
●子育てに関する情報の入手先について、「親族(親、兄弟姉妹など)」が65.9%と多く、「友人、知人」が60.9%、「インターネット・SNS」が52.6%と続いています。就学前児童保護者で「親族(親、兄弟姉妹など)」が70.9%、「インターネット・SNS」が59.5%、「こども園」が49.4%、「役場や保健センター」が19.0%、小学生保護者で「子育ての仲間」が45.9%、中学生保護者で「学校」が23.2%と多くなっています。

問13 子育て情報の入手先 (%・複数回答)

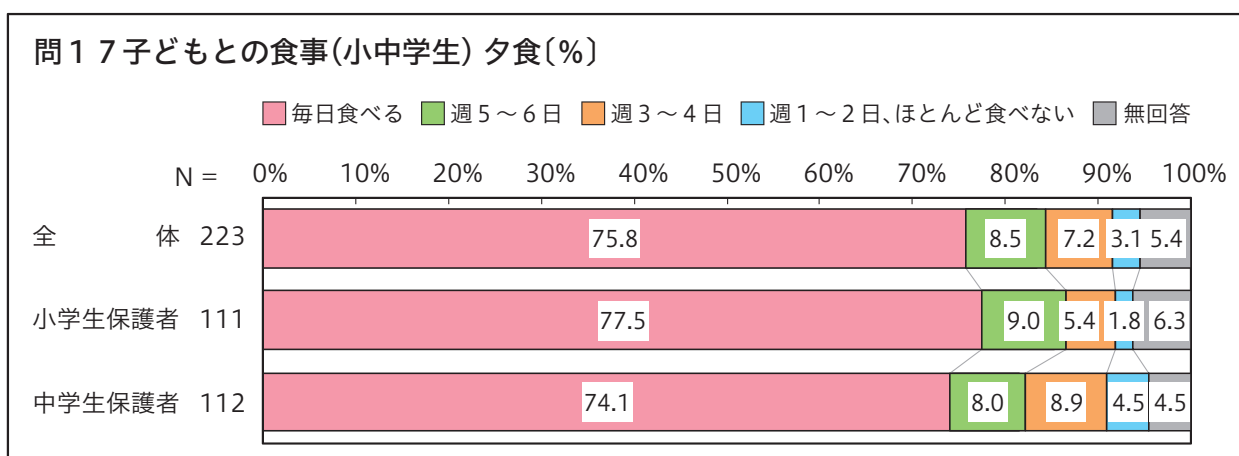


(3) こどもの日常、生活水準について

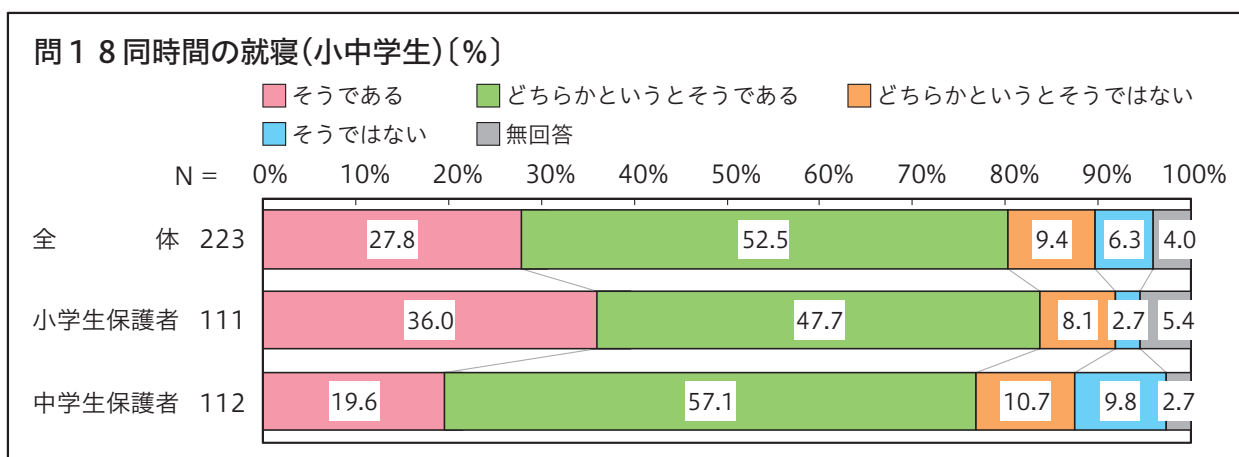
●週にどのくらい一緒に食事をするかについて、朝食は、「毎日食べる」が48.9%と多く「週1～2日、ほとんど食べない」が27.4%となっています。



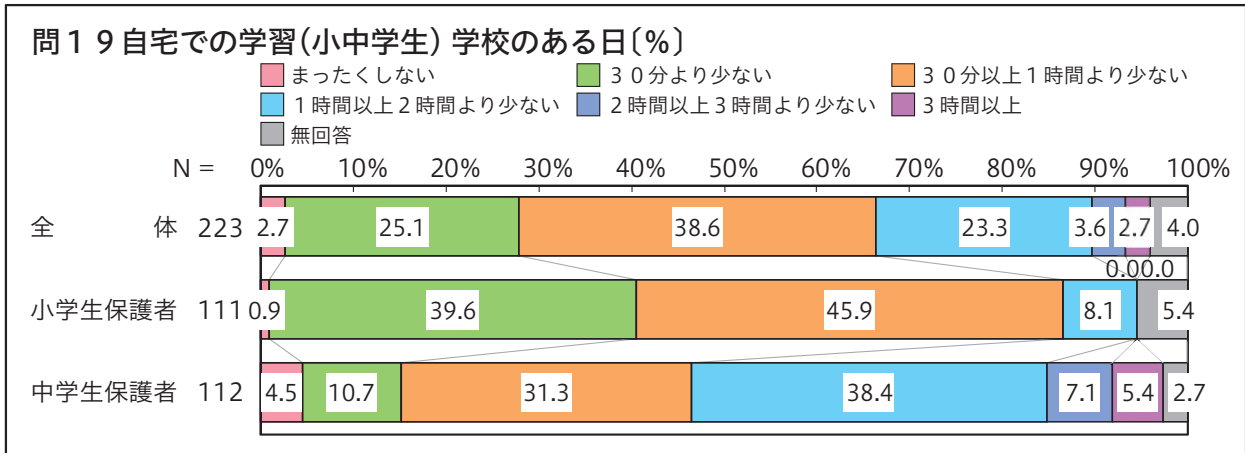
夕食は、「毎日食べる」が75.8%と多く、「週5～6日」が8.5%となっています。



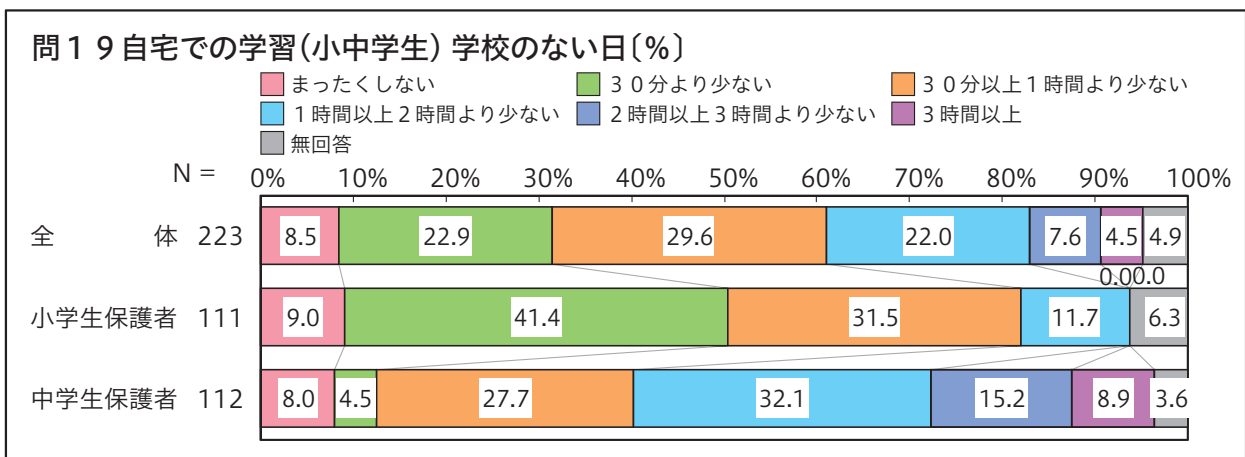
●平日の就寝時間は、ほぼ同じ時間かどうかについて、「どちらかというところである」が52.5%と多く、「そうである」が27.8%となっています。



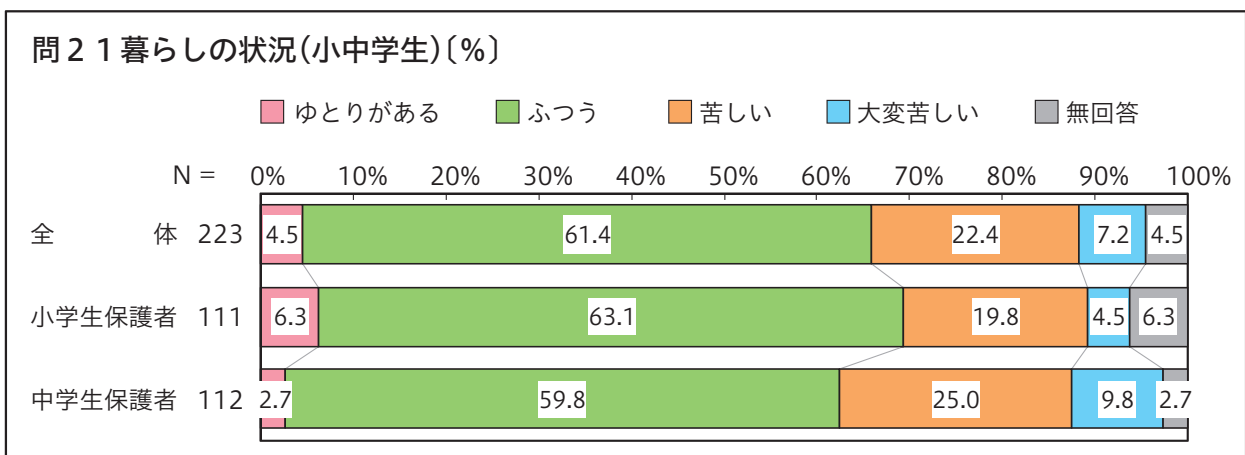
- 学習時間について、学校がある日は、「30分以上1時間より少ない」が38.6%と多く、小学生保護者で「30分より少ない」が39.6%、中学生保護者で「1時間以上2時間より少ない」が38.4%と多くなっています。



学校がない日は、「30分以上1時間より少ない」が29.6%と多く、小学生保護者で「30分より少ない」が41.4%、中学生保護者で「1時間以上2時間より少ない」が32.1%と多くなっています。



- 現在の暮らしの状況をどのように感じているかについて、「ふつう」が61.4%と多く、「苦しい」が22.4%となっています。



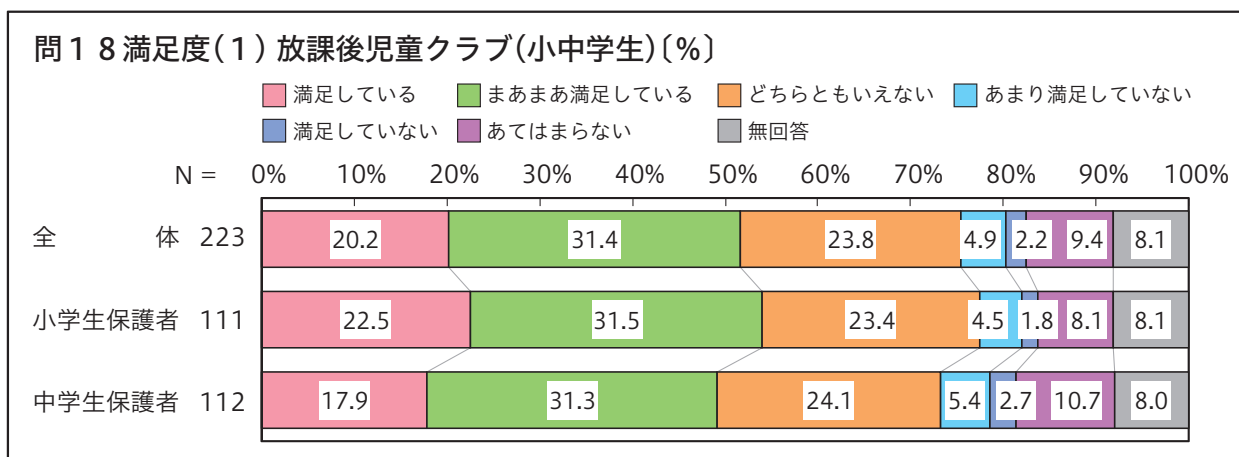
(4) 浅川町の子育て支援について

●子育ての中で感じた町施策等への満足度については、以下のとおりとなりました。

①子どもの居場所づくり

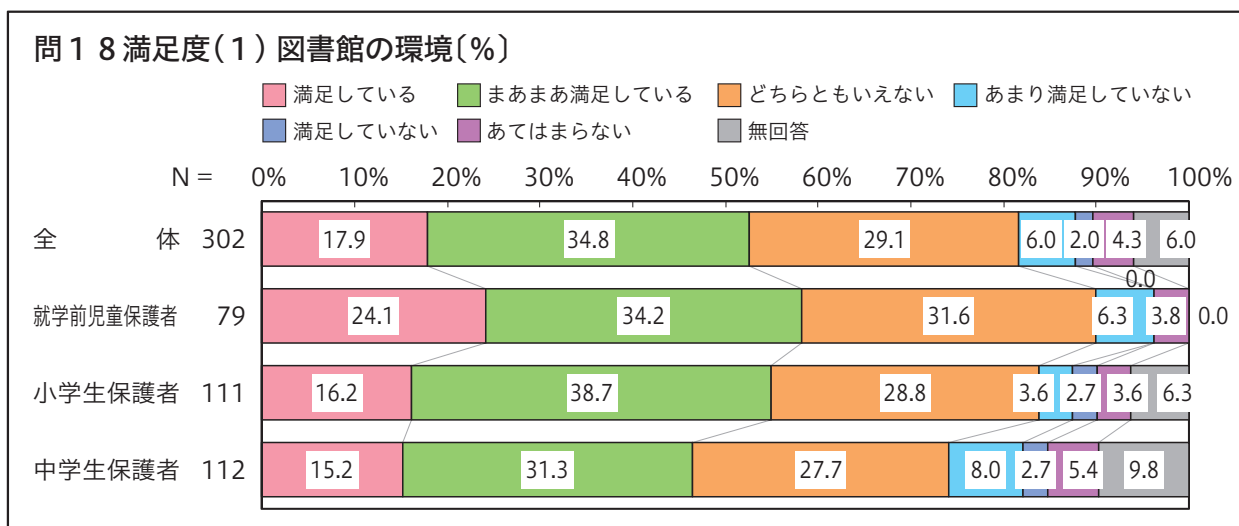
【放課後児童クラブ】

「まあまあ満足している」が31.4%と多く、「満足している」の20.2%と合わせて『満足している』は51.6%、「どちらともいえない」が23.8%となっています。



【図書館の環境】

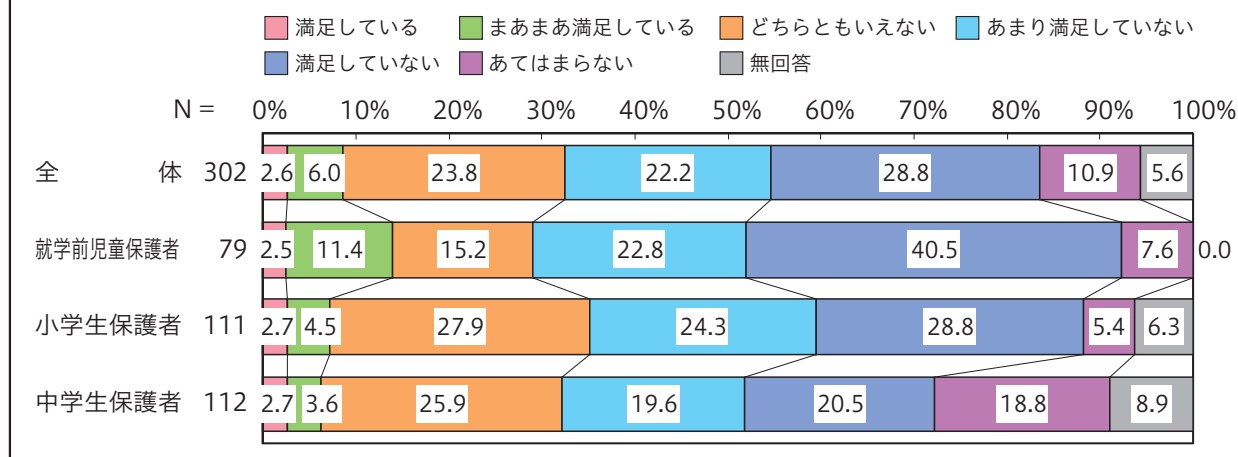
全体では、「まあまあ満足している」が34.8%と多く、「満足している」の17.9%と合わせて『満足している』は52.7%、「どちらともいえない」が29.1%となっています。



【子どもの遊ぶ場】

全体では、「満足していない」が28.8%と多く、「あまり満足していない」の22.2%と合わせて『満足していない』は51.0%、「どちらともいえない」が23.8%となっています。

問18 満足度(1) 子どもの遊ぶ場(%)

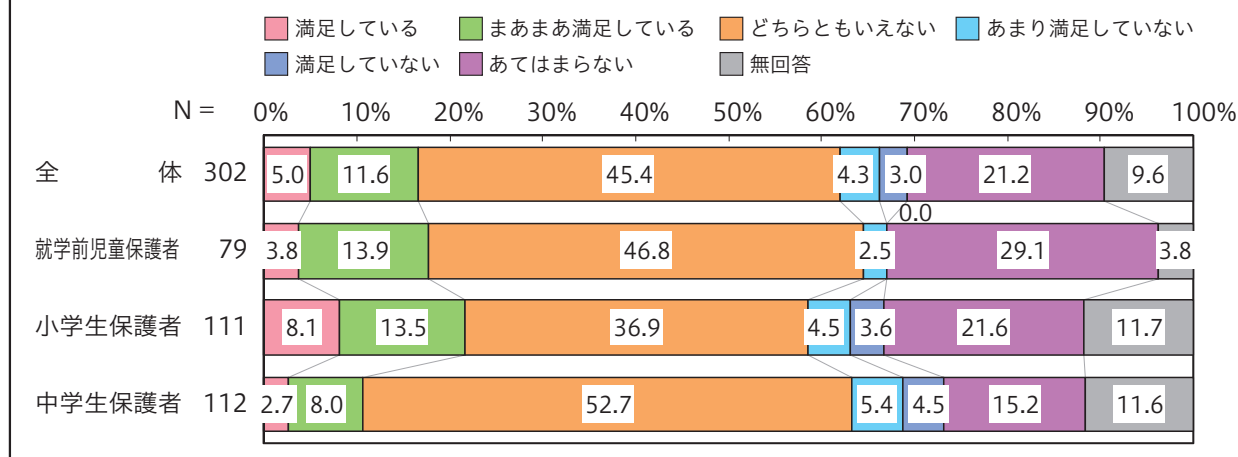


②障がい児支援の充実

【発達・就学に関する相談体制】

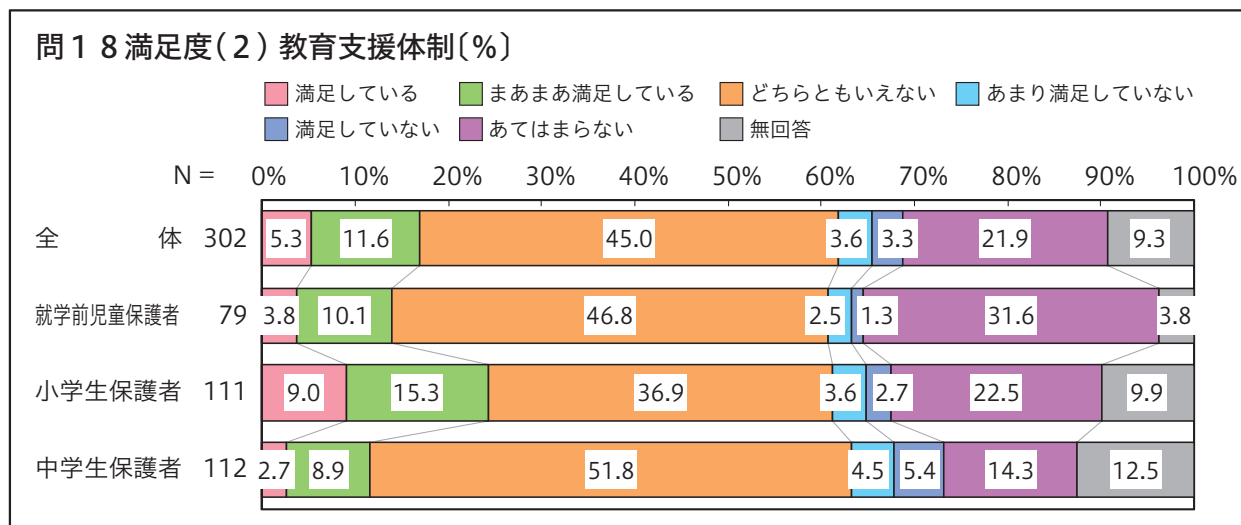
全体では、「どちらともいえない」が45.4%と多く、「あてはまらない」が21.2%、『満足している』(「満足している」と「まあまあ満足している」の計)が16.6%となっています。

問18 満足度(2) 発達・就学に関する相談体制(%)



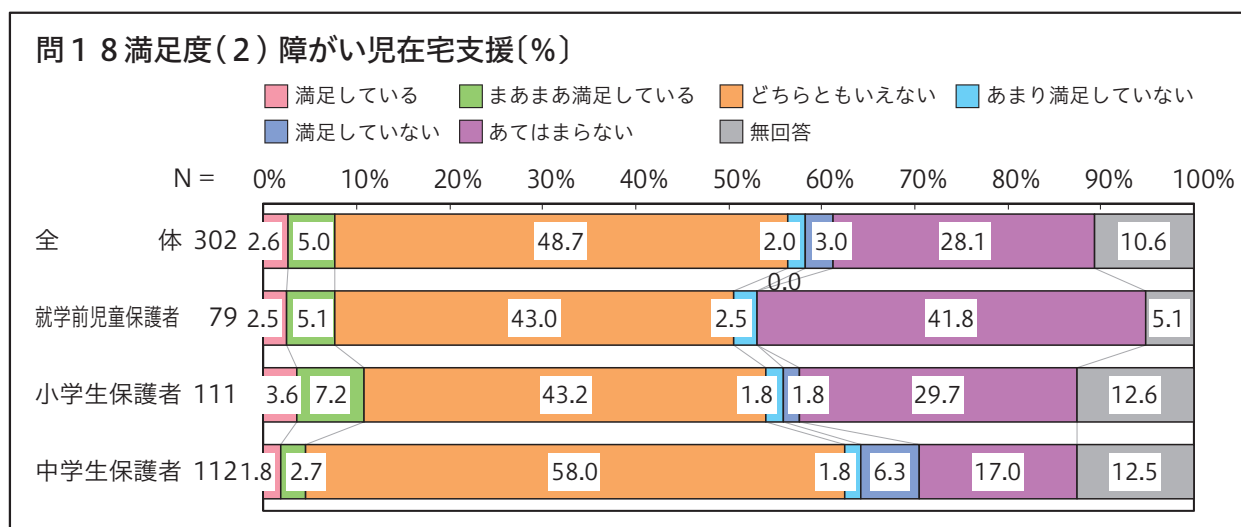
【教育支援体制】

全体では、「どちらともいえない」が45.0%と多く、「あてはまらない」が21.9%、『満足している』（「満足している」と「まあまあ満足している」の計）が16.9%となっています。



【障がい児在宅支援】

全体では、「どちらともいえない」が48.7%と多く、「あてはまらない」が28.1%、「まあまあ満足している」が5.0%となっています。



③母子保健の充実

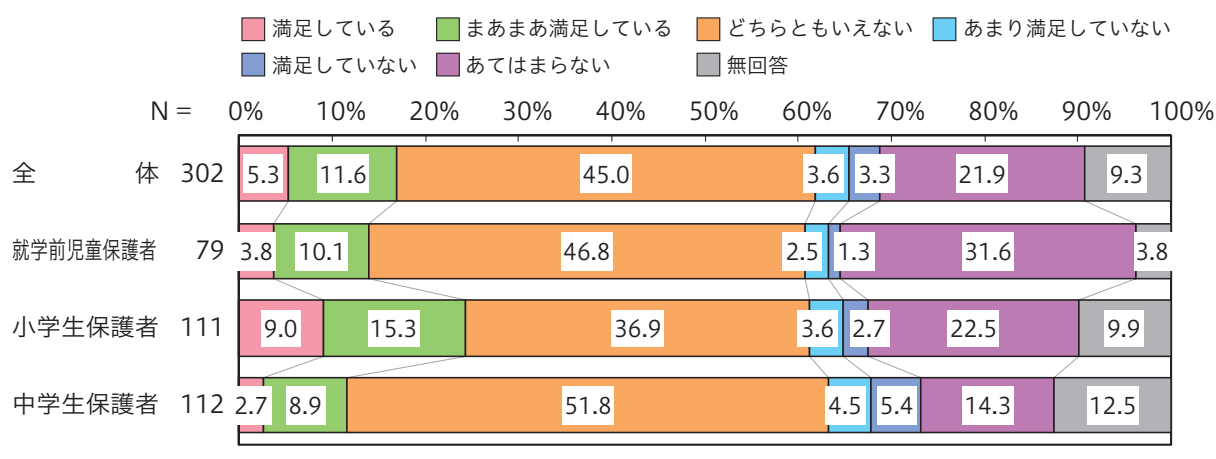
【保健センターでの各種健診】[就学前児童のみ]

【保健センターでの健康に対する相談支援】[小学生・中学生のみ]

全体では、「どちらともいえない」が33.8%と多く、『満足している』(「満足している」と「まあまあ満足している」の計)が47.4%となっています。

『満足している』は就学前児童保護者で74.7%、小学生保護者で45.9%、中学生保護者で29.5%となっています。

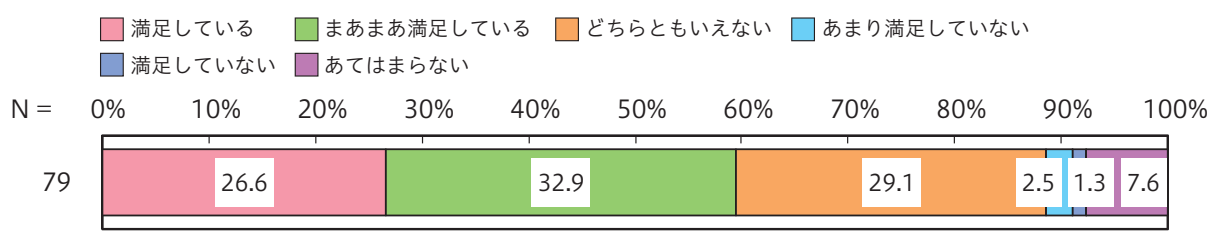
問18 満足度(2) 教育支援体制(%)



【乳児家庭などへの訪問指導(就学前児童のみ)】

全体では、「まあまあ満足している」が32.9%と多く、「どちらともいえない」が29.1%、「満足している」が26.6%となっています。

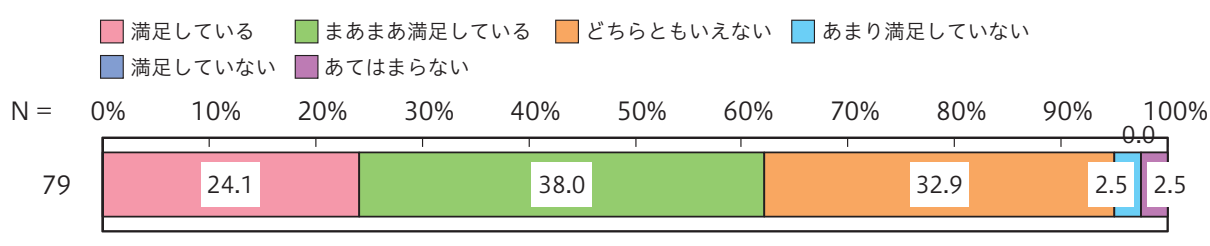
問18 満足度(3) 乳児家庭等への訪問指導(%)



【健康教育や子育て世帯の保健指導(就学前児童のみ)】

全体では、「まあまあ満足している」が38.0%と多く、「どちらともいえない」が32.9%、「満足している」が24.1%となっています。

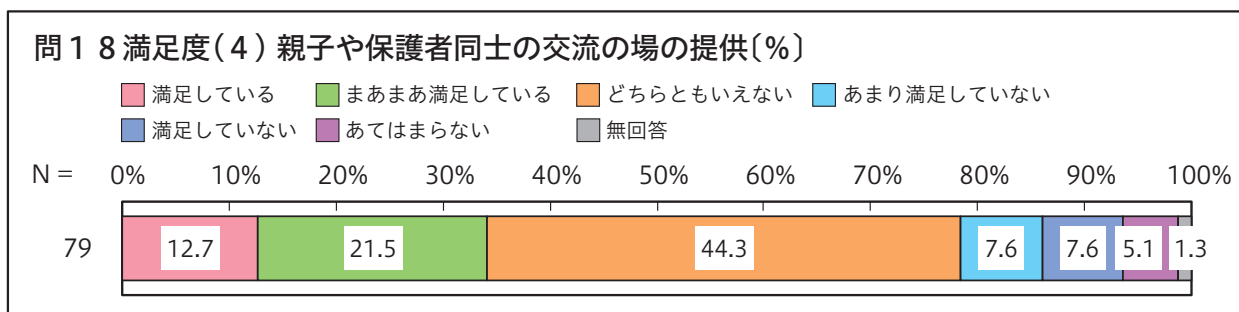
問18 満足度(3) 健康教育や子育て世帯の保健指導(%)



④親子のふれあいの場づくり[就学前児童のみ]

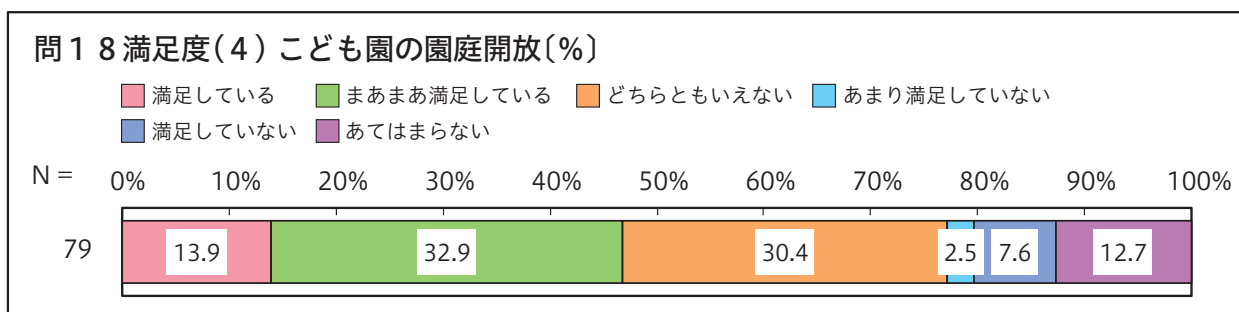
【親子や保護者同士の交流の場の提供】

全体では、「どちらともいえない」が44.3%と多く、「まあまあ満足している」が21.5%、「満足している」が12.7%となっています。



【こども園の園庭開放】

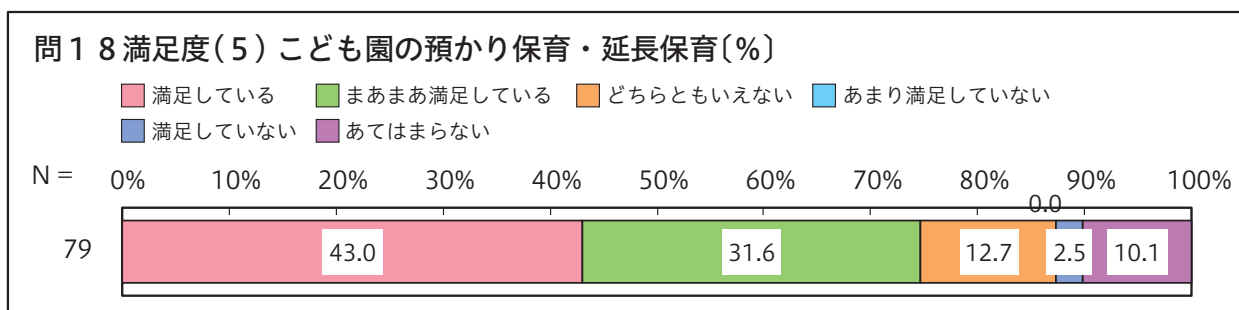
全体では、「まあまあ満足している」が32.9%と多く、「どちらともいえない」が30.4%、「満足している」が13.9%となっています。



⑤多様な子育て支援サービスの充実

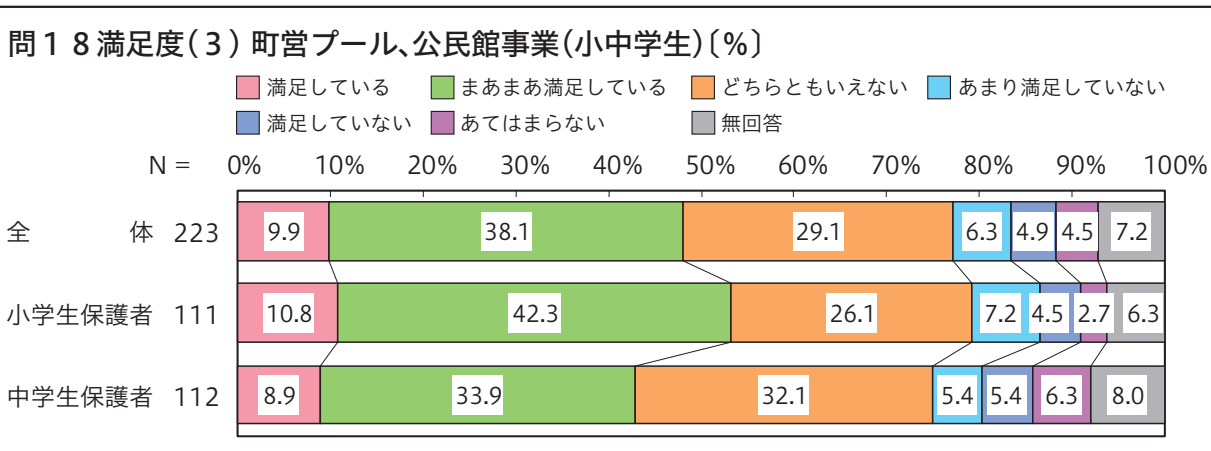
【こども園の預かり保育・延長保育】[就学前児童のみ]

全体では、「満足している」が43.0%と多く、「まあまあ満足している」が31.6%、「どちらともいえない」が12.7%となっています。



【町営プール、チャレンジ教室等の公民館事業】〔小学生・中学生のみ〕

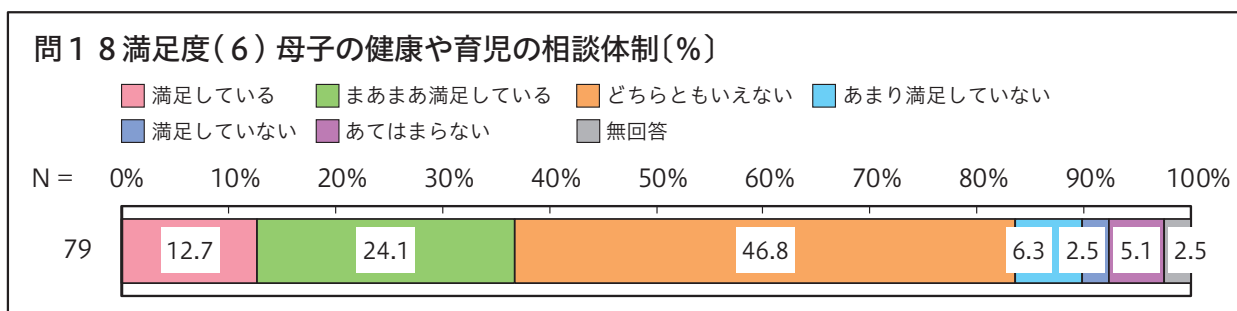
全体では、「まあまあ満足している」が38.1%と多く、「満足している」の9.9%と合わせて『満足している』は48.0%、「どちらともいえない」が29.1%となっています。



⑥情報提供・相談体制の整備

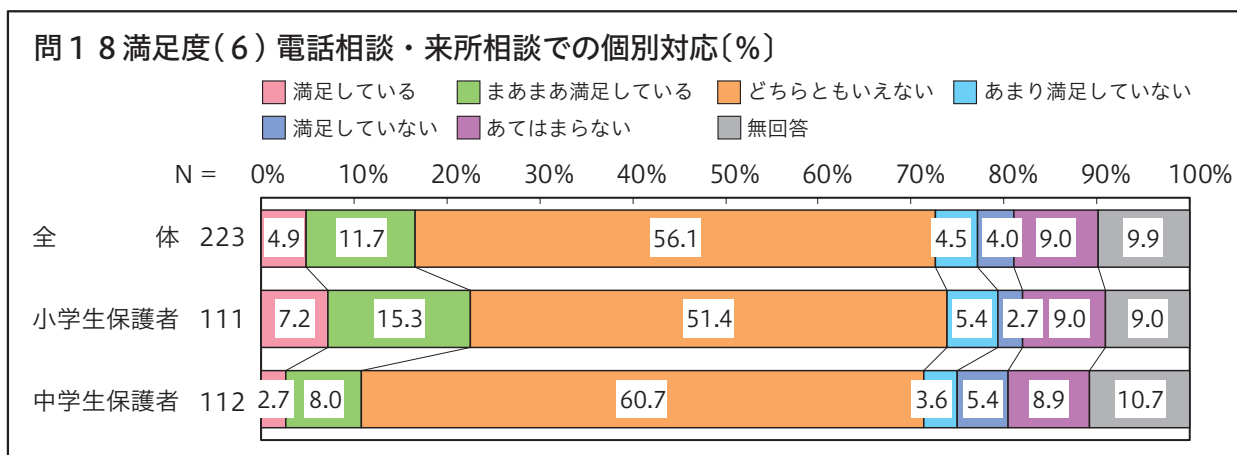
【母子の健康や育児に関する相談体制】〔就学前児童のみ〕

全体では、「どちらともいえない」が46.8%と多く、「まあまあ満足している」が24.1%、「満足している」が12.7%となっています。



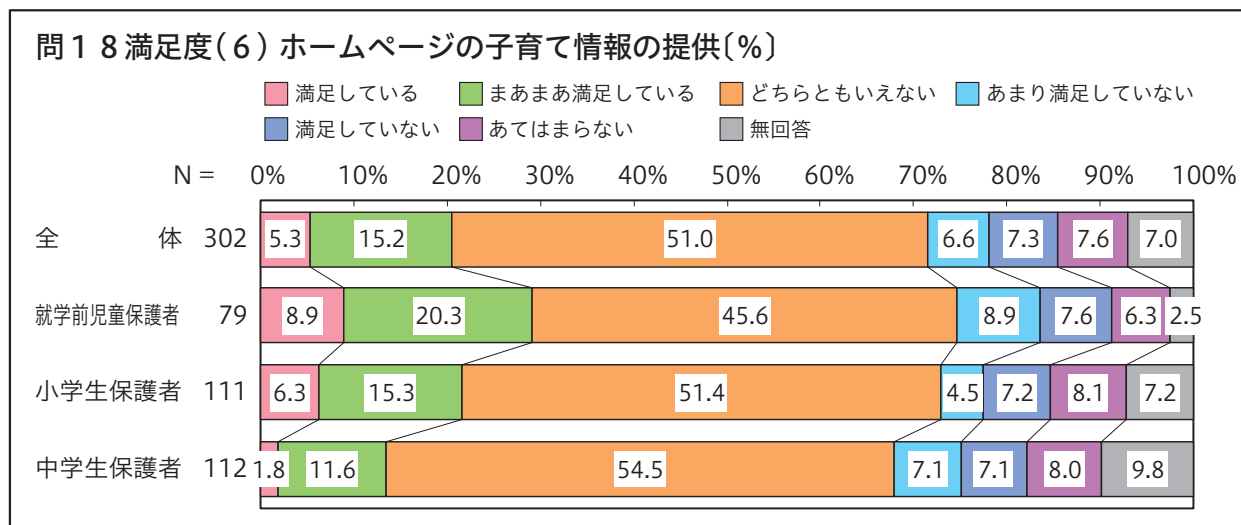
【電話相談・来所相談での個別対応】〔小学生・中学生のみ〕

全体では、「どちらともいえない」が56.1%と多く、『満足している』(「満足している」と「まあまあ満足している」の計)は16.6%となっています。



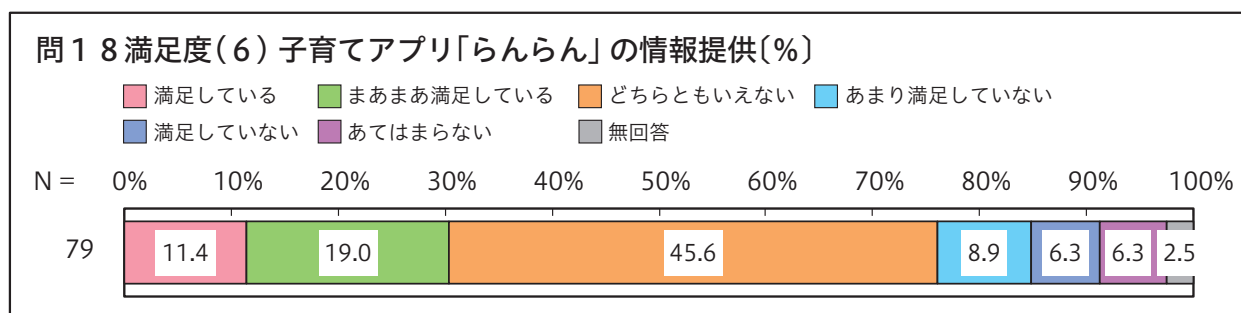
【ホームページによる子育て情報の提供】

全体では、「どちらともいえない」が51.0%と多く、『満足している』(「満足している」と「まあまあ満足している」の計)は20.5%となっています。



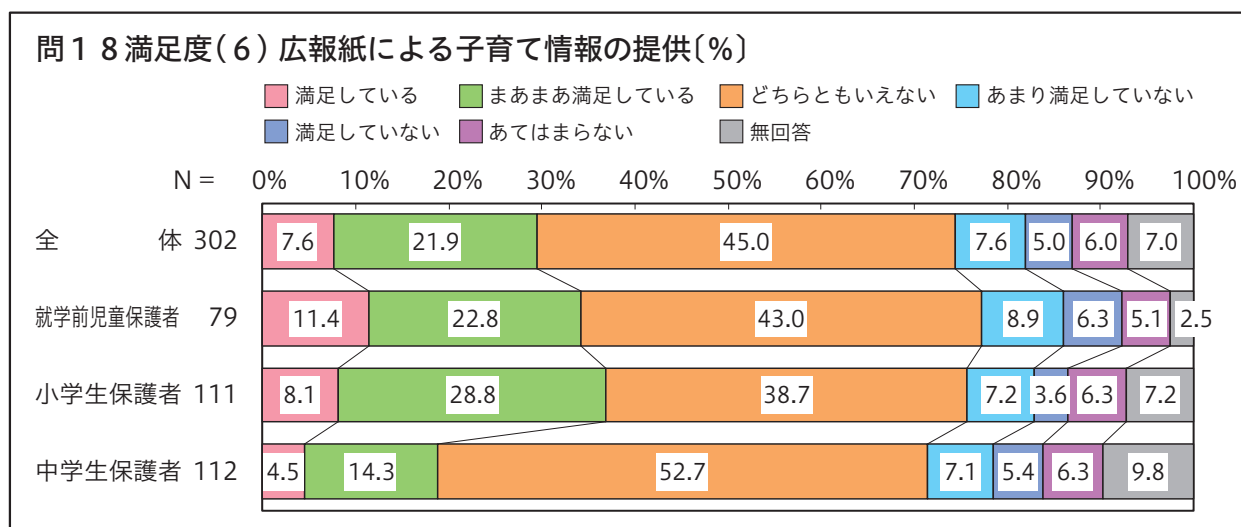
【子育てアプリ「らんらん」による情報の提供】[就学前児童のみ]

全体では、「どちらともいえない」が45.6%と多く、「まあまあ満足している」が19.0%、「満足している」が11.4%となっています。



【広報紙による子育て情報の提供】

全体では、「どちらともいえない」が45.0%と多く、『満足している』(「満足している」と「まあまあ満足している」の計)は29.5%となっています。

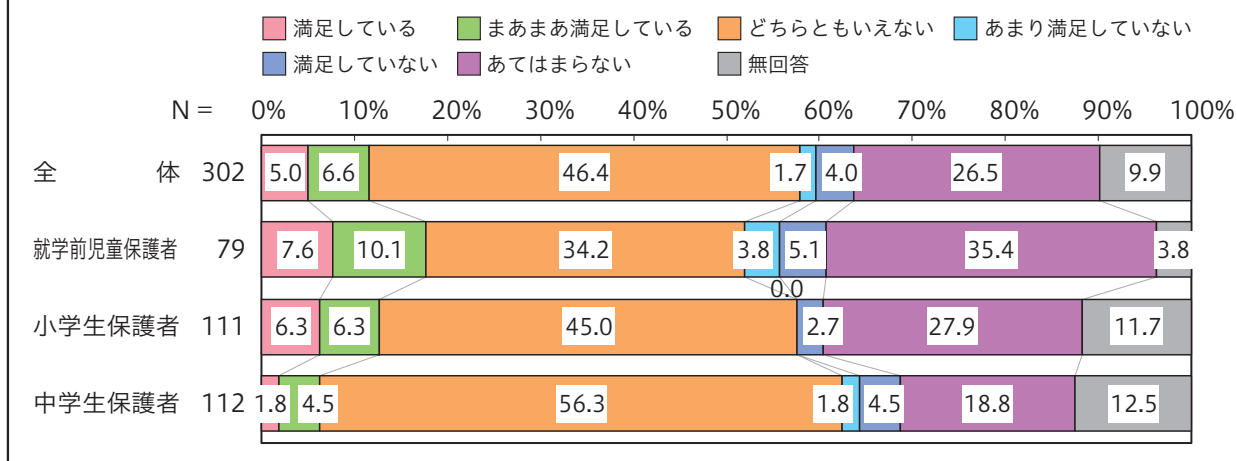


⑦ひとり親家庭などの自立支援の推進

【相談・支援体制】

全体では、「どちらともいえない」が46.4%と多く、「あてはまらない」が26.5%、「まあまあ満足している」が6.6%となっています。

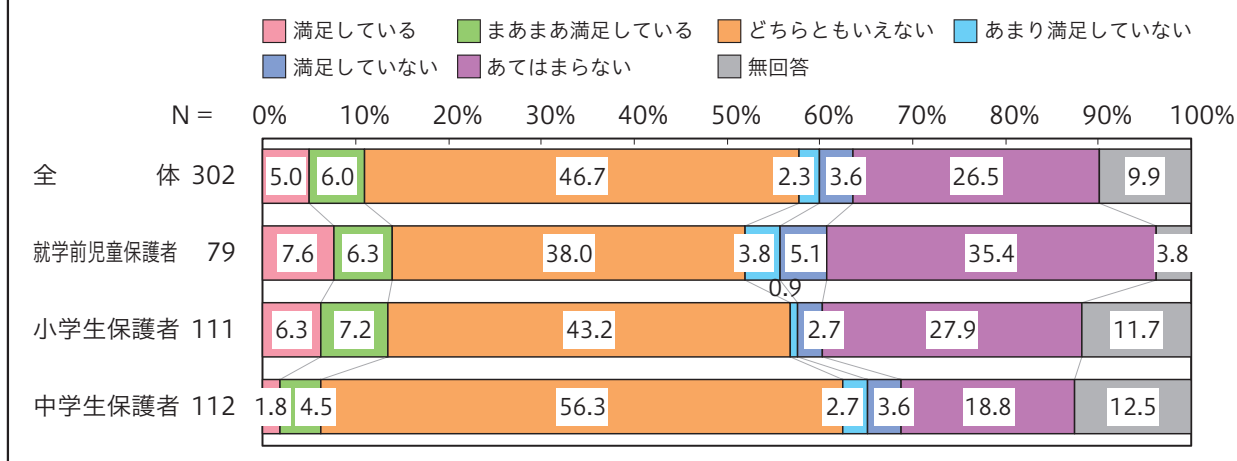
問18 満足度(7) ひとり親家庭の相談・支援体制(%)



【就業・経済的支援】

全体では、「どちらともいえない」が46.7%と多く、「あてはまらない」が26.5%、「まあまあ満足している」が6.0%となっています。

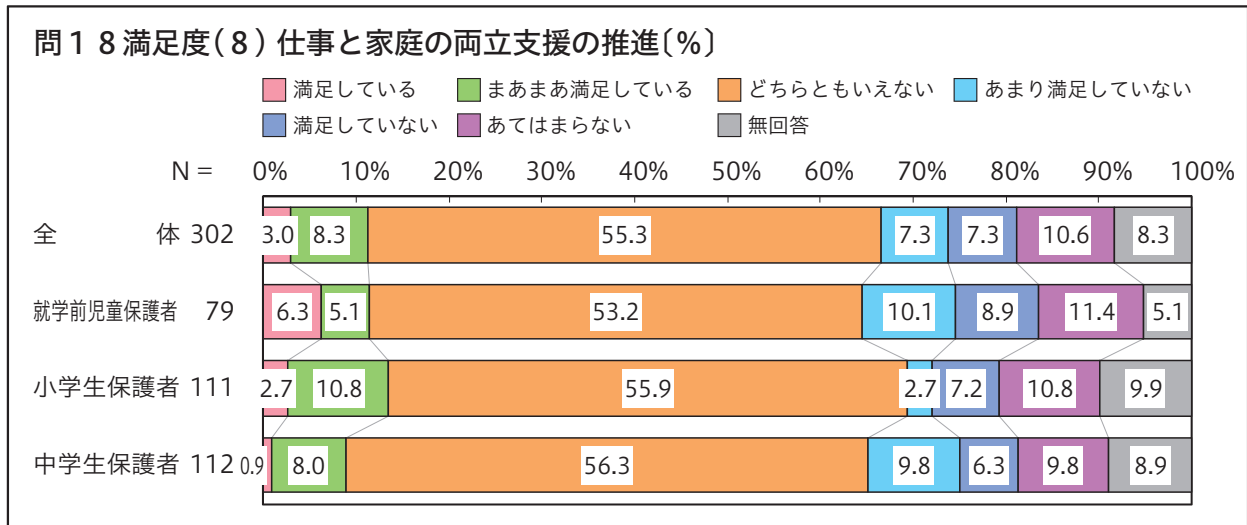
問18 満足度(7) ひとり親家庭等の就業・経済的支援(%)



⑧仕事と家庭の両立支援

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

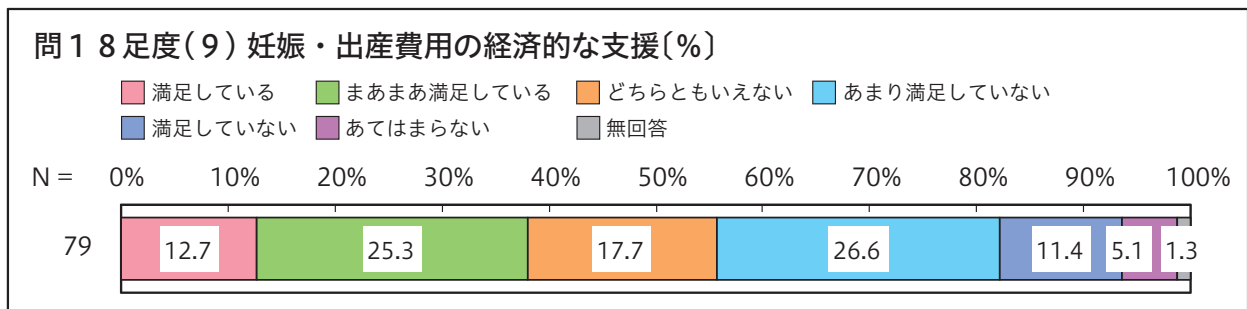
全体では、「どちらともいえない」が55.3%と多く、「あてはまらない」が10.6%、「まあまあ満足している」が8.3%となっています。



⑨経済的支援の実施

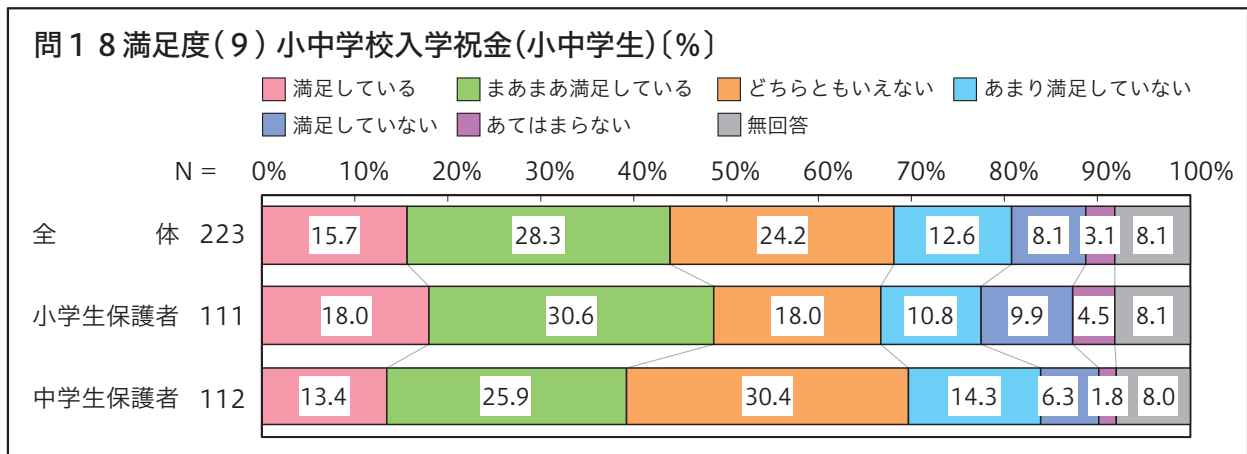
【妊娠・出産にかかる経済的な支援】[就学前児童のみ]

全体では、「あまり満足していない」が26.6%と多く、「まあまあ満足している」が25.3%、「どちらともいえない」が17.7%となっています。



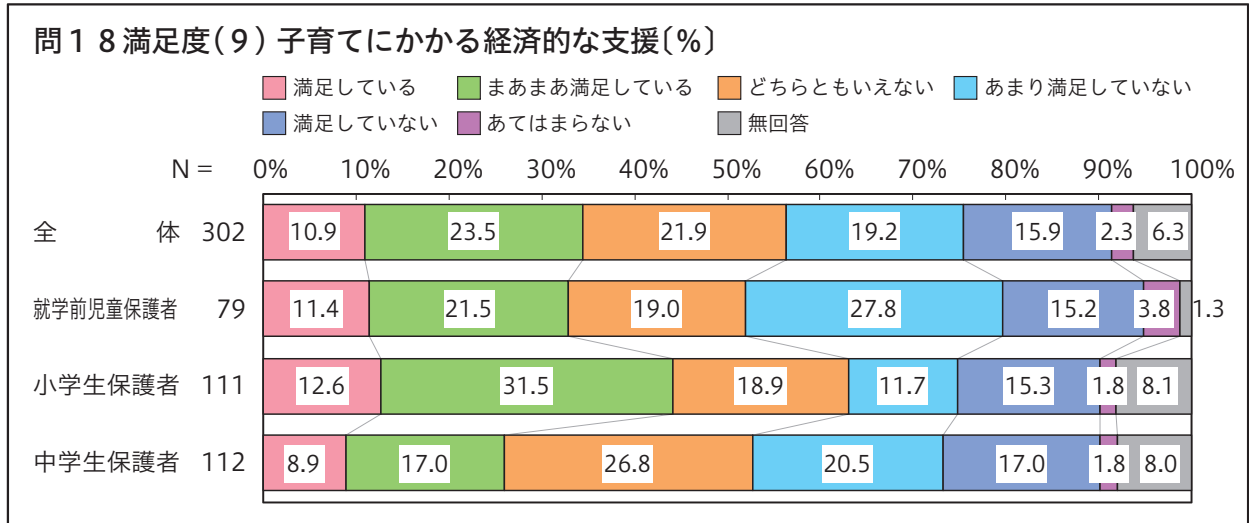
【小学校・中学校の入学祝金】[小学生・中学生のみ]

全体では、「まあまあ満足している」が28.3%と多く、「どちらともいえない」が24.2%、「満足している」が15.7%となっています。



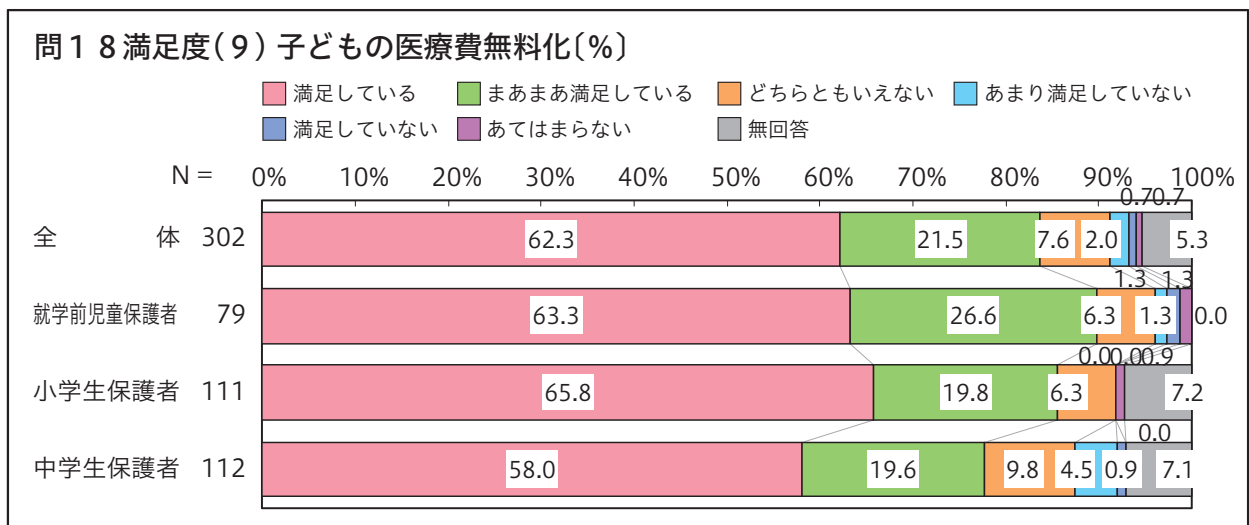
【子育てにかかる経済的な支援】

全体では、「まあまあ満足している」が23.5%と多く、「どちらともいえない」が21.9%、『満足していない』（「あまり満足していない」と「満足していない」の計）が35.1%となっています。

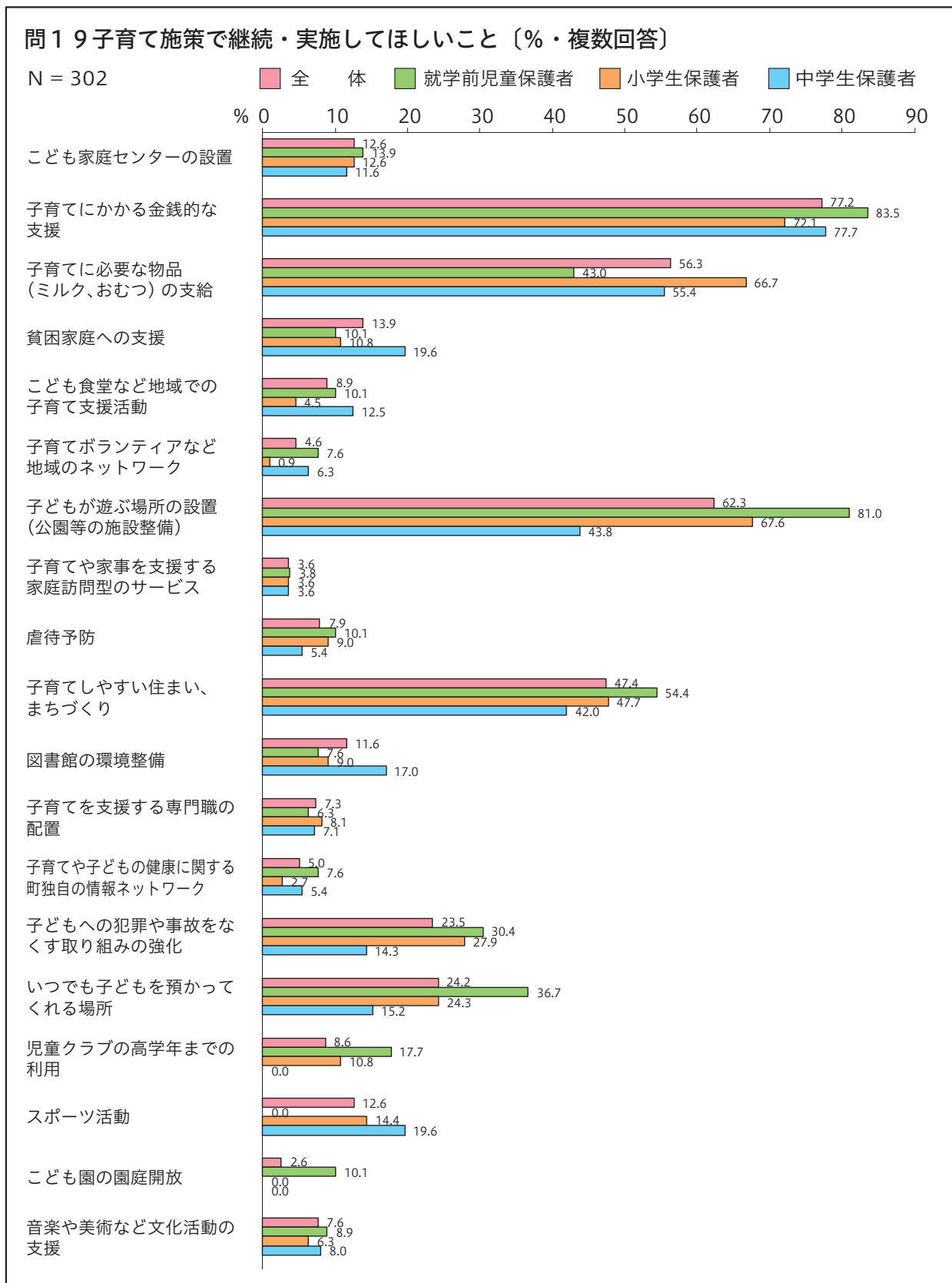


【子どもの医療費無料化】

全体では、「満足している」が62.3%と多く、「まあまあ満足している」の21.5%と合わせて『満足している』は83.8%、「どちらともいえない」が7.6%となっています。



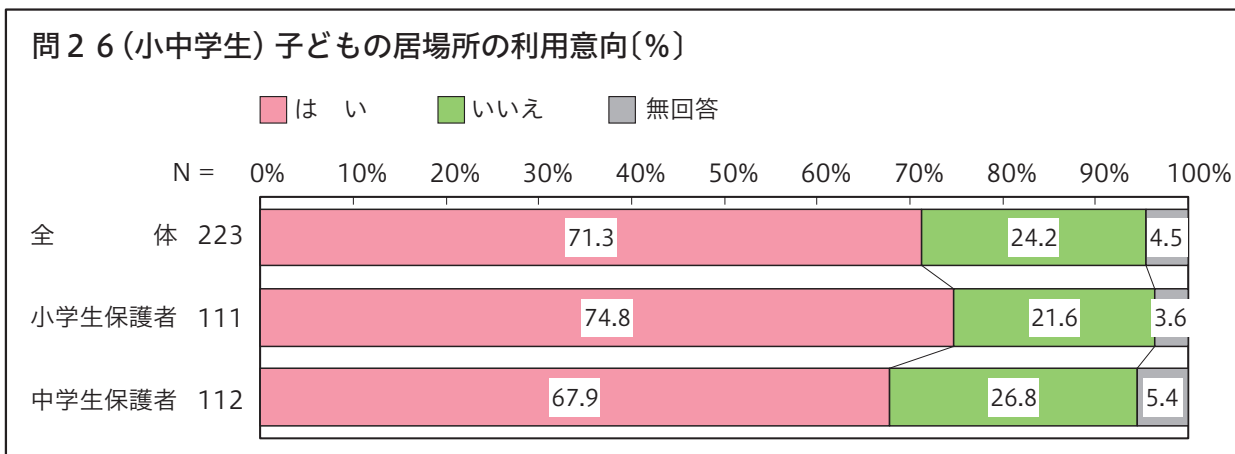
今後の子育て施策で特に継続してほしいこと、実施してほしいことについて、「子育てにかかる金銭的な支援」が77.2%と多く、「子どもが遊ぶ場所の設置(公園等の施設整備)」が62.3%、「子育てに必要な物品(ミルク、おむつ)の支給」が56.3%と続いています。



(5) 児童育成支援拠点事業等 [小学生・中学生のみ]

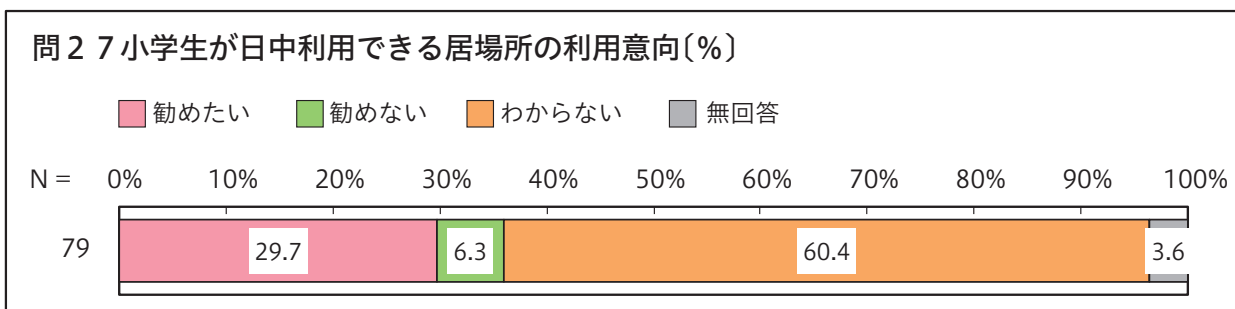
学校生活になじめない児童・生徒等が利用できる、子どもの居場所となるような場所があれば利用したい方が71.3%、そうでない方が24.2%となっています。

問26 (小中学生) 子どもの居場所の利用意向(%)

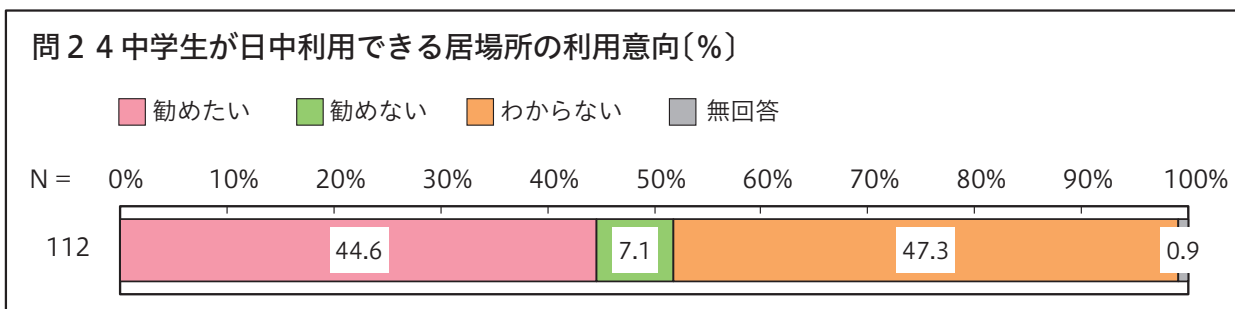


朝から夕方まで小学生・中学生が利用できる居場所があれば、利用を勧めるかどうかに対して、小学生では、「わからない」が60.4%と多く、「勧めたい」が29.7%、「勧めない」が6.3%となっています。中学生では、「わからない」が47.3%と多く、「勧めたい」が44.6%、「勧めない」が7.1%となっています。

問27 小学生が日中利用できる居場所の利用意向(%)

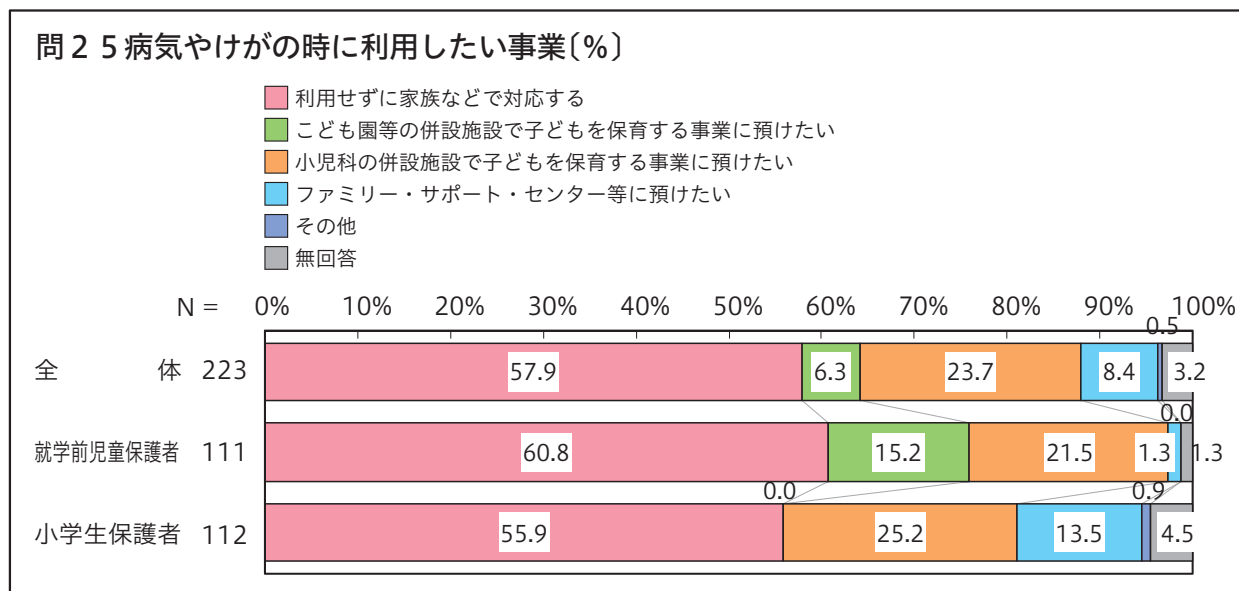


問24 中学生が日中利用できる居場所の利用意向(%)

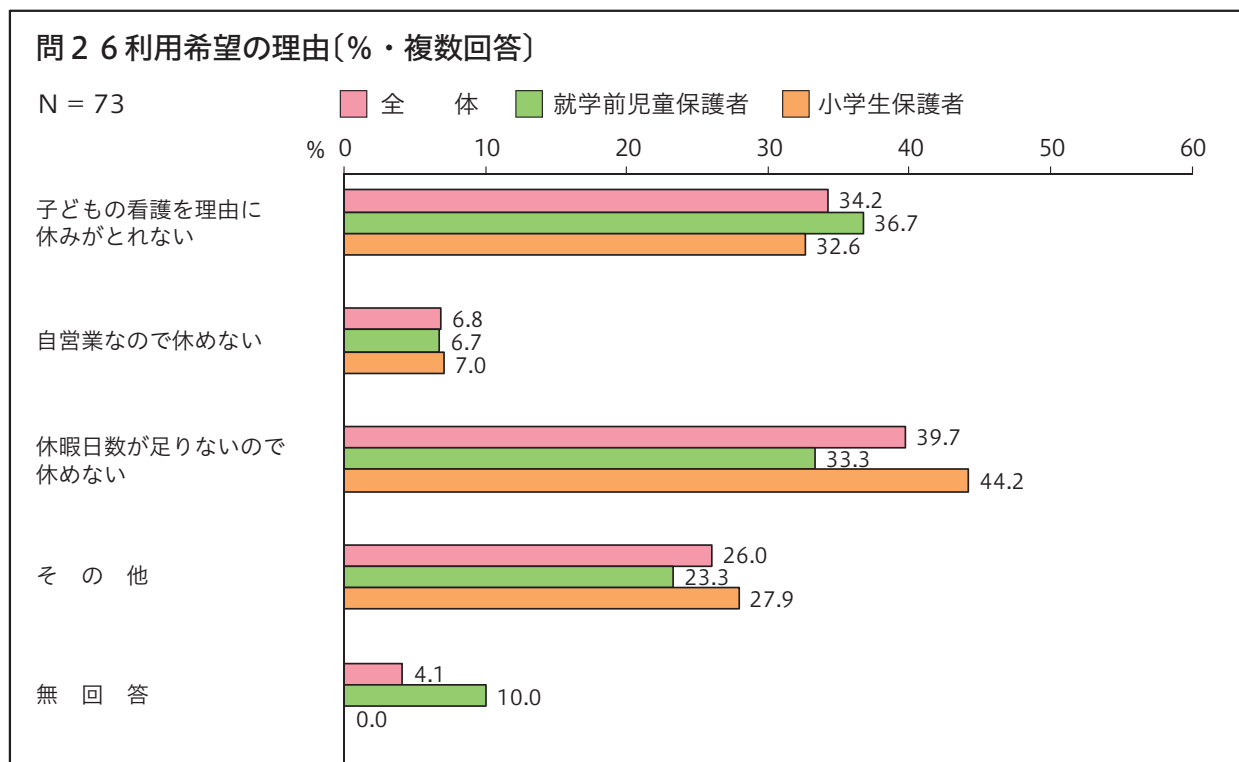


(6) 子どもの病気の際の対応 [就学前児童・小学生のみ]

お父さんが病気やけがでこども園等を短期的(1週間程度)に利用できない場合は、「利用せずに家族などで対応する」が57.9%と多く、「小児科の併設施設で子どもを保育する事業に預けたい」が23.7%、「ファミリー・サポート・センター等に預けたい」が8.4%と続いています。

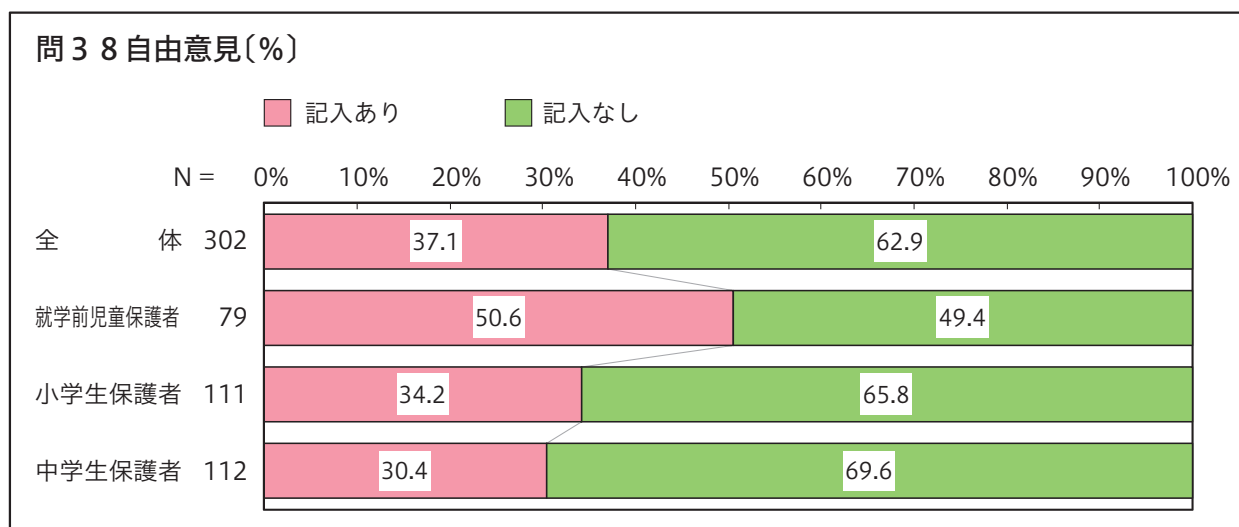


事業の利用を希望する理由として、「休暇日数が足りないので休めない」が39.7%と多く、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が34.2%、「自営業なので休めない」が6.8%となっています。



(7) アンケートにて保護者から挙げられた意見の概要

主な意見は、就学前児童保護者と小学生児童保護者で「遊び場や公園のこと」、「経済的なこと」、中学生保護者で「経済的なこと」、「遊び場、公園やスポーツ施設のこと」となっています。



① 就学前児童保護者

順位	内容	件数
1位	遊び場や公園のこと 安全で大きめの公園をつくってほしい。浅川町に公園(駐車場のある広い公園)をつくってほしい。子ども達が遊べる公園や施設がまったくない。安全に遊べる場所、室内室外どちらもあってほしい。こども園は土曜日しか利用できないので、時間や曜日を気にせず遊べる公園をつくってほしいと強く思う。	24
	経済的なこと 子どもが病気で長期入院した経緯があり、医療費無償化は大変助かった。現在も助成制度を利用しているが、更新などの手続きはいつも日数がかかり心配になる。物価が上がっているため、町からの給付金や地域振興券等の支援がほしい。子育て、教育にかかる費用など充実した援助。	5

② 小学生保護者

順位	内容	件数
1位	遊び場や公園のこと 子どもが安心して遊べる場所がほしい。こども園の園庭でも遊べるようになったけど、年齢制限の無い大きな公園なんかがあるとよいと思う。とにかく公園がなさすぎる。放課後や休日に、子どもが安心して遊べる場所、公園等があるとよい。	24
	経済的なこと 児童手当を高校生まで支給してほしい。子どもの医療費や学校給食費など、町の支援があり助かっている。こども園保育部も無償化してほしい。運動着、シューズの値段が高く困っている。中学生になる時も祝金等あれば助かる。	5
3位	児童クラブについて 児童クラブを他の市町村に比べ、とても低い料金で利用させていただき、とても感謝している。子どもから児童クラブはイジメがあるから行きたくないと言われて預けるのをやめた。長期休業中の児童クラブの開始時間が7時30分からだ仕事に間に合わないのももう少し早めてほしい。	5

③中学生保護者

順位	内 容	件数
1位	経済的なこと	12
	児童手当・子ども医療費助成制度等の制度がもっと手厚くなればよいと思う。高等学校等通学費助成の年額助成金1万をもう少し上げてほしい。高等学校等通学費助成について遠方でも近くでも同じ金額ではなく、距離に応じて支給していただけると助かる。一番お金のかかる高校生以上の支援、補助をしてほしい。	
2位	遊び場、公園やスポーツ施設のこと	6
	子どもが遊べる場所がない。子ども達が遊べる公園をつくってほしい。子ども達がのびのびと楽しく遊べる、遊具が充実した公園があるとこれから子育てをするお母さん方も嬉しいと思う。学校、中学校ともにプールが古いようなので、町民プールを室内プールにして、子ども達が活用できるようになればよいと思った。	
3位	図書館や勉強できる場のこと	5
	学校の近くに、図書館等関連する施設があると良い。中学生、高校生がもっと勉強できる施設や塾を利用できるように増やしてほしい。誰でも気軽に勉強ができる場所、教えてくれる人がいればよいと思う。中高生などが待てる場所(迎え等)、学習などオープンスペースがあるとよいと思う。	



4. 第2期計画の評価

(1) 基本目標1 子ども育ちについての評価

基本目標1 子ども育ちについての目標値に対する実績は以下のとおりです。

●基本施策1 乳幼児期の健やかな育ちのための保健対策について

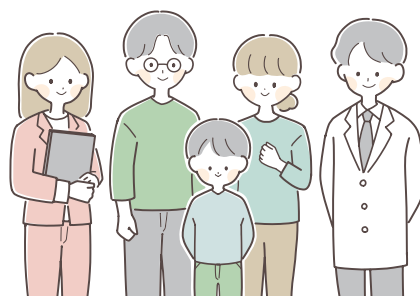
指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
乳児全戸訪問事業実施率	100%	100%	100%	100%	100%
乳児健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%
1歳6か月児健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%
3歳児健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%
1歳6か月児の一人平均う歯数	0本	0本	0本	0本	0本
3歳児の一人平均う歯数	0.5本	0.1本	0.81本	0.92本	0.42本
6歳児のう歯有病率	45%	42.9%	36.7%	42.3%	13.5%
フッ化物塗布を実施している児の割合	60%	46.9%	42.6%	50.9%	65.6%
麻疹風疹予防接種の実施率	100%	87.9%	100%	95.0%	100%
	100%	100%	100%	100%	100%
新生児聴覚検査の実施児の割合	100%	100%	100%	100%	100%
1歳6か月児健康診査で児の成長を記入している割合	100%	100%	100%	100%	100%

- ・乳児全戸訪問事業、各種健診の受診率は、100%となっています。
- ・子育て支援等に関するアンケートでの満足度は、訪問支援が59.5%、各種健診時の相談支援は74.7%となっています。
- ・う歯保有率は、1歳6か月児健診は0%、3歳児健診はどの年度も1本には満たないですが、う歯の有無の二極化が顕著となっています。6歳児の有病率も減少してきています。
- ・フッ化物塗布を実施している児は年々増加傾向にあります。
- ・麻疹風疹予防接種は、コロナ禍で接種率が減少しましたが回復しています。
- ・新生児聴覚検査は、出産直後に実施されることもあり、100%の実施となっています。
- ・母子健康手帳の保護者記入欄は、すべての保護者が記入しています。サポートファイルは、もっと積極的に活用できるよう保護者に伝えていく必要があります。

●基本施策2 障がい(疑いを含む)を持ったお子さんへの支援の充実について

指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
乳幼児健康診査における保健指導の実施割合	100%	100%	100%	100%	100%
養育支援連絡会実施回数	3回	1回	2回	該当なし	該当なし
ことばの教室の実施回数	4回	3回	3回	4回	4回

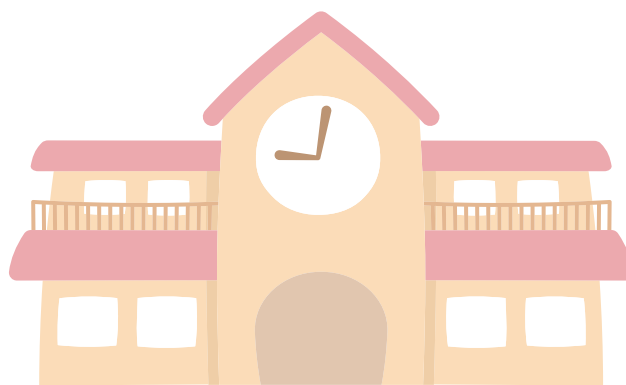
- ・障がいの有無にかかわらず、すべての対象児が健診を受診し、保健指導を実施しています。
- ・養育支援連絡会は、障がい福祉サービス利用の担当者会議や要保護児童対策地域協議会へシフトしています。
- ・ことばの教室では、ことばの遅れや発音等に問題のある児のフォローを実施し、言語聴覚士による保護者への助言さらに医療機関へのつなぎもできる体制となっています。
- ・発達障がい等については、県全体として医療機関が不足し、診断を受けることが困難な状況であるため、児童相談所の定期相談会などを活用しています。
- ・障がい福祉、児童福祉、教育課、各学校等と連携した支援体制がとれていました。



●基本施策2 障がい(疑いを含む)を持ったお子さんへの支援の充実について

指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
子どもの健康づくり支援事業の実施回数	25回	14回	20回	26回	23回
認知症サポーター養成講座	小学6年生をサポーターとして養成	養成	養成	養成	養成

- ・障がいの有無にかかわらず、すべての対象児が健診を受診し、保健指導を実施しています。
- ・養育支援連絡会は、障がい福祉サービス利用の担当者会議や要保護児童対策地域協議会へシフトしています。
- ・ことばの教室では、ことばの遅れや発音等に問題のある児のフォローを実施し、言語聴覚士による保護者への助言さらに医療機関へのつなぎもできる体制となっています。
- ・発達障がい等については、県全体として医療機関が不足し、診断を受けることが困難な状況であるため、児童相談所の定期相談会などを活用しています。
- ・障がい福祉、児童福祉、教育課、各学校等と連携した支援体制がとれていました。



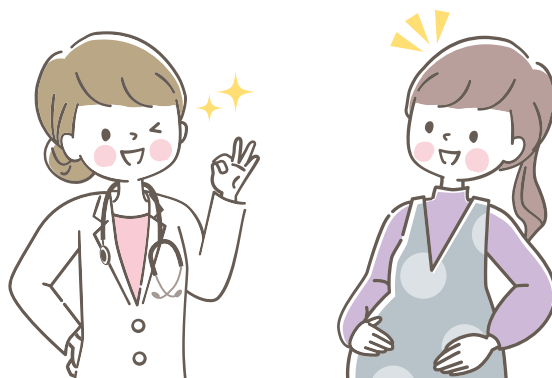
(2) 基本目標2 家族育ちについての評価

基本目標2 家族育ちについての目標値に対する実績は以下のとおりです。

●基本施策4 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発と相談事業の充実について

指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
専門職による母子健康手帳の交付と交付時の健康相談の割合	100%	100%	100%	100%	100%
指定された健診回数を受診した妊婦の割合	100%	100%	100%	100%	100%
産後うつスクリーニング(エジンバラ検査)のハイリスク者	該当なし	該当なし	1人	2人	4人
妊娠後期の妊婦訪問(妊婦相談)実施率	100%	100%	100%	100%	100%
妊婦交流会へ参加した妊婦の割合	70%	27.3%	72.0%	41.2%	28.6%

- ・ 専門職による母子健康手帳の交付と交付時の健康相談をすべての妊婦に実施し、ハイリスク者を把握しました。ハイリスク者は、各年によってばらつきがあり、妊婦自身の疾患、父となる相手や家族関係でハイリスクになる傾向があることがわかりました。
- ・ 妊婦交流会への参加者は少なく、不参加者には、個別相談を実施しました。
- ・ 妊婦健康診査は、すべての妊婦が規定回数を受診できています。
- ・ 特定不妊治療費については、令和3年度より一部が医療保険適応となったことで助成該当者がなしとなり、令和6年度に不妊治療費助成事業として新たな助成事業を開始しました。
- ・ 産後ケア事業の実施体制については、経済的負担の軽減対策について見直し、利用勧奨しましたが、利用希望者はいませんでした。



●基本施策5 親自身の子育てスキルを高める取組について

指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
お誕生教室への参加率	100%	100%	100%	100%	100%
にこにこ広場の年間の利用者数	960～ 1,000人 を維持	706人	562人	465人	532人
アプリをダウンロードしている 家族の数	100人	96件	127件	163件	187件

- ・コロナ禍であり、研修会などを積極的に実施することは困難でしたが、幼児健診のなかで子育てミニ講座を年間12回実施しました。
- ・令和2年度に町の子育てアプリ「らんらん」を導入し、乳幼児健診や予防接種のプッシュ通知のほか、新型コロナウイルス感染症に関する情報、育児情報などを発信しました。
- ・お誕生教室では、図書館のファーストブック事業とタイアップして実施しました。
- ・コロナ禍、少子化及びこども園の設置などにより、育児サークルがなくなりました。
- ・地域子育て支援拠点として、こども園内に「にこにこ広場」を設置し、母子の交流の場となっています。

●基本施策6 子育てを支える経済的なサポートについて

- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、国の政策に基づき、対象となるすべての対象に確実に給付しました。
- ・乳幼児及び子どもの医療費助成については、18歳到達時までの児童を対象として、保険診療の自己負担分について助成を行いました。さらに、社会保険加入の診療分についての現物給付を拡大しました。
- ・出生祝金は対象要件を満たしているすべての出生児に贈り、令和6年度からは、金額を増額しました。その他、教育にかかる費用について経済的なサポートを拡大し、給食費無料、通学費助成、入学祝い金支給、奨学資金制度などについての充実が図られました。
- ・低所得家庭等について、コロナ禍での生活や物価高騰を支援するための給付を実施しました。

(3) 基本目標3 地域育ちについての評価

基本目標3 地域育ちについての目標値に対する実績は以下のとおりです。

●基本施策7 児童虐待防止対策について

指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
児童相談所への送致数	0件	0件	0件	0件	0件
3歳児健康診査で、子どもを育てにくいと感じる保護者の割合	10.0%	16.7%	21.9%	8.0%	13.9%
連携強化のための研修会等	3回	1回	0回	0回	0回

- ・町が児童相談所へ送致した児童はいませんでした。しかし、虐待が疑われるケースが各年数ケースはあるため、学校等の関係機関と連携し、県中児童相談所の助言を得ながら対応しました。
- ・令和2年度に、要保護児童地域対策協議会を設置しましたが、コロナ禍であることもあり、協議会の運営は、個別支援会議を主体として進めました。令和6年度より、個別検討会議のほか、代表者会議、実務者会議が運営され、児童の進行管理やフォローを町全体でできる形になりつつあります。
- ・虐待発見や保護者支援として、各健診での個別指導を重視し、支援が必要だと判断したケースは、こころの健康相談利用や医療機関勧奨を実施しています。



●基本施策8 子どもを大切に作る安全・安心な地域づくりについて

指標	目標値	評価値			
		R 2	R 3	R 4	R 5
この地域で子育てしたいと思う保護者の割合 (3歳児健康診査時)	75.0%	96.7%	93.8%	96.0%	91.7%
放課後児童クラブがかかわる体験教室などの行事回数	4回	コロナ禍で中止	コロナ禍で中止	コロナ禍で中止	コロナ禍で中止
乳幼児健康診査での事故予防リーフレット配布率	100%	100%	100%	100%	100%

- ・平成30年度に浅川町子育て世代包括支援センターを設置しましたが、令和6年度より、国の方針に基づき、母子保健と児童福祉の両機能を統括的に実施することも家庭センターを保健センター内に設置し、こどもとその家族の方のサポートを実施しています。
- ・放課後児童クラブは、町内に公設公営と民設民営の2つの児童クラブがあります。登録者数は各年100名を超えており、指導員のマンパワー、環境等種々の問題はありますが、待機児童はなく、指導員が一人ひとりにできるだけ配慮を心がけて運営している状況にあります。さらに、障がいを持つ児の受け入れや利用料軽減など、利用しやすい対応で実施しています。
- ・低年齢児の不慮の事故対策として、国が作成したリーフレットを健診時に配布しました。
- ・子どもの貧困に関する対策については、国の方針に基づいた様々な経済的支援のほかに、ソフト面から町として種々対応を実施しました。しかし、実態把握は困難で相談者に対しての支援に留まっています。



(4) 子ども・子育て支援法についての評価

子ども・子育て支援法についての目標値に対する実績は以下のとおりです。

●子ども子育て支援法関連について

指標	評価値			
	R 2	R 3	R 4	R 5
こども園幼稚部(教育課)	119人	113人	100人	102人
こども園保育部(教育課)	63人	65人	54人	65人
地域子育て支援拠点事業の利用者数	823人	562人	465人	532人
妊婦健診受診者数	307人	250人	284人	270人
乳児家庭全戸訪問事業訪問数	30件	21件	25件	24件
一時預かり(町独自・教育課)	88人	85人	76人	93人
延長保育事業(町独自・教育課)	63人	65人	54人	65人
放課後児童健全育成事業利用者数 (放課後児童クラブ)	179人	162人	159人	132人

※子ども子育て支援法については、目標値ではなく、各年度の見込み数を設定しています。

- ・施設型給付については、平成 30 年度より、あさかわこども園として実施しています。小学校については、平成 31 年度より統合されたため、小学校は 1 か所、中学校は 1 か所で継続されています。(教育課事業)
- ・地域子育て支援拠点事業は、にこにこ広場としてこども園保育部内で週 3 回開設しています。
- ・一時預かり事業、延長保育事業は、こども園で独自事業として実施されています。(教育課事業)
- ・乳幼児全戸訪問事業は全対象児に実施できています。対象児は、出生数の減少に伴い、減少しています。
- ・妊婦健康診査事業は、全妊婦が規定回数を受診していますが、妊娠届出者数減少に伴い、全受診数は減少しています。

5. こども・子育てを取り巻く課題

(1) 人口・世帯の状況から

① こども・若者の人口減少対策

- ・ 0～14歳の年少人口・比率は、令和2年の698人・11.1%から令和6年には579人・9.9%に減少となっています。15～64歳未満の生産年齢人口も同様に減少しています。
- ・ コーホート変化率法による将来推計人口においても、総人口の減少とともに、年少人口は減少（令和11年の年少人口・比率：379人・7.5%）すると見込まれます。
- ・ 世帯当たり人員も減少傾向にあり、核家族化の進行が伺えます。

【課題】

- ・ 人口減少対策は喫緊の課題です。また、核家族化から、子育て世代にかかる育児負担は増加していることが懸念され、より充実した子育て支援が必要です。

② 婚姻・出生数の状況から

- ・ 婚姻件数は、令和6年度は13件であり、令和2年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、出生数は令和2年の28人から令和6年には16人と過去最低となっています。
- ・ 本町の合計特殊出生率（平成30年から令和4年まで）は福島県平均と同程度ではありますが、年々減少傾向にあります。

【課題】

- ・ 町が主体となった、結婚促進を目的とした事業や取り組みが必要です。また、出生数増加のために、子育てしやすい町づくり、施策の充実・普及啓発が重要です。

(2) 子育てアンケート結果から

① 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

- ・ 子育てや子どもの成長・発達のこと、悩むことがあると回答した方は、「よくある」が12.3%、「ときどきある」が52.3%と、半数以上の方が子育てに悩みを抱えています。
- ・ 子育てに関して、気軽に相談できる先は、前回と同様に「配偶者」や「親族（親、兄弟姉妹等）」、「友人・知人」が高い結果となっています。
- ・ 子育てに関する情報の入手先では「親族」や、「友人、知人」、「インターネット・SNS」が高い結果となっています。それに対し、ホームページや子育てアプリ、広報をとおした子育て情報の満足度は20%台と低い結果でした。
- ・ 保健センターでの各種健診や相談支援について「満足している」と回答したのは、就学前児童で74.7%と高い結果でしたが、小学生・中学生では半数以下でした。

【課題】

- ・ 浅川町こども家庭センターを始め、公的機関への相談利用が認知・拡充されることが必要です。
- ・ 子育て家庭の状況を踏まえた情報の発信に努めることが重要です。
- ・ 健診の場だけでなく、小学生・中学生への継続した支援についての周知と、相談利用の体制強化が必要です。

② こどもの遊ぶ場・居場所、保護者の交流の場の整備・充実

- ・ こどもの遊ぶ場について、約半数が「満足していない」と回答しており、特に就学前児童においては満足度が低い結果でした。
- ・ 交流の場の提供についての満足度は、「どちらともいえない」が44.3%という結果でした。

【課題】

- ・ こどもの成長において、様々な学びや多様な体験は必要なものであり、また、交流の場の存在が、子育て世代のみならず、多様な支え合いを生み出すことにもつながると考えられます。こどもの遊ぶ場の整備、充実に向けた取り組みが必要です。

③ 教育・保育事業の強化

- ・ 学校がある日の、家での学習時間について、「全く学習しない」または「30分より少ない」と回答したのは27.8%でした。また、教育支援体制の満足度は、16.9%と低い結果でした。
- ・ 小学生の約半数が放課後児童クラブを利用しています。また、就学前児童においても同様に、預かり保育の利用者は約半数でした。「日常的に祖父母等親族に預かってもらえる」と回答した方は36.3%でした。・ こどもの病気やけがの際における保育事業のニーズは、就学前児童保護者で38%が利用したいという結果でした。

【課題】

- ・ 関係機関と子育て当事者との、より密接な連携が望まれます。
- ・ 社会情勢の変化とともに、現在の子育て世代の価値観にあった多様な子育て・子育て環境を整えていく必要があります。

④ こどもの日常、生活水準の改善

- ・ 朝食を家族と一緒にとる家庭は約半数で、「週1～2日、ほとんど食べない」が27.4%となっています。夕食では、大多数が「毎日食べる」でしたが、3.1%は「週1～2日、ほとんど食べない」でした。
- ・ 就寝時間がほぼ同じ時間かどうかについて、「どちらかというそうではない」、「そうではない」が15.7%でした。特に中学生では、20.5%が同じ時間でないという結果でした。

【課題】

- ・ こどもが大人を含む家族と一緒に食事をとることは、望ましい食生活の確立、適切な量と質の食事に繋がるとともに、食卓で交わされるコミュニケーションは人間関係の基礎となるため、重要な生活習慣の一つです。就寝時間においても、時間が安定していれば十分な睡眠時間の確保につながり、精神的・身体的発育が促進されます。ライフステージに応じた生活習慣が確立されることが必要です。
- ・ こどもの健康の保持増進のために、健診の場や子育てアプリ等で、望ましい生活習慣について、より積極的な情報発信に努めていくことが重要です。

⑤子育てにかかる経済的支援の強化

- ・経済的支援についての満足度は低く、特に就学前児童保護者では43%が満足していないという結果でした。
- ・現在の暮らしの状況をどのように感じるかで、「ふつう」と感じている方が61.4%でしたが、22.4%が「苦しい」と感じていました。
- ・今後の子育て施策で特に継続してほしい、実施してほしいことは「子育てにかかる金銭的な支援」が77.2%と高い結果でした。

【課題】

- ・母子健康手帳交付の早い時期から経済的支援を実施していますが、強いニーズから、今後もより手厚い支援が必要です。

⑥家庭・地域における性別役割分担意識等の払拭

- ・子育て(教育を含む)を主に行っているのは、「主に母親」と回答したのは就学前児童保護者で43.0%、小学生保護者で31.5%、中学生保護者で34.8%でした。
- ・就労状況をみると、フルタイムで勤務しているのは61%、パートタイムで勤務しているのは28%であり、就労による負担も父親と同様に認められる状況にあります。

【課題】

- ・女性への負担感の解消を図るため、性による役割分担意識の解消につながる施策や取り組みが望まれます。

(3) 前計画評価から

【課題】

- ・乳幼児全戸訪問事業、各種健診の受診率は、100%となっています。母子を支援へつなぐ重要な事業であり、今後も対象者全員に訪問、健診を実施する必要があります。
- ・う歯保有率は、1歳6か月児健診は0%、3歳児健診はどの年度も1本には満たない結果でしたが、う歯を保有している幼児は保有数が多く、二極化が顕著となっています。健診やアプリ等とおした、予防の周知だけでなく、個別相談等のハイリスクアプローチを強化する必要があります。
- ・産後ケア事業の実施体制については、経済的負担の軽減対策について見直し、利用勧奨しましたが、希望者はいませんでした。また、不妊症治療費助成事業の利用についても、利用者数が少なく、より積極的な普及啓発が重要です。
- ・虐待が疑われるケースは、各年、数ケース存在しており、今後も学校等の関係機関と連携し、県中児童相談所の助言を得ながら、さらなる虐待予防対策への取り組みが必要です。要保護児童対策地域協議会を基盤に、こどもの安全が保障されるよう体制強化に努めます。
- ・子ども子育て支援事業の充実、国や県の方針に基づいた経済的支援の充実を実施し、町民のニーズに寄り添った体制づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

今回の計画策定にあたっては、こども大綱、都道府県こども計画を勘案して作成することとされています。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」、福島県が定める「福島県こども計画(こどもまんなかプラン)」では、「こどもまんなかふくしま」の実現を目指しています。

「こどもまんなか」の意味

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができること。

これらを踏まえ、本計画では、浅川町第5次振興計画の重点プロジェクト「子育て環境プロジェクト」※への取り組みとともに、国、県と同様、「こどもまんなかあさかわ」の実現を目指します。

また、既存の各法令に基づく都道府県計画及び市町村計画と一体のものとして作成することができることされており、関連付けた計画の内容は、本計画としての施策として取り組みます。

「こどもまんなかあさかわ」の実現

全てのこども・若者(親として、地域の一員として)が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることを実現する浅川町

※浅川町第5次振興計画の重点プロジェクト「子育て環境プロジェクト」

子どもの心身が元気に育つよう、家族が責任を持って子育てするとともに地域全体が子育てしやすい環境になることを目指す、子ども・子育て支援事業の強化

2. 基本方針

こども大綱で示されている「こども施策に関する基本的な方針」を勘案し、以下のとおりとします。

① こども・若者の権利を保障し、「こどもとともに」という姿勢で見守り、応援します。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るというこども大綱の基本方針に基づきます。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、成長段階に応じて、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくというこども大綱の基本方針に基づきます。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します。

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援するというこども大綱の基本方針に基づきます。

④ 子育てしやすい浅川町を実感できるよう、また、家庭や地域の子育て力が向上するための環境づくりをしていきます。

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするというこども大綱の基本方針に基づきます。

⑤ 若い世代の生活基盤が安定するための施策や国や県と同様に、若者支援や男女共同参画を進めていきます。

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組むというこども大綱の基本方針に基づきます。

⑥ 関係機関が連携し、地域全体で見守り、子育てに協力する体制づくりをしていきます。

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視するというこども大綱の基本方針に基づきます。

3. 施策分野

- I ライフステージを通した重要事項
- II ライフステージ別の重要事項
- III 子育て当事者への支援に対する重要事項
(※こども大綱、福島県こども計画の施策分野と同様)

4. 課題の整理

人口・世帯の状況、子育てアンケートの結果、第2期計画の評価から抽出された課題について、施策分野別に整理すると以下のようになります。

I ライフステージを通した重要事項に関連する課題

- ・社会情勢の変化とともに、現在の子育て世代の価値観にあった多様な子育て・子育て環境を整えていく必要があります。
- ・こどもの成長において、様々な学びや多様な体験は必要なものであり、また、交流の場の存在が、子育て世代のみならず、多様な支え合いを生み出すことにもつながると考えられます。こどもの遊ぶ場の整備・充実に向けた取り組みが必要です。
- ・浅川町こども家庭センターを始め、公的機関への相談利用が認知・拡充されることが必要です。
- ・子育て家庭の状況を踏まえた情報の発信に努めることが重要です。
- ・女性への負担感の解消を図るため、性による役割分担意識の解消につながる施策や取り組みが望まれます。
- ・虐待が疑われるケースは、各年、数ケース存在しており、今後も学校等の関係機関と連携し、県中児童相談所の助言を得ながら、さらなる虐待予防対策への取り組みが必要です。

II ライフステージ別の重要事項

- ・国や県の施策と同様に出会い、結婚の希望を叶える事業や取り組みが必要です。また、出生数増加のために、子育てしやすい町づくり、施策の充実・普及啓発が重要です。
- ・健診の場だけでなく、小学生・中学生への継続した支援についての周知と、相談利用の体制強化が必要です。
- ・こどもが大人を含む家族と一緒に食事をとることは、望ましい食生活の確立、適切な量と質の食事に繋がるとともに、食卓で交わされるコミュニケーションは人間関係の基礎となるため、重要な生活習慣の一つです。就寝時間においても、時間が安定していれば十分な睡眠時間の確保につながり、精神的・身体的発育が促進されます。ライフステージに応じた生活習慣が確立されることが必要です。
- ・乳幼児全戸訪問事業、各種健診の受診率は、100%となっています。母子を支援へつなぐ重要な事業であり、今後も対象者全員に訪問、健診を実施する必要があります。

- ・う歯保有率は、1歳6か月児健診は0%、3歳児健診はどの年度も1本には満たない結果でしたが、う歯を保有している幼児は保有数が多く、二極化が顕著となっています。健診やアプリ等とおした、予防の周知だけでなく、個別相談等のハイリスクアプローチを強化する必要があります。

Ⅲ 子育て当事者への支援に対する重要事項

- ・人口減少対策は喫緊の課題です。また、核家族化から子育て世代にかかる育児負担は増加していることが懸念され、より充実した子育て支援が必要です。
- ・関係機関と子育て当事者とのより密接な連携が望まれます。
- ・こどもの健康の保持増進のために、健診の場や子育てアプリ等で望ましい生活習慣について、より積極的な情報発信に努めていくことが重要です。
- ・母子健康手帳交付の早い時期から経済的支援を実施していますが、強いニーズから今後もより手厚い支援が必要です。
- ・産後ケア事業の実施体制については、経済的負担の軽減対策について見直して利用勧奨しましたが、希望者はいませんでした。また、不妊症治療費助成事業の利用についても、利用者数が少なく、より積極的な普及啓発が重要です。
- ・子ども子育て支援事業の充実、国や県の方針に基づいた経済的支援の充実を実施し、町民のニーズに寄り添った体制づくりが必要です。





5. 施策体系

施策分野	基本目標	福島県の施策
I ライフステージを通じた重要事項	1 子ども・若者の権利保障の促進	1-1 子どもの権利の尊重と普及啓発 (1)子どもの権利尊重の普及啓発 (2)人権教育の推進 (3)子どもが自ら助けを求められる環境の整備 1-2 子ども・若者の意見表明と社会参画の推進 (1)意見形成と表明の機会の設定 (2)子どもの社会参画の機会の設定
	2 子ども・若者の健やかな成長のための環境づくり	2-1 多様な遊びや体験活動の推進 (1)遊びの質の向上 (2)体験活動の推進 (3)環境学習・自然体験等の推進 (4)運動習慣・体力向上、からだづくり、スポーツ体験等の推進 (5)文化芸術体験機会の提供 (6)読書活動の推進 2-2 青少年健全育成の推進 (1)青少年が健やかに成長できる環境づくり
	3 子どもまんなかまちづくり	3-1 子どもまんなかまちづくり (1)すべての人にとって生活しやすい環境の整備 (2)通学路等の安全性の確保 (3)子どもの遊び場づくり (4)子どもと楽しく外出できる環境づくり (5)子育て世帯への住宅支援
	4 子ども・若者が活躍できる機会づくり	4-1 子ども・若者が活躍できる機会づくり (1)学びの変革による学力向上 (2)次世代を担う人材の育成 (3)スポーツ競技力の向上 (4)国際理解・国際交流・外国語教育等の推進
	5 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	5-1 子ども・若者の可能性を広げていくジェンダーギャップの解消 (1)固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の払拭 (2)多様な性に関する理解増進や人権擁護
	6 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	6-1 プレコンセプションケアの推進 (1)プレコンセプションケアの普及・啓発 (2)性と健康に関する相談支援 6-2 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援 (1)慢性疾患を抱える患者家庭への医療費助成 (2)小児慢性特定疾病児童の自立支援
	7 子どもの貧困対策	7-1 子どもの貧困対策 (1)幼児教育・保育の無償化 (2)教育費負担の軽減 (3)低所得子育て世帯の子どもへの学習支援 (4)高校中退者への支援と中退予防 (5)生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援 (6)スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築 (7)ギャンブル等依存症対策
	8 援助を必要とする子どもや家庭への支援	8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (1)～(4)障がいや発達特性の早期発見・早期療育、支援体制強化 (5)(6)医療的ケア児の医療体制整備、支援体制強化 (7)インクルーシブ教育の推進 (8)障害のある若者への支援 (9)災害時における要配慮者への支援体制の整備 8-2 児童虐待防止対策の強化 (1)～(5)児童虐待防止、見守り、相談体制、対応強化、性被害児への支援、学校における相談体制 (6)ギャンブル依存症対策 8-3 社会的擁護を必要とする子ども・若者に対する支援 (1)(2)里親対策 (3)(4)社会的養護経験者、要保護児童の自立支援 8-4 ヤングケアラーへの支援 (1)支援体制強化 (2)(3)子ども家庭センター・学校等における相談体制整備
	9 犯罪などの危険から子どもを守る取組	9-1 犯罪などの危険から子どもを守る取組 (1)子ども・若者の自殺対策 (2)子どもが安全にインターネットを利用できる環境整備 (3)(4)性犯罪・性暴力対策、犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 (5)非行防止と自立支援

浅川町の施策		
	保健福祉分野として取り組む事業	他課と連携して取り組む事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利等についての啓発 ・児童虐待防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による各活動【住民課】 (小学生を対象とした人権教室 中学生を対象とした人権作文の依頼 こども人権ミニレターへの取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ままカフェ ・にこにこ広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書環境の充実、読書通帳の配布【図書館】 ・子ども図書館だよりの発行【図書館】 ・ファーストブック事業【図書館】 ・こどもどくしょパンフレット116選【図書館】 ・あさかわキッズチャレンジ教室【教育課】 ・青少年健全育成会議及び関連事業【教育課】 (少年の主張大会 子供育成会助成金の支給・活動支援) ・二十歳を祝う会【教育課】
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境の整備 (公園等の遊び場、公共施設や町道の整備【各担当課】 交通安全活動【総務課】 防災教育、種々の防犯活動【各学校等、総務課】) ・地域交流拠点事業におけるワークショップ ・映画上映会【公民館・図書館】 ・地域活性化のためのイベント【企画商工課】
		<ul style="list-style-type: none"> ・こども、若者が成長できる環境【各担当課】 ・生涯におけるスポーツ活動の推進【教育課】 (球技大会・レクリエーション大会・ロードレース大会) ・スポーツ優秀者の表彰【教育課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康づくり支援事業における思春期教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)人権擁護委員による各活動【住民課】 (小学生を対象とした人権教室 中学生を対象とした人権作文の依頼 こども人権ミニレターへの取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊症、不育症治療費助成事業 ・各ライフステージにおける健康事業 ・検査や診断、療育を受ける場の確保 ・各種予防接種事業、接種費用の助成 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会及び関係機関との連携強化 ・養育支援訪問事業 ・子どもの貧困にかかる対策 	
	障がい児支援・医療的ケア児等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談、保健指導の実施 ・ことばの教室 ・障がい等がある児童生徒の経済的なサポート ・特別児童扶養手当及び障害児福祉手当 ・種々の福祉制度の活用 児童虐待防止、社会的擁護を必要とする こども・若者、ヤングケアラーへの支援 ・ハイリスク者の把握 ・(再掲)養育支援訪問事業 ・児童虐待防止の広報・啓発 要保護児童対策地域協議会及び関係機関との連携強化	
	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談 ・子どもの健康づくり支援事業におけるこころの健康教室 ・低年齢児の不慮の事故予防啓発 ・自殺予防対策にかかる事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境の整備 (公園等の遊び場、公共施設や町道の整備【各担当課】 交通安全運動、交通安全活動【総務課】 防災教育、種々の防犯活動【各学校等、総務課】)

5. 施策体系

施策分野	基本目標	福島県の施策
Ⅱ ライフステージ別の重要事項	1 こどもの誕生前から 幼児期における施策	<p>1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 (1) 周産期医療体制の整備 (2) 産前産後の支援の充実と体制強化 (3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援 (4) 妊産婦・乳幼児への保健対策 (5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化 (6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援 (7) 災害時の小児・周産期医療体制</p> <p>1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実 (1) 保育の受け皿の整備 (2) 保育・幼児教育の質の向上 (3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援 (4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進 (5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進 (6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保 (7) 子育て支援の拠点づくり (8) 教育・保育情報の公表</p>
	2 学童期・思春期における 施策	<p>2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことができる学校教育の充実 (1) 学力の向上 (2) 道徳教育の推進 (3) こどもの体力の向上 (4) 特別支援教育の充実 (5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実 (6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備 (7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 (8) 健康教育の推進 (9) 食育活動の推進 (10) 体罰や不適切な指導の防止 (11) 校則の見直し</p> <p>2-2 こどもの居場所づくり (1) こどもの居場所づくりの推進 (2) 放課後児童対策</p> <p>2-3 小児医療体制やこころのケアの充実 (1) 小児医療体制の整備 (2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援</p> <p>2-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (1) 主権者教育の推進 (2) 消費者教育の推進 (3) 金融経済教育の充実 (4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進 (5) キャリア教育・職場体験の推進</p> <p>2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援 (1) いじめ防止対策 (2) 不登校のこどもへの支援</p>
	3 青年期における施策	<p>3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援 (1) 高等教育費の負担軽減 (2) 学生のキャリア形成支援</p> <p>3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 (1) 就職支援 (2) 移住・定住支援 (3) 女性が活躍できる環境づくり</p> <p>3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実 (1) 結婚支援</p> <p>3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援 (1) ひきこもり支援 (2) 若者の相談支援</p>
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	1 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減	<p>1-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (1) 幼児教育・保育の無償化 (2) 医療費の無償化 (3) 児童手当等の支給 (4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料免除等</p>
	2 地域ぐるみでの子育て 支援と家庭教育支援	<p>2-1 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援 (1) 子育てについての相談や情報提供 (2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進 (3) 子育て応援の気運醸成 (4) 家庭教育支援の推進</p>
	3 仕事と育児の両立、 共働き・共育での推進	<p>3-1 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進 (1) 育児休業の取得支援 (2) 男性の家事・子育てへの参画促進 (3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり (4) (5) ワーク・ライフ・バランス推進と両立支援</p>
	4 家庭教育支援	<p>4-1 ひとり親家庭への支援 (1) 経済的支援 (2) 就労支援 (3) 子育て・生活支援 (4) 相談支援 (5) 情報提供の充実・強化</p>

浅川町の施策	
保健福祉分野として取り組む事業	他課と連携して取り組む事業
<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付及び相談 ・妊産婦健康診査 ・妊婦訪問 ・新生児聴覚検査 ・乳幼児全戸訪問事業 ・乳幼児健康診査（お誕生教室、歯科健康診査を含む） ・フッ化物塗布事業 ・サポートファイルの活用 ・（再掲）にこにこ広場（子育て支援拠点事業） ・各ライフステージにおける健康支援 ・（再掲）不妊症、不育症治療費助成事業 ・（再掲）ママカフェの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口【こども園】 ・預かり保育【こども園】
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康づくり支援事業、認知症サポーター養成講座 ・放課後児童クラブ ・特別支援が必要な児童生徒を支援するための連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会【各学校等】 ・子どもの教育環境プロジェクト【教育課等】 ・特別支援連絡協議会【教育委員会】
<ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）こころの健康相談 ・青年期の生活や健康づくり支援に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生等水郡線利用通学費補助金【教育課】 ・奨学資金制度【教育課】
<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の給付 ・乳幼児及び子ども医療費等の医療助成 ・妊婦のための支援給付金 ・妊婦にやさしい遠方出産支援助成事業 ・育児用品等支給事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯保育料負担軽減補助金【こども園】 ・小学校入学祝金・中学校入学祝金支給【教育課】 ・給食費無料【教育課】 ・高等学校等通学費助成【教育課】 ・奨学資金制度【教育課】
<ul style="list-style-type: none"> ・安産祈願米の贈呈と妊婦交流会 ・子育てアプリ「らんらん」 ・子育てガイドブック ・産後ケア事業 ・出生祝金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園幼稚部における預かり保育【こども園】 ・こども園保育部における一時預かり保育【こども園】 ・子育てを学ぶ機会【各担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・父子健康手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）子育てを学ぶ機会【各担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の給付 ・ひとり親家庭医療費助成 ・ひとり親家庭への経済的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助金制度など教育にかかる経済的サポート

第4章 施策の展開

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

I ライフステージを通じた重要事項

基本目標1 こども・若者の権利保障の推進

◇福島県の施策

1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発

■現状・課題・方向性

すべてのこども・若者には「こどもの権利条約」に掲げられている「こどもの権利」がありますが、こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えません。

こどもには、幸せに生き、成長する権利がありますが、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

こうしたこどもの権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、広く県内に人権尊重の意識を高める啓発活動を行うとともに、こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め回復できるよう、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進める必要があります。

■施策

- (1) こどもの権利尊重の普及啓発
- (2) 人権教育の推進
- (3) こどもが自ら助けを求められる環境の整備



1 - 2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進

■現状・課題・方向性

こどもの権利条約では、こどもは自由に自分の意見を表す権利を有すると定めており、こども基本法では、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会を確保されることが定められています。これらを実践することにより、こども・若者が、自らの意見が十分に聴かれ、また自らが参加することによって地域や社会に影響を与える経験を通して、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を向上させるよう取り組みます。

■施策

- (1) こども・若者の意見形成と表明の機会の設定
- (2) こどもの社会参画の機会の設定

◇浅川町の施策

■目標

- ・広く町民に人権尊重の意識を高める啓発をしていきます。
- ・こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め、回復できるよう、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進めます。

■施策

こどもの権利等についての啓発

【こども家庭センター】

乳幼児健診の場でのこどもの権利等についてのパンフレットを配布し、啓発していきます。
こども・若者を含む全ての町民に対して、こども・若者自身が権利の主体であるとの理解を深める取り組みを広報等により周知します。

児童虐待防止の啓発

【こども家庭センター】

乳幼児健診等の場などあらゆる事業での周知、広報掲載や児童虐待防止月間の取組等をとおして、町全体に、児童虐待防止の啓発を実施します。

人権擁護委員による各活動

【住民課】

人権擁護委員による小学生を対象とした人権教室を実施します。また、中学生を対象とした人権作文やこども人権ミニレターへの取り組みを実施します。
これらを通して、思いやりの心や命の大切さの理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらう啓発をしていきます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
こどもの権利等についてのパンフレット配布回数	実施なし	18回
児童虐待の周知、広報	1回	4回

基本目標2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり

◇福島県の施策

2 - 1 多様な遊びや体験活動の推進

■現状・課題・方向性

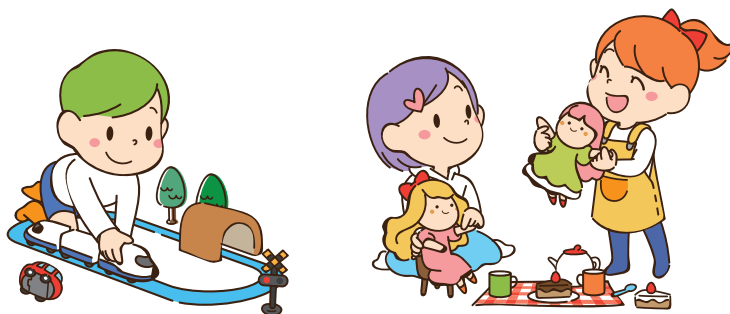
安心感をベースにした遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。たとえば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、人格形成や自己実現を図る上で重要な創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの非認知能力（「社会情動的スキル」とも言う）や、言語や数量等の感覚などの認知的スキルを一体として育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、そして生涯にわたる幸せにつながっていきます。

こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創っていきます。特に、0歳～就学前における幼児教育においては「福島県幼児教育振興指針」に掲げる求めるこどもの姿「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」を目指し、各種取組を推進していきます。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。

■施策

- (1) 遊びの質の向上
- (2) 体験活動の推進
- (3) 環境学習・自然体験等の推進
- (4) 運動習慣・体力向上、からだづくり、スポーツ体験等の推進
- (5) 文化芸術体験機会の提供
- (6) 読書活動の推進



2 - 2 青少年健全育成の推進

次世代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性と想像力を身につけ、自ら考え、責任ある行動ができる人間に成長していくことは、県民すべての願いです。

そのためには、青少年ひとりひとりが本来持っている力を自然体験や伝統文化との関わり等により引き出し、チャレンジする意欲や想像力、行動力などを自ら養っていくことが重要であることから、家庭、学校、職場、地域及び行政機関等の連携を強化し、地域社会全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めていきます。

■施策

(1) 青少年が健やかに成長できる環境づくり

◇浅川町の施策

■目標

- ・地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達に応じて、多様な体験や遊びができるよう場を創出します。
- ・こどもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。

■施策

ままカフェ

【こども家庭センター】

就学以前の家庭保育児とその保護者を対象に、親子で楽しめる行事の遊びや、保護者向けの簡単な制作等を実施します。遊びや制作をとおして、保護者同士の交流の場や、リフレッシュできる機会を提供します。また、児童福祉、母子保健、にこにこ広場が一体となって子育てに関する情報を提供し、気軽に相談できる体制づくりを実施します。

にこにこ広場(子育て支援拠点事業)

【こども家庭センター】

子育て支援の核となる施設のひとつとして、あさかわこども園内に設置し、親子遊び、家族が交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報提供、子育て支援のネットワーク構築等を実施します。子どもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で様々な人と出会い、交流し、親子にとっての身近な居場所の拡充と認知度の向上を図ります。

図書環境の充実・読書通帳の配布

【図書館】

町民のニーズを把握しながら、幅広い蔵書を確保するため、各分野の図書の購入、収集に努めるとともに、こども、若者の学習環境を配慮します。学びの場、憩いの場、交流の場となる図書館として、環境を充実させていきます。

また、読んだ本を記録することで、こころの貯金を増やしていき、さらなる読書への意欲につながられるよう、読書通帳を配布していきます。さらに、小学校の読書貯金との連携について検討していきます。

子ども図書館だよりの発行

【図書館】

図書館紹介、新刊書紹介、絵本紹介などを掲載した子ども図書館だよりを年4回発行し、小学生、中学生、保護者に図書についての周知を図っていきます。

ファーストブック事業

【図書館・こども家庭センター】

1歳児及び4歳児を対象として、幼児健康診査時等に乳幼児子育て講座を開催します。読み聞かせに関する講話と読み聞かせを実施し、対象児にあった絵本を贈呈し、心豊かな成長と読み聞かせの習慣を支援します。

こどもどくしょパンフレット116選

【図書館】

幼児や児童生徒が読書に親しむため、ライフステージにあわせた「読んでほしい本」を116冊選び、図書館が中心となり、こども園、小中学校と連携し推進していきます。読書をとおして、想像力や感情、表現力を養い、こころ豊かに、生きていく力を育てます。

あさかわキッズチャレンジ教室

【教育課】

小学生を対象とした体験教室を実施します。学校外活動を通して、豊かな人間性を養い、社会的知識を向上させます。

青少年健全育成会議及び関連事業

【教育課】

国や県及び町の施策と関連させて、青少年の健全な育成に向けた種々の事業を地域の協力を得ながら実施していきます。

- ・「少年の主張大会」では、児童生徒が自らの意見や思いを表現し、発表することで、自己表現力やコミュニケーション能力を育みます。さらに、健全育成に関する理解と協力を町民に周知する機会としています。
- ・こどもの健全育成を目的とした子供育成会等の活動に関して、助成金を支給します。

二十歳を祝う会

【教育課】

次世代を担う新成人に、人生の大きな節目として、自覚と将来に向けての邁進を期待し、式典を開催します。対象者(若者)が集い、企画運営にも参加し皆で将来を語り合う場となることや、先生や地域の方たちと式典を通してふれあい、そのつながりが若者の居場所となるよう地域全体の一体感を育みます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
ファーストブック事業での絵本贈呈率	100%	100%



基本目標3 こどもまんなかまちづくり

◇福島県の施策

3-1 こどもまんなかまちづくり

■現状・課題・方向性

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人にとって生活しやすい環境の整備のほか、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、通学路等の安全確保やこどもが遊べる場を整備します。また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化していきます。

■施策

- (1) すべての人にとって生活しやすい環境の整備
- (2) 通学路等の安全性の確保
- (3) こどもの遊び場づくり
- (4) こどもと楽しく外出できる環境づくり
- (5) 子育て世帯への住宅支援

◇浅川町の施策

■目標

- ・こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人にとって生活しやすい環境の整備のほか、公共施設、通学路等の安全確保などについては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化のための修繕、改築等に努めます。
- ・こどもが遊べる場を整備するほか、既存施設におけるこどもとともに楽しめる事業を充実させていきます。

■施策

地域環境の整備

【各担当課】

こどもや子育て中の家族が、便利さや満足を感じる学校や公共施設整備、町道の整備、若者向け住宅環境整備等について、町の振興計画に基づいた事業を実施していきます。また、こどもが遊ぶ場所の設置に対するニーズは高い状況にあり、検討が必要です。こどもを対象とする種々の交通安全啓発活動、防災教育、種々の防犯啓発活動についても地域の協力を得ながら実施していきます。

地域交流拠点事業におけるワークショップ・映画上映会の実施

【図書館】

生涯学習活動の一環として各種ワークショップや映画上映会などを図書館や公民館において実施し、こども、若者などあらゆる人たちが交流する場として定期的に提供し、充実させていきます。

地域活性化のためのイベント

【企画商工課】

地域づくり協力隊が中心となり、健康ふっとばすや駅前マーケットなど、こどもや若者、あらゆる人たちが楽しめ、交流する場の創出、既存事業のブラッシュアップ等を実施します。

■評価指標

振興計画に基づいた施策や他課の関連事業のため、設定しません。



基本目標4 こども・若者が活躍できる機会づくり

◇福島県の施策

4-1 こども・若者が活躍できる機会づくり

■現状・課題・方向性

こども・若者が、それぞれの長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、福島県の未来を切り開いていけるよう支援します。

■施策

- (1) 学びの変革による学力向上
- (2) 次世代を担う人材の育成
- (3) スポーツ競技力の向上
- (4) 国際理解・国際交流・外国語教育等の推進



◇浅川町の施策

■目標

- ・こどもが活躍、成長できる環境を学校教育が中心となり整え、若者が活躍できる場は、地域が創出していきます。

■施策

こども、若者が成長できる環境

【各担当課】

県や町の教育に関する方針等に基づいた学力向上、次世代を担う人材の育成、スポーツ競技力、交流・外国語教育等の推進について、各学校等の教育課程において実施していきます。

若者の活躍の場については、既存事業を継続し、振興計画や健康あさかわ21計画において、若者の現状把握や意見を吸い上げ、地域施策に反映する仕組みを構築するなど、若者が役割を果たし、成長できる環境をそれぞれの担当課が整えていきます。

生涯におけるスポーツ活動の推進

【教育課】

生涯スポーツから競技スポーツまで、年齢や体力に応じた多様なスポーツの普及に努め、町民の日常生活にスポーツ、運動が取り入れられる環境を整備していきます。

教育課やスポーツ推進委員会が中心となった球技大会、レクリエーション大会、ロードレース大会などを実施し、こどもや若者が交流、活躍できる機会としていきます。

全国または東北大会等のレベルで優秀な成績をおさめた団体、個人の栄誉を称え、優秀選手を表彰、こどもや若者の活躍について町民に広く周知していきます。

■評価指標

振興計画に基づいた施策や他課の関連事業のため、設定しません。



基本目標5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

◇福島県の施策

5-1 こども・若者の可能性を広げていくジェンダーギャップの解消

■現状・課題・方向性

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進めます。

■施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の払拭
- (2) 多様な性に関する理解増進や人権擁護

◇浅川町の施策

■目標

- ・国や県の取り組みと同様、こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女平等推進を図ります。

■施策

子どもの健康づくり支援事業における思春期教室 【こども家庭センター・小中学校】

児童生徒が、発達段階に応じた正しい意思決定や行動選択、さらに、将来、一人ひとりが主体的に自身の健康管理ができるようになるよう、各学校等と連携した予防教育を実施します。

食育、運動、歯科、薬物乱用防止、こころの健康、思春期、がん予防の各教室のなかで固定的な性別役割分担意識について啓発をしていくとともに、思春期教室では多様な性に関する理解についてもふれていきます。

(再掲)人権擁護委員による各活動 【住民課】

人権擁護委員による小学生を対象とした人権教室を実施します。また、中学生を対象とした人権作文やこども人権ミニレターへの取り組みを実施します。

これらを通して、思いやりの心や命の大切さの理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらう啓発をしていきます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
子どもの健康づくり支援事業の実施回数	24回	24回
子どもの健康づくり支援事業における思春期教室	小学校で実施	小中学校で実施

基本目標6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

◇福島県の施策

6-1 プレコンセプションケアの推進

■現状・課題・方向性

プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。健やかな妊娠・出産には適齢期があることから、希望する誰もが妊娠・出産を含めたライフプランの実現ができるように、プレコンセプションケアを推進していきます。また、妊娠や出産に関する健康に関する相談先を整備することで、若い世代が健康づくりや不妊予防に取り組み、安心して妊娠・出産の希望がかなえられるように支援します。

■施策

- (1) プレコンセプションケアの普及・啓発
- (2) 性と健康に関する相談支援

6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

■現状・課題・方向性

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対して、成人後も切れ目なく医療費助成を行い、またその自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。

■施策

- (1) 慢性疾病を抱える患者家庭への医療費助成
- (2) 小児慢性特定疾患児童の自立支援



◇浅川町の施策

■目標

- ・プレコンセプションケアについて、県の施策と同様に推進していきます。妊娠や出産に関する健康に関する相談先を広く周知し、若い世代が健康づくりや不妊予防に取り組み、安心して妊娠・出産の希望がかなえられるように支援します。
- ・慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対して、継続性のある相談支援を実施します。

■施策

不妊症、不育症治療費助成事業

【こども家庭センター】

子どもを持つことを希望しながらも、子どもに恵まれない夫婦に対し、年齢、不妊治療の方法等を制限しない不妊治療費助成及び、不育症治療費を助成します。両事業は、経済的負担の軽減と子どもを持つことを応援する少子化対策として実施します。

各ライフステージにおける健康支援

【こども家庭センター】

母体の健康は、妊娠期から保持増進すればよいわけではなく、各ライフステージにあわせた女性としての健康管理が必要であるため、それぞれを対象とした事業をとおして支援していきます。特に、子宮がん検診、乳がん検診など女性特有のがん検診の受診体制を充実させ、母体の健康と子育て支援の視点から、母親としての健康の保持増進を支援していきます。

検査や診断、療育を受ける場への相談体制

【こども家庭センター】

疾病についての相談があった場合は、親の心配や不安の傾聴と医療機関受診について説明し、継続性のある寄り添った対応を実施します。発達や行動に問題のある児童についての早期診断体制が不十分であり、これは、福島県全体の問題であるともいえます。親や学校等の関係機関から相談があった場合、保健師が診断や相談の場を調整していますが、今後も継続し、初診までの待機期間が短縮できるよう、さらに、早期に必要な支援や療育が受けられる体制づくりに努めます。

各種予防接種事業、接種費用の助成

【こども家庭センター】

感染症の発症予防、罹患した時の症状軽減、疾病の蔓延防止という視点で、定期予防接種の勧奨や任意予防接種に対する助成を実施します。予防接種は、県内の医療機関に委託し、受診しやすい体制をさらに充実させます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
不妊治療費の助成についての周知	HPのみで実施	HP、子育てアプリ、広報誌などで周知
プレコンセプションケアについての周知	実施なし	年間1回
麻疹風疹予防接種の実施率	第Ⅰ期 100% 第Ⅱ期 100%	第Ⅰ期 100% 第Ⅱ期 100%

基本目標7 こどもの貧困対策

◇福島県の施策

7-1 こどもの貧困対策

■現状・課題・方向性

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困やその連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされたり、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されたりすることのないよう、貧困の解消に向けて取り組みます。

■施策

- (1) 幼児教育・保育の無償化
- (2) 教育費負担の軽減
- (3) 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援
- (4) 高校中退者への支援と中退予防
- (5) 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援
- (6) スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築
- (7) ギャンブル等依存症対策

◇浅川町の施策

■目標

- ・こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の解消に向けての支援を実施します。

■施策

要保護児童対策地域協議会の実施及び関係機関との連携強化

【こども家庭センター】

児童虐待防止の観点から、要保護児童対策地域協議会や個別ケース会議を開催し、県中児童相談所や各学校等の関係機関とともに、要支援児童として情報共有や支援方針を決定し、必要と認めた場合は、食料や衣類等を支給していきます。また、地域における継続的な支援体制の維持、向上を図るため、研修なども実施していきます。

養育支援訪問事業

【こども家庭センター】

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者がいる場合、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、必要に応じて保健師等が訪問し、再発防止等を図ります。

全てのこどもが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を包括的に実施します。貧困に対する現状を把握するとともに、以下について、町の実情に基づき実施していきます。

①教育の支援

- 保育料、幼児教育の減免や無償化
- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- 低所得者世帯のこどもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金の給付

②生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
- 生活困窮家庭の親の自立支援

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援

④経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施
- 物価高騰等に対する経済支援対策としての給付

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
連携強化のための会議、研修会等	5回	7回



基本目標 8 援助を必要とするこどもや家庭への支援

◇福島県の施策

8 - 1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

■現状・課題・方向性

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者や日常生活を営むために医療を要するこども(医療的ケア児)の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、地域の児童発達支援センター等が、保育所等訪問支援事業を実施することにより、保育所・幼稚園、小学校から高等学校等の教育関係機関との併行利用や移行に向けた支援を行うなど、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。また、医療的ケア児とその家族が切れ目ない小児医療等を受けられることを目指します。

■施策

- (1) 障がいや発達特性の早期発見・早期療育、地域支援体制強化、経済的支援
- (2) 医療的ケア児の医療体制整備、支援体制整備
- (3) インクルーシブ教育の推進
- (4) 障がいのある若者への支援
- (5) 災害時における要配慮者への支援体制の整備

8 - 2 児童虐待防止対策の強化

■現状・課題・方向性

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるおそれがあり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

■施策

- (1) 児童虐待の防止、見守り、相談体制の整備、対応強化、性被害の被害者となったこどもへの支援、学校における相談体制の充実
- (2) ギャンブル等依存症対策

8 - 3 社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援

■現状・課題・方向性

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を図ります。

※パーマネンシー保障とは 継続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障や、こどもへの安定的なケアの保障

■施策

- (1) 里親等委託の推進・普及啓発
- (2) 家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援
- (3) 社会的養護経験者の自立支援
- (4) 要保護児童の支援



8 - 4 ヤングケアラーへの支援

■現状・課題・方向性

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていく必要があります。

■施策

- (1) ヤングケアラーへの支援と支援体制強化
- (2) こども家庭センターの体制整備
- (3) 学校等における相談体制



◇浅川町の施策

■目標

- ・妊娠期からの切れ目のない支援体制のなかで、援助を必要とするこどもや家庭、若者の把握、支援を実施します。
- ・障がいや病気を持つお子さんの主体性を大切にし、家族に寄り添い、育つ力を支援する体制を強化します。
- ・社会的擁護を必要とするこども・若者、ヤングケアラーについて、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援を実施します。

■施策

＊障がい児支援・医療的ケア児等への支援対策

個別相談・保健指導の実施

【こども家庭センター】

障がいや病気に関する心配や不安について、こども家庭センター、教育委員会、こども園や小中学校がそれぞれ相談の窓口となります。支援の検討が必要な場合は、こども家庭センターが関係機関等の調整を実施し、連携して支援体制を整備します。乳幼児健康診査の保健指導及び事後の継続フォローにより、障がいや病気の早期発見、早期治療や療育につなげます。

ことばの教室

【こども家庭センター】

ことばの問題を持つ幼児の保護者が、言語聴覚士の指導により、言語発達に対する理解を深め、家庭でできることを考えたり接し方を学んだりするために、ことばの教室を実施し、対象児を支援します。

障がい等がある児童・生徒への経済的なサポート

【保健福祉課】

- 補装具の交付・修理・貸与
身体上の障がいを補うための補装具の購入費・修理費・貸与にかかる費用を支給します。補装具は手帳の障がいの種類及び程度に応じて給付します。
- 日常生活用具の給付・貸与
障がい等があるお子さんの日常生活が容易になるよう、障がいの種類及び程度に応じて日常生活用具の給付または貸与にかかる費用を支給します。
- 難聴児補聴器購入費等助成事業
身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に、補聴器購入費等の一部を助成します。

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当

【保健福祉課】

障がいがあって日常生活を送ることが困難な児童の福祉増進を図るため、対象要件を満たしている児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。



種々の福祉制度の活用

【保健福祉課・こども家庭センター】

障がい種別によって交付される身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得、各種手当の申請手続きや受給、医療費の助成、補装具や日常生活用具の給付、貸与など様々な障がい児福祉サービス等がスムーズに利用できるよう、障がい福祉の担当者が中心となり、必要な制度の活用を調整していきます。

※障がい児福祉サービスについて

●自立支援給付

心身に障がいがあるお子さんや発達に心配のあるお子さんを対象に、在宅で訪問を受けたり施設に通ったりして支援を行います。

●障がい児通所支援

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児やその家族に対して支援を行い、日常生活動作の指導等の療育を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障がい児を対象とした、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に授業の終了後、または夏休み等の休日に、生活能力向上のため訓練等の療育を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

*児童虐待防止、社会的擁護を必要とするこども・若者、ヤングケアラーへの支援対策

ハイリスク者の把握

【こども家庭センター】

乳幼児健康診査時の育児不安のアンケートの回答やこども園、小中学校の見守り、相談の中で、被虐待児を早期発見し、必要な支援を検討し、虐待を防止します。また、必要に応じて、県中児童相談所や石川警察署と情報共有し地域での見守り体制を強化します。

(再掲) 養育支援訪問事業

【こども家庭センター】

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者がいる場合、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、必要に応じて保健師等が訪問し、再発防止等を図ります。

児童虐待防止の広報・啓発

【こども家庭センター】

乳幼児健診等の場などあらゆる事業での周知、広報掲載や児童虐待防止月間の取組等をとおして、町全体に、児童虐待防止の啓発を実施します。

児童虐待防止や早期発見のため、要保護児童対策協議会や個別ケース検討会議を開催し、県中児童相談所や石川警察署等の関係機関とともに、要保護児童の情報共有や支援方針を決定します。地域における支援体制の維持、向上を図るため、研修なども実施していきます。

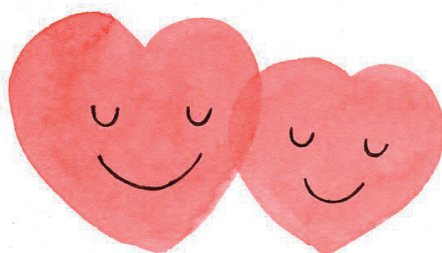
■評価指標

*障がい児支援・医療的ケア児等への支援対策

指標名	現状値 (R5)	目標値
乳幼児健康診査における保健指導の実施割合	100%	100%
ことばの教室の実施回数	4回	4回

*児童虐待防止、社会的擁護を必要とするこども・若者、ヤングケアラーへの支援対策

指標名	現状値 (R5)	目標値
(再掲) 児童虐待の周知、広報	1回	4回
児童相談所への送致数	0件	0件
3歳児健康診査で、子どもを育てにくいと感じる保護者の割合	15.8%	10.0%



基本目標 9 犯罪などの危険から子どもを守る取組

◇福島県の施策

9 - 1 犯罪などの危険から子どもを守る取組

■現状・課題・方向性

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、すべての子どもが健やかに育つための大前提となります。しかし、子どもが一生に残る傷を負う事件や、子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることから、子ども・若者への自殺対策、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、性犯罪・性暴力対策、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策、非行防止と自立支援等に取り組んでいきます。

■施策

- (1) 子ども・若者の自殺対策
- (2) 子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備
- (3) 性犯罪・性暴力対策
- (4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備
- (5) 非行防止と自立支援



◇浅川町の施策

■目標

- ・子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための基本であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策等について、国や県の施策と同様に実施していきます。

■施策

こころの健康相談

【保健センター】

子どもや家族、若者の心の安定や不安や悩みを解消するため、保健センターにおいて、こころの健康相談事業を実施し、家族や児童生徒への利用を勧奨し、継続的な支援を実施します。

子どもの健康づくり支援事業におけるこころの健康教室

【子ども家庭センター・小中学校】

児童生徒が、発達段階に応じた正しい意思決定や行動選択、さらに、将来、一人ひとりが主体的に自身の健康管理ができるようになるよう、各学校等と連携した予防教育を実施します。ライフステージに応じた心理や対処方法等、必要な知識や方法を学ぶ機会としていきます。

◇浅川町の施策

低年齢児の不慮の事故予防啓発

【こども家庭センター】

低年齢児の事故を未然に防ぐため、日常生活での注意点や近年の子どもの事故の状況をまとめたリーフレットを配布し、保護者を中心に普及啓発していきます。

自殺予防対策にかかる事業

【保健センター】

相談体制、普及啓発活動、人材育成の充実を図ると同時に、あらゆる機会を捉えて、自殺予防対策について広く周知します。あわせて、ゲートキーパー養成講座に若者が参加できる機会を創出します。

地域環境の整備

【各担当課】

こどもや子育て中の家族が、安心、安全に利用できるよう公園等の遊び場、公共施設や町道の整備等について、町の振興計画に基づいた事業を実施していきます。また、こどもを対象とする種々の交通安全啓発活動、防災教育、種々の防犯啓発活動についても地域の協力を得ながら実施していきます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
乳幼児健康診査での事故予防リーフレット配布率	100%	100%
若者(39歳以下)のゲートキーパー数	0人	10人



Ⅱ ライフステージ別の重要事項

基本目標1 こどもの誕生前から幼児期における施策

◇福島県の施策

1 - 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

■現状・課題・方向性

安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援するとともに、産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。

また、妊娠や出産の満足度を高め、妊娠期、出産期及び新生児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の事業について、広域のかつ専門的な立場から課題の把握等を行い、市町村と連携して取組を充実させていきます。また、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行い、妊娠には適齢期があることを伝えることで、ライフプランを考えるきっかけを提供していきます。

さらに、不妊に悩む方がこどもを希望する場合、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、希望する治療が受けられるように、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。また、治療を仕事との両立ができるように支援していきます。

■施策

- (1) 周産期医療体制の整備
- (2) 産前産後の支援の充実と体制強化
- (3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援
- (4) 妊産婦・乳幼児への保健対策
- (5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- (6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援
- (7) 災害時の小児・周産期医療体制



1 - 2 こどもの育ちの保障と遊びの充実

■現状・課題・方向性

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えています。

■施策

- (1) 保育の受け皿の整備
- (2) 保育・幼児教育の質の向上
- (3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援
- (4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進
- (5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進
- (6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保
- (7) 子育て支援の拠点づくり
- (8) 教育・保育情報の公表



◇浅川町の施策

■目標

- ・産前産後の支援の充実のため、妊産婦への正しい知識の普及や相談体制の強化に取り組みます。
- ・乳幼児健診や全戸訪問、在宅育児への支援などをおして、母子とのつながりを確保し、多様な子育て支援策を充実していきます。
- ・不妊や不育症に悩む夫婦に対し、経済的支援を実施するとともに、情報の周知に努めます。
- ・母子保健、児童福祉、こども園や小学校等の教育機関が密に連携し、こどもの健康状態を把握することで、特別な配慮を必要とするこどもを支援につなげます。

■施策

母子健康手帳の交付及び相談

【こども家庭センター】

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付するとともに、すべての妊婦さんと面談を行い、一人ひとりの状況に応じて、妊娠中から継続的なサポート、情報提供を行います。

妊産婦健康診査

【こども家庭センター】

妊婦の経済的な負担を軽減し、適切な受診を促すために、福島県医師会に委託し、16回分の費用を公費負担します。

妊娠月に応じた問診、診察及び検査を医療機関で行い、妊娠経過、合併症等について観察し、流産の予防、異常の早期発見の場とします。さらに産後健診を実施し、母体の健康保持を支援します。

妊婦訪問

【こども家庭センター】

保健師等が妊婦と面談し、出産や子育てに向けての準備や手続きについて情報提供し、様々な相談に応じ、切れ目のない支援体制の一事業として実施します。

新生児聴覚検査

【こども家庭センター】

聴覚障がいや早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けられるよう、新生児を対象に聴覚検査を行います。医療機関に委託し、検査費用を全額助成します。異常があった場合、精密検査受診と療育の場を調整します。

乳幼児全戸訪問事業

【こども家庭センター】

生後1～2か月ごろまでの赤ちゃんのいる自宅へ保健師等が訪問し、乳幼児健診や予防接種の案内及び乳児の発育、発達についての確認、育児相談に応じます。

乳幼児健康診査(お誕生教室、歯科健康診査を含む)

【こども家庭センター】

心身の発育状況の確認及び保健指導を行い、健康の保持増進を図るため、3～4か月、7～9か月、1歳6か月、2歳、3歳、5歳の発達の節目に乳幼児健康診査を実施します。

また、1歳児には、家族が生活習慣や子育てに関する知識を習得することで、個々が抱えている不安や悩みを解決できるようお誕生教室を実施します。

4歳、6歳においては、幼児期の歯科疾患を早期発見するための歯科健康診査と甘味摂取抑制や歯科衛生を習慣化するための歯科指導を実施し、う歯の有病率を減少させます。現在町内の歯科医院に委託しているフッ化物塗布については、健康診査時の実施を検討します。

フッ化物塗布事業

【こども家庭センター】

1歳6か月から就学するまでの児を対象とし、約6か月毎にフッ素塗布、歯科健診を実施し、う歯の発生及び増悪を予防します。町内の歯科医院に委託し、定期的な受診をすることで、予防歯科に対する意識を高めます。また、健診時のフッ素塗布など、さらなる体制整備を検討します。

フェイスファイルの活用

【こども家庭センター】

保護者自身が記録し、こどもの成長過程を確認したり振り返ったりするためのファイルです。関係機関に提示し、こどもの健康や生活の状況に対する共通理解を深めることで、切れ目のない支援体制の中で育ちを支援します。

(再掲) にこにこ広場(子育て支援拠点事業)

【こども家庭センター】

子育て支援の核となる施設のひとつとして、あさかわこども園内に設置し、親子遊び、家族が交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報提供、子育て支援のネットワーク構築等を実施します。子どもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で様々な人と出会い、交流し、親子にとっての身近な居場所の拡充と認知度の向上を図ります。

(再掲) 各ライフステージにおける健康支援**【こども家庭センター】**

母体の健康は、妊娠期から保持増進すればよいわけではなく、各ライフステージにあわせた女性としての健康管理が必要であるため、それぞれを対象とした事業をとおして支援していきます。特に、子宮がん検診、乳がん検診など女性特有のがん検診の受診体制を充実させ、母体の健康と子育て支援の視点から、母親としての健康の保持増進を支援していきます。

(再掲) 不妊症、不育症治療費助成事業**【こども家庭センター】**

子どもを持つことを希望しながらも、子どもに恵まれない夫婦に対し、年齢、不妊治療の方法等を制限しない不妊治療費また、不育症治療を助成することにより、経済的負担の軽減と子どもを持つことを応援する少子化対策として実施します。

(再掲) ままカフェ**【こども家庭センター】**

就学以前の家庭保育児とその保護者を対象に、親子で楽しめる行事の遊びや、保護者向けの簡単な制作等を実施します。遊びや制作をとおして、保護者同士の交流の場や、リフレッシュできる機会を提供します。また、児童福祉、母子保健、にこにこ広場が一体となって子育てに関する情報を提供し、気軽に相談できる体制づくりを実施します。

フッ化物洗口**【こども園】**

あさかわこども園に在籍する年中児(4歳～5歳)と年長児(5歳～6歳)に対し、福島県フッ化物応用マニュアルに沿ったフッ化物洗口を集団で実施することにより、歯質の強化につなげ、う歯予防の推進、歯・口腔の健康づくりに対する意識啓発を図ります。永久歯の生え換わり時期にある幼児のうち歯発生及び増悪を予防し、児童期につながっていくよう事業の見直し等を随時実施していきます。

預かり保育

こども園幼稚部の教育活動終了後、家庭の保育に欠ける園児及び諸事情により保育が困難である園児を預かり、児童の健全育成と保護者の就労等を支援します。

評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
専門職による母子健康手帳交付と健康相談実施率	100%	100%
指定された妊婦健診回数を受診した妊婦の割合	100%	100%
産後うつスクリーニング(エジンバラ検査)のハイリスク者	4人	該当なし
妊娠後期面談実施率	100%	100%
新生児聴覚検査の実施率	100%	100%
乳児全戸訪問実施率	100%	100%
乳幼児健康診査受診率	100%	100%
お誕生教室への参加率	100%	100%
1歳6か月児の一人平均う歯数	0人	0人
3歳児の一人平均う歯数	0.42本	0.4本
6歳児のう歯有病率	13.2%	13%
フッ化物塗布を実施している児の割合	65.6%	70%
健診の場でのフェイスファイル活用率	100%	100%
にこにこ広場年間の利用者数	532人	500人
ままカフェ参加者数	22組	20～25組

◇福島県の施策

2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことができる学校教育の充実

■現状・課題・方向性

こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとしていきます。

また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食やこどもがひとりで食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

■施策

- (1) 学力の向上
- (2) 道徳教育の推進
- (3) こどもの体力の向上
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実
- (6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- (7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- (8) 健康教育の推進
- (9) 食育活動の推進
- (10) 体罰や不適切な指導の防止
- (11) 校則の見直し



2 - 2 こどもの居場所づくり

■現状・課題・方向性

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえます。その場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進していきます。

■施策

- (1) こどもの居場所づくりの推進
- (2) 放課後児童対策

2 - 3 小児医療体制やこころのケアの充実

■現状・課題・方向性

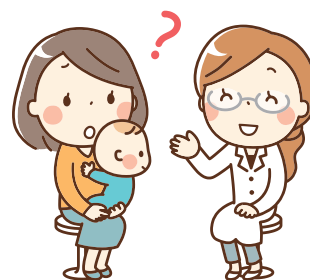
全国的に、少子化や核家族化、共働き世帯の増加等に加え、保護者等による専門医指向や病院指向が大きく影響していると指摘されています。また、福島県では安心してこどもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、18歳未満は医療費無料化を実施していますが、これに伴い軽症患者や救急外来の受診増が懸念され、適正受診の推進が必要となっています。

このことを踏まえ、こどもの健康や予防、急病時に相談でき、適正な受診行動を取れるようにするとともに、こどもが日常的な小児医療や初期救急を身近な地域で受けることができ、さらに重症度に応じた専門的医療や入院救急医療を受けられるなど、県内のどこにいても、休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

また、こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

■施策

- (1) 小児医療体制の整備
- (2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援



2 - 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

■現状・課題・方向性

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう主権者教育を推進します。また、こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

■施策

- (1) 主権者教育の推進
- (2) 消費者教育の推進
- (3) 金融経済教育の充実
- (4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進
- (5) キャリア教育・職場体験の推進



2 - 5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

■現状・課題・方向性

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて対策を強化していきます。不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、学習の機会の選択肢を増やすことによって、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。

■施策

- (1) いじめ防止対策
- (2) 不登校のこどもへの支援



◇浅川町の施策

■目標

- ・児童生徒の健康の保持増進のため、学校保健と連携を強化し、心のケアや、健康・生活習慣についての情報提供、相談支援体制づくりに努めます。
- ・こどもの安全、安心を確保できる居場所づくりと地域環境を整備します。
- ・性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を実施します。

子どもの健康づくり支援事業、認知症サポーター養成講座

【こども家庭センター】

児童生徒が、発達段階に応じた正しい意思決定や行動選択、さらに、将来、一人ひとりが主体的に自身の健康管理ができるようになるよう、各学校等と連携した予防教育を実施します。食育、運動、歯科、薬物乱用防止、こころの健康、思春期、がん予防の各教室に取り組みます。

また、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する事業の一環として、小学6年生を対象に、認知症を理解し、支援する人(サポーター)を養成します。

放課後児童クラブ

【保健福祉課】

放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学生児童に対し、放課後児童クラブで預かり、安心安全な居場所や遊びを提供します。遊びについては、児童の要望をふまえ、遊びの幅を広げていきます。

特別支援が必要な児童を支援するための連携

【教育課】

特別支援連絡協議会に保健師が参加し、各関係機関との情報共有、連携を図り、児童生徒の相談支援にかかわっていきます。児童生徒の指導のため、発達検査が必要になった場合、臨床心理士による検査を受けられるよう学校教育課が調整して実施します。

また、医療機関受診等の支援が必要になった場合、保健師が調整し、早期診断や療育につなげていきます。

学校保健委員会

【各学校・こども家庭センター】

学校保健委員会に参加し、児童生徒の健康状態について現状を把握します。さらに、児童生徒の問題だけでなく、家族を支援する視点でとらえ、問題解決と新たな事業実施について検討し、町民の健康の保持増進と関連させていきます。

子どもの教育環境プロジェクト

【教育課・各学校等】

第5次振興計画の重点プロジェクト事業⑤に位置づけられており、未来を担う人材として、心身ともにたくましく育つまちづくりを目指し、学校教育や生涯学習の充実、青少年の健全育成をリードする施策を重点的に推進するとされています。プロジェクトに基づく種々の事業を実施していきます。

特別支援教育連絡協議会

【教育委員会】

一人ひとりのこどものニーズに応じた支援を充実させることを目的に、学校及び関係機関の広域的・横断的な連携を図るために協議会を実施します。支援体制整備に関することや、対象園児・児童生徒及び保護者の支援に関する協議、特別支援教育の研修等を実施し、学びの場の切り替わりにおいても、スムーズな指導・支援に役立て、特別支援教育の指導力向上を図ります。

■評価指標

関係機関が主として実施する事業が主であり、指標は設定しません。

◇福島県の施策

3 - 1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援

■現状・課題・方向性

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。

また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していきます。

■施策

- (1) 高等教育費の負担軽減
- (2) 学生のキャリア形成支援

3 - 2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

■現状・課題・方向性

地域における魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信を行い、若者の県内就職、地域への定着を図るため、若者が安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事等の要件を満たす雇用を創出するとともに、キャリア形成を支援することで、将来への展望を持って生活できる基盤を整えます。特に、本県における若者、とりわけ女性の流出が深刻であることを踏まえ、若者や女性が活躍できる環境を整備することが重要です。

■施策

- (1) 若者への就職支援
- (2) 若者による地域づくりと移住・定着の推進
- (3) 女性が活躍できる環境づくり



3 - 3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実

■現状・課題・方向性

結婚の希望がかなえられない理由として、「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が上位にあることから、マッチングシステム高度化や市町村や企業との連携強化を進め、独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などをより充実させていきます。

■施策

- (1) 結婚支援の推進

3 - 4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

■現状・課題・方向性

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

■施策

- (1) ひきこもり支援
- (2) 若者の相談支援



◇浅川町の施策

■目標

- ・若者の悩みや不安に対する相談体制の充実を図るため、こころの健康相談等の周知や相談支援の普及啓発に努めます。
- ・青年期の健康づくりを支援するため、情報の発信や体制整備に取り組みます。

■施策

(再掲) こころの健康相談

【保健センター】

こどもや家族、若者の心の安定や不安や悩みを解消するため、保健センターにおいて、こころの健康相談事業を実施し、若者当事者や家族を支援します。必要に応じて関係者との連携を図り、ひきこもりや自殺等の予防につなげます。

青年期の実態把握と相談体制整備

【保健センター】

若者の生活実態や健康状態については、健康あさかわ21計画のアンケート等により、実態を把握していきます。ニーズや課題を捉え、より適した施策を検討します。相談体制については、県や町が相談窓口となり得ることを、あらためて周知していきます。

青年期の生活や健康づくり支援に関する取組

【保健センター】

健康の保持増進のためには、各ライフステージにあわせた健康管理が必要であるため、青年期にあわせた支援をしていきます。広報誌、HP、子育てアプリ「らんらん」で、予防接種や県民健康診査、女性特有のがん検診などについて、健康に役立つ情報発信をしていきます。さらに、保健センターのトレーニングルームを開放し、運動習慣形成のモチベーションとなるよう、インセンティブ付与等を取り入れて事業を実施します。結婚支援については、県の施策と同様に推進します。

大学生等水郡線利用通学費補助金

【教育課】

大学等に遠距離通学する大学生等の世帯の費用負担の軽減と、水郡線の利用促進を目的として、大学生等の通学定期券購入費の一部に対し、補助金を交付します。

奨学資金制度

【教育課】

修学の資金を貸付けることにより教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的として、奨学資金制度を実施します。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
こころの健康相談開催回数	7回	7回
広報誌、HP や子育てアプリ「らんらん」での青年期の健康についての情報発信	3回	5回

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項

基本目標1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

◇福島県の施策

1-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

■現状・課題・方向性

幼児教育・保育、そして医療費の無償化に加え、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育て世帯の負担軽減を図ります。

■施策

- (1) 幼児教育・保育の無償化
- (2) 医療費の無償化
- (3) 児童手当の支給
- (4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等



◇浅川町の施策

■目標

- ・子育てにかかる経済的負担軽減のため、妊娠早期から当事者や家族への経済的支援を実施します。

■施策

児童手当の給付

【保健福祉課】

次世代を担う児童の健全な育成及び資質の向上と家庭における生活の安定のため、子育てにかかる費用として、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に対し、児童手当を支給します。

乳幼児及び子ども医療費等の医療助成

【保健福祉課】

浅川町に住所を有する児童の健康の増進及び疾病や負傷の治療の促進を図るため、対象要件を満たしている場合、保険診療による負担金ならびに入院時食事療養費標準負担額を助成します。また、対象要件を満たしている場合、自立支援医療(育成医療)や小児慢性特定疾病対策事業等による助成を実施します。

妊婦のための支援給付金

【保健福祉課】

妊娠時と出産後に、支援給付金としてそれぞれ5万円ずつ支給します。申請に合わせて、保健師等の専門職が面談を行い、出産や子育てに関する情報提供と保健指導を実施します。

妊婦にやさしい遠方出産支援助成事業

【こども家庭センター】

遠方の医療機関で出産する必要がある妊婦に対して、出産可能な医療機関までの移動にかかる交通費、及び妊婦・支援者が出産入院まで待機するための近隣宿泊施設での宿泊費の助成を実施します。

育児用品等支給事業

【こども家庭センター】

切れ目のない相談支援体制と経済的支援を目的として、妊娠後期の面談時、乳幼児健康診査、育児教室受診の時期を捉えて、紙おむつ等の育児用品の支給を実施します。

多子世帯保育料負担軽減補助金

【こども園】

多子世帯(18歳未満の児童のうち、年長者を第1子として、年長順に数えて第3子以降の児童で基準日における保育所等に入所した児童の年齢が3歳未満の児童)における保護者の経済的負担の軽減を図るため、対象児童が保育所等へ入所している場合に、補助金を交付します。

小学校入学祝金・中学校入学祝金支給

【教育課】

小中学校の入学時に、入学祝金を支給することにより、入学を祝福し、お子さんの健やかな成長を支援します。

給食費無料

【教育課】

子育て世代への経済的支援の一環として、幼稚部、小学校、中学校の給食費を無償化します。

高等学校等通学費助成

【教育課】

高等学校等への通学にかかる負担の軽減を図るために生徒の保護者に助成金を支給します。

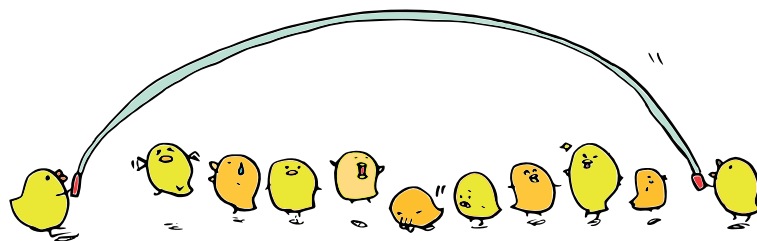
奨学資金制度

【教育課】

修学の資金を貸付けることにより教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的として、奨学資金制度を実施します。

■ 評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
妊婦のための支援給付金支給率	100%	100%
育児用品等の支給率	100%	100%



基本目標2 地域ぐるみの子育て支援と家庭教育支援

◇福島県の施策

2-1 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

■現状・課題・方向性

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、保育所や放課後児童クラブなどを活用して、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。また、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細やかな情報提供を行います。

保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

■施策

- (1) 子育てについて相談や情報提供
- (2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進
- (3) 子育て応援の気運醸成
- (4) 家庭教育支援の推進



◇浅川町の施策

■目標

- ・町民のニーズに応じた子育て情報の発信や事業の充実を図り、子育てしやすい町づくりに取り組みます。

■施策

安産祈願米の贈呈と妊婦交流会

【こども家庭センター】

妊婦に安産を祈願した浅川町産米とお守りを贈呈します。贈呈と同時に交流会を実施し、助産師による個別相談、フットマッサージにより健康状態を把握するとともに、一緒に子育てをしていく仲間作りの場として支援します。

子育てアプリ「らんらん」

【こども家庭センター】

こどもの予防接種や成長記録、育児情報、更には保健・福祉・医療等に関する情報について発信し、妊娠から出産・育児までを町がサポートする子育て支援アプリを提供します。

子育てガイドブック

【こども家庭センター】

子育ての情報、育児スキルを情報提供する手段のひとつとして、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの様々な事業、サービスを掲載したガイドブックを作成し配布します。

産後ケア事業

【こども家庭センター】

産後1年までの母親と乳児を対象として、産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、町が契約する助産所等において、宿泊や日帰りによる母子のケアや育児のサポートが受けられるよう利用方法を周知するとともに自己負担を軽減し経済的に支援します。

出生祝金の支給

【保健福祉課】

町の人口増加と活力ある町づくりを図るとともに、出生を祝福し、対象要件を満たしている家庭に対して、出生児の健やかな成長を願い祝金を贈ります。

○出生祝金の内容

- ・第1子・2子 10万円
- ・第3子 15万円
- ・第4子 20万円
- ・第5子以降 30万円

こども園幼稚部における預かり保育

【こども園】

幼稚部の教育活動終了後、家庭の保育に欠ける園児及び諸事情により保育が困難である園児を預かり、居場所と遊びを提供します。

こども園保育部における一時預かり保育

【こども園】

0歳6か月から2歳の未就学児を対象に、月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付事業を実施していきます。

子育てを学ぶ機会

【各担当課】

乳幼児健康診査等の母子保健事業の中でも、個別指導を充実させ、子育てスキルを提供し、子育て当事者が子育てについて振り返ったり、学んだりできるように支援していきます。

教育課や図書館で実施する子育て支援事業、こども園や各学校で実施される保護者を対象とした事業をとおして、子育てについて学ぶ機会としていきます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
交流会へ参加した妊婦の割合	50%	70%
妊婦によるアプリダウンロード率	90%	100%
産後ケア事業の利用者数	0人	1人以上



基本目標4 ひとり親家庭への支援

◇福島県の施策

3-1 仕事と育児の両立、共働き・共育ての推進

■現状・課題・方向性

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。特に、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組み、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。

■施策

- (1) 育児休業の取得支援
- (2) 男性の家事・子育てへの参画促進
- (3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり
- (4) 出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援
- (5) ワーク・ライフ・バランス推進と両立支援

◇浅川町の施策

■目標

・共働き・共育ての推進、地域社会全体で支援する社会の実現にむけて、国、県の施策と同様に取り組みます。

■施策

父子手帳の交付

【こども家庭センター】

母子健康手帳の交付とあわせて、父子手帳を配布することで、育児スキルや母体の健康について知り、男性の家事、子育て参画を応援していきます。

子育てを学ぶ機会

【各担当課】

乳幼児健康診査等の母子保健事業の中でも、個別指導を充実させ、子育てスキルを提供し、保護者が子育てについて振り返ったり、学んだりできるように支援していきます。
教育課や図書館で実施する子育て支援事業、こども園や各学校で実施される保護者を対象とした事業をとおして、子育てについて学ぶ機会としていきます。

■評価指標

指標名	現状値 (R5)	目標値
父子手帳の配布数	100%	100%

基本目標4 ひとり親家庭への支援

◇福島県の施策

4-1 ひとり親家庭への支援

■現状・課題・方向性

令和6年6月に実施した「ひとり親家庭実態調査」では、経済的支援、生活支援を求める声が多かったことから、引き続きひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。また、養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活の安定のために重要な取組であることから、養育費確保に向けた支援に取り組みます。

■施策

- (1) 経済的支援
- (2) 就労支援
- (3) 子育て・生活支援
- (4) 相談支援
- (5) 情報提供の充実・強化



◇浅川町の施策

■目標

- ・こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、ひとり親家庭が抱える問題に対して相談に応じ、さまざまな経済的サポートに取り組みます。

■施策

児童扶養手当の給付

【保健福祉課】

父または母のいない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるため、対象要件を満たしている家庭に対し、児童扶養手当を支給します。

ひとり親家庭医療費助成

【保健福祉課】

ひとり親家庭への医療費を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進や福祉の向上を図ります。

ひとり親家庭への相談支援

【保健福祉課】

ひとり親家庭が抱える、経済的な困難、子育てに関する不安、就労支援、教育支援など、多岐にわたるさまざまな課題や悩みを解決するため支援をします。また、ひとり親家庭が自立し、こどもたちが健やかに成長できるよう、包括的な支援に努めます。

就学援助金制度など教育にかかる経済的サポート

【各担当課】

○奨学資金制度

種々の奨学金制度により、修学の資金の支援を実施します。

○就学援助金制度

経済的理由により児童生徒の就学が困難な場合、学校生活において必要となる費用の一部を援助します。

○小学校入学祝金支給・中学校入学祝金支給

小中学校の入学時に、入学祝金を支給することにより、入学を祝福し、お子さんの健やかな成長を支援します。

○給食費無料化

子育て世代への経済的支援の一環として、幼稚園、小学校、中学校の給食費を無償化します。

■評価指標

経済的なサポートが中心のため、指標は設定しません。



第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業 (子ども・子育て支援事業計画)

1. 子ども・子育て支援事業の全体像

根拠法	給付の区分	事業名	実施状況	計画
子ども・子育て支援法	施設型給付	1. 公立幼稚園	○	こども園・幼稚園に移行
		2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園		該当なし
		3. 認可保育所	○	こども園・保育部に移行
		4. 幼保連携型認定こども園		現行の保育所・幼稚園を統合して、こども園を開設
		5. 幼稚園型認定こども園		
		6. 保育所型認定こども園		
		7. 地方裁量型認定こども園		
	地域型保育給付	8. 小規模保育		0～2歳の3号認定者について、保育所・こども園で受入
		9. 家庭保育		
		10. 居宅訪問型保育		
		11. 事業所内保育		
	地域子ども・子育て支援事業	12. 利用者支援	○	こども家庭センターにて対応
		13. 地域子育て支援拠点事業	○	「にこにこ広場」として開設
		14. 妊婦健診	○	継続して実施
		15. 乳児家庭全戸訪問事業	○	継続して実施
		16. 養育支援訪問事業等	○	継続して実施
		17. 子育て短期支援事業		必要性を検討する 実施する事業所がない
		18. ファミリー・サポート・センター事業		必要性を検討する
		19. 一時預かり	○	町独自事業として実施

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

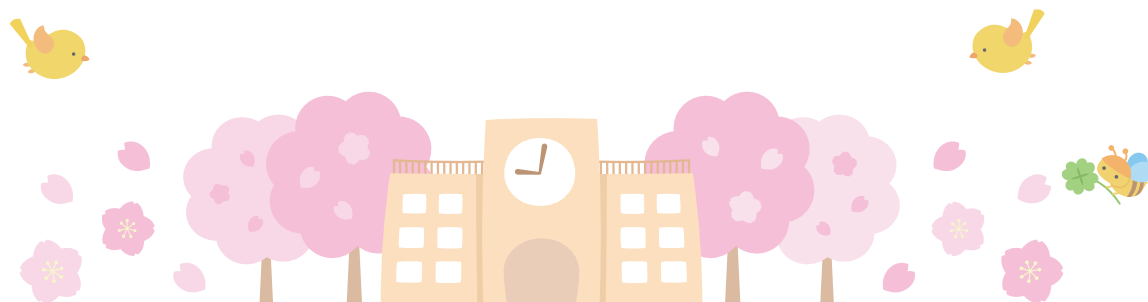
第6章

根拠法	給付の区分	事業名	実施状況	計画
		20. 延長保育事業	○	町独自事業として実施
		21. 病児・病後児保育事業	○	体調不良児型として実施
		22. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	○	継続して実施
		23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業		必要に応じて実施
		24. 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業		必要に応じて実施
		25. 子育て世帯訪問支援事業		児童福祉法の改正による新規事業
		26. 児童育成支援拠点事業		
		27. 親子関係形成支援事業		
		28. 妊婦等包括相談支援事業	○	子ども・子育て支援法の改正による新規事業
		29. 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		
		30. 産後ケア事業の提供体制の整備	○	

2. 教育・保育の提供区域

国の基本指針において、子ども・子育て支援事業計画の策定における基本的記載事項として市町村における「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。また、提供区域を定めるにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるなどと記載されています。

本町では、町内の教育・保育施設の配置状況や地域の実情を考慮し、町内全体を1つの提供区域として設定することとします。



3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、施設型給付の特定保育・保育施設として、あさかわこども園を開設しています。量の見込みの設定については、以下の区分に分け、過去5年間の人口動態及び事業実績をもとに推計を行いました。

●教育・保育給付認定の区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の小学校就学前のこども
条 件	2, 3号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
施 設	幼稚園	保育園	

(1) こども園・幼稚部

平成30年度からあさかわこども園を開設し、幼稚部の定員は160人となっています。1号の幼稚部利用者が令和2年度は119人、3歳になるとほとんどの児童が幼稚部に通園しています。

現状、3・4・5歳の幼稚部通園状況と幼稚部の定員数から見込まれる人数を受け入れられる体制となっています。今後の出生数が減少していくことから、見込み数も比例して減少していくと考えられます。また、共働き世帯については、預かり保育を町独自事業で実施しており、今後も継続して行います。

●幼稚部の利用状況(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1号	1号	1号	1号
見込み量	116	107	103	106
実 績	119	113	100	102

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
見込み量	82	70	63	63	60
実 績	160	160	160	160	160

(2) こども園・保育部

0～2歳児を保育しており保育部の定員は72人となっています。3号の利用者が令和2年度は37人、令和5年度は34人となっています。

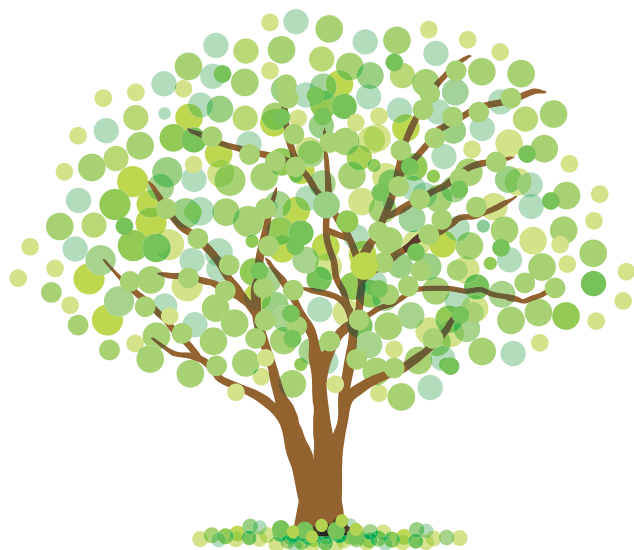
現在の定員と利用児童数から、おおむね見込まれる利用者を受けられる体制となっていますが、低年齢児の保育ニーズは潜在的で増加傾向といえます。あさかわこども園保育部へ移行したことにより3号認定者の受け入れ体制を確保していることから、保育士の確保及び保育の質の向上を図るための方策を取り入れて実施します。

●保育部の利用状況(人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
実績	16	21	26	22	23	20	12	22	20	18	16	31
合計	63			65			54			65		
供給量	72			72			72			72		

●見込み量(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
見込み量	15	20	22	14	16	24	13	15	20	12	14	19	11	13	18
合計	56			53			47			44			41		
供給量	72			72			72			72			72		



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 対象事業

量の見込みについては、過去5年間（令和2年度～令和6年度）の人口動向及び事業実績から推計しました。

	事業名	内 容
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	通常の保育時間(11時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の病気や出産、介護等のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等において子どもを一定期間預かる事業です。「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
4	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
5	一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。
6	病児・病後児保育事業	病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動です。
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐことで、乳児家庭の孤立化を 방지、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
9	妊婦健康診査	妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保します。
11	利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。

	事業名	内 容
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業です。
14	子育て世帯訪問支援事業(新規事業)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。
15	児童育成支援拠点事業(新規事業)	養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い方の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。
16	親子関係形成支援事業(新規事業)	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
17	妊婦等包括相談支援事業(新規事業)	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。
18	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規事業)	こどもの良質な生育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から2歳の未就学児を対象にし、月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付事業です。
19	産後ケア事業の提供体制の整備	産後1年までの母親と乳児を対象として、産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、町が契約する助産所等において、宿泊や日帰りによる母子のケアや育児のサポートが受けられるよう利用方法を周知するとともに自己負担を軽減し経済的に支援します。



① 時間外（延長）保育事業（町独自事業）

こども園保育部で早朝と夕方の延長保育を実施しています。

通常の保育時間である11時間を超えた延長保育の希望が時間外保育の要件となっていますが、現在、夕方18時15分まで預かる体制を確保しています。今後、保護者の働き方や利用意向を踏まえて対応に努めます。

●保育部利用状況(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	63	65	54	65

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	56	53	47	44	41
供給量	72	72	72	72	72

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

現在、町内には、公設公営と民設民営の2つの児童クラブがあります。浅川小学校に通う1～6年生を対象に放課後児童クラブを開設しており、長期休業期間も受け入れています。そのうち、小学校にある公設公営の児童クラブでは、児童の減少に伴って登録者数も減少方向へ推移しています。

今後も現状と利用希望を把握し、小学生が放課後に過ごす場として確保します。

●児童数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	171	152	154	125

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	104	102	96	85	78
供給量	140	140	140	140	140

③ 子育て短期支援事業

現在、該当者がいないため実施していませんが、緊急時の対応なども含めて提供体制の整備や、動向等の把握に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

就園前の親子の集まる場としてこども園にて実施しています。今後も継続し、就園前の親子が集まる場、相談や情報提供などができる場として確保に努め、参加を促進します。

●利用延人数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	823	562	465	532

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	550	550	550	550	550
供給量	550	550	550	550	550

⑤ 一時預かり事業（町独自）

幼稚園児の保護者が就労等により昼間家庭にいない在園児を対象に、こども園幼稚部にて1号の預かり保育を実施しています、令和5年度は93人が利用登録し、週5日の利用が多くみられています。今後も継続し実施します。

●利用登録者(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	88	85	76	93

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70	60	50	50	50
供給量	70	60	50	50	50

⑥ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

こども園で在園児を対象に、来園後に体調不良となった児童の預かりを実施しています。共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えている背景から、今後も継続し、体調不良児の預かり以外の病児保育のニーズの把握と他市町村との連携による実施方策について検討します。

●利用登録者(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	38	42	115	326

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	250	250	250	250	250
供給量	250	250	250	250	250

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

現在、実施していませんが、提供体制についてニーズや動向等の把握に努めます。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、支援が必要な家庭へ適切なサービス提供を行っています。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐため、今後も実施し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応していきます。

●利用延人数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	30	21	25	24

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20	20	20	20	20
供給量	20	20	20	20	20

⑨ 妊婦健康診査

現在、母子健康手帳の交付時に事業の説明をし、妊産婦健康診査受診券を15回分交付しています。今後も継続し、適切な受診を勧奨します。

●利用延人数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	307	249	283	270

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	375	360	345	330	315
供給量	375	360	345	330	315

⑩ 養育支援訪問事業

養育困難な家庭に保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しています。今後も育児放棄等養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、当該事業での実施を検討します。

●利用延人数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	823	562	465	532

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	550	550	550	550	550
供給量	550	550	550	550	550

⑪ 利用者支援事業

現在、「浅川町こども家庭センター」にて相談、対応等を行っています。

今後も継続し、浅川町こども家庭センターを中心に、関係課や関係機関と連携のとれた子育て家庭の支援に努めます。

●利用登録者(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	88	85	76	93

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70	60	50	50	50
供給量	70	60	50	50	50

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。必要に応じて検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活動事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じて検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

令和7年度からの新規事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整えて虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。現在、実施していませんが、提供体制について動向等の把握に努めます。

⑮ 児童育成支援拠点事業

令和7年度からの新規事業で、養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所の提供等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い方の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。現在、実施していませんが、提供体制について動向等の把握に努めます。

⑯ 親子関係形成支援事業

令和7年度からの新規事業で、児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談等の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。現在、実施していませんが、提供体制について動向等の把握に努めます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	40	40	40	40	40
供給量	40	40	40	40	40

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどもの良質な生育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から2歳の未就学児を対象にし、月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付事業です。現在、実施していませんが、提供体制について、動向等の把握に努めます。

⑲ 産後ケア事業の提供体制の整備

産後1年までの母親と乳児を対象として、産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、町が契約する助産所等において、宿泊や日帰りによる母子のケアや育児のサポートが受けられるよう利用方法を周知するとともに自己負担を軽減し経済的に支援します。

●見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

本町では、計画の策定にあたって、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「浅川町こども・子育て会議」を設置しました。

本計画にかかわる施策は、保健、福祉、医療のほか、教育や保育をはじめ、様々な分野にわたるため、関係機関が連携のもと、全庁をあげて、現状や課題の情報共有を図りつつ、計画を推進していきます。社会資源が限られる本町においては、国や県、近隣自治体と連携した広域的な取り組みをしていきます。また、家族、地域等が連携、協働し、こども・若者、子育ての当事者のみなさんが、生涯にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をおくる気運の創出をめざしていきます。

2. 進行管理・評価

進行管理、評価については、こども・子育て会議のほか、健康づくり推進協議会、要保護児童地域対策協議会等での協議も関連させながら行っていきます。

PCDAサイクル



参考資料

1. 浅川町子ども子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 19 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、浅川町子ども・子育て会議(以下「会議」という)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 浅川町子ども・子育て会議委員

	構成団体等	氏名	役員
1	県中保健福祉事務所 専門保健技師	遠藤 瞳	
2	浅川町民生委員・児童委員協議会 主任児童員	大谷 榮子	
3	浅川町民生委員・児童委員協議会 主任児童員	渡邊 和子	
4	浅川中学校 校長	岡部 史則	
5	浅川小学校 校長	相楽 秀幸	会長
6	あさかわこども園 園長	生田目 真理子	
7	協力歯科衛生士	江田 亜沙未	
8	こども園代表 PTA会長	生田目 健	
9	小学校代表 PTA会長	奥村 収	副会長
10	中学校代表 PTA会長	川音 孝彦	

【保健福祉課】

	職名	氏名
1	保健福祉課長	佐川 建治
2	こども家庭センター 統括支援員	兼子 祥生
3	主任主査兼福祉係長	水野 拓
4	保健センター 保健師	山崎 妙子
5	保健センター 保健師	渡邊 有紀
6	主事	上野 陽花

浅川町 こども・子育て計画

編集・発行 浅川町 保健福祉課

〒963-6292

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

TEL 0247-36-4123